

藍住町第9期介護保険事業計画及び 高齢者福祉計画

**令和6（2024）年3月
藍住町**

目次

| | |
|-------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2 計画の性格・位置付け | 2 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 4 日常生活圏域の設定 | 3 |
| 5 計画の策定方法と体制 | 3 |
| 第2章 高齢者を取り巻く状況 | 4 |
| 1 人口等の動向 | 4 |
| 2 要介護認定者等の状況 | 8 |
| 3 高齢者等の見込み | 13 |
| 4 高齢者実態調査結果の概要 | 15 |
| 第3章 基本理念と基本目標 | 38 |
| 1 基本理念 | 38 |
| 2 基本目標 | 39 |
| 3 計画の体系 | 40 |
| 第4章 施策の展開 | 41 |
| 基本目標1 介護予防・健康づくりの充実 | 41 |
| 1 高齢者生活支援サービスの充実 | 41 |
| 2 介護予防・健康づくりの推進 | 42 |
| 基本目標2 支え合いの地域づくり | 50 |
| 1 地域包括ケア推進体制の充実 | 50 |
| 2 見守り支え合う地域づくりの推進 | 52 |
| 3 在宅医療・介護連携の推進 | 53 |
| 4 ヤングケアラー等を含む介護者への支援 | 55 |
| 基本目標3 認知症施策の推進 | 56 |
| 1 認知症への理解を深めるための普及啓発の推進 | 56 |
| 2 認知症の方や関わる方への支援 | 56 |
| 基本目標4 安心・安全に暮らせる地域づくり | 59 |
| 1 安全な暮らしの確保 | 59 |
| 2 高齢者の住まい・生活環境の整備 | 61 |
| 3 高齢者の権利擁護 | 64 |
| 4 生きがいづくり・社会参加の促進 | 66 |
| 基本目標5 持続可能な介護保険制度の運営 | 69 |
| 1 介護サービスの基盤整備と供給量の確保 | 69 |
| 2 介護サービスの質的向上 | 69 |
| 3 介護保険制度の円滑な運営 | 71 |

| | |
|-------------------------------|-----|
| 第5章 介護保険サービスの見込み・保険料..... | 74 |
| 1 介護保険事業の見込み量 | 75 |
| 2 サービス事業費の見込み | 89 |
| 3 介護保険料基準額の設定 | 92 |
| 第6章 計画推進に向けて..... | 97 |
| 1 計画の推進体制について | 97 |
| 2 計画の進捗管理について | 98 |
| 資料編..... | 99 |
| 1 藍住町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱 | 99 |
| 2 第9期藍住町介護保険事業計画等策定委員会 | 100 |
| 3 用語解説 | 101 |

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

高齢化の進展に伴い要介護高齢者が増加する一方、核家族化の進行など、要介護者を支えてきた家族をめぐる状況の変化に対応し、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成 12（2000）年 4 月に介護保険制度がスタートし、既に 20 年以上が経過し、定着・発展してきたところです。

この間、高齢化の進展に伴う要介護者の増加、それに起因する介護給付費の増加、更に介護保険料の上昇、介護サービス提供体制の充実を支える介護従事者の育成・確保、地域医療と介護の連携、認知症対策など、様々な課題が顕在化してきています。

令和 7（2025）年にはいわゆる団塊の世代すべてが後期高齢者（75 歳以上）となり、令和 22（2040）年には団塊ジュニア世代が 65 歳以上となることで、現役世代が急減することが見込まれています。また、要介護認定率や介護給付費が急増する 85 歳以上の人口は、令和 42（2060）年頃まで増加傾向が続くことが見込まれており、今後、急激に高齢化が進む地域もあれば、高齢化のピークを超える地域もあるなど、人口構造の変化や医療・介護ニーズ等の動向が地域ごとに異なってきます。

国では、こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を検討することが重要であるとしています。

また、近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による新たな生活様式等も踏まえ、高齢者保健福祉・介護保険制度に関する事業等についても、安全と安心を確保するための創意工夫を常に行うことが今後も求められています。

本町では、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 年間を計画期間とした「藍住町第 8 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」において、「誰もが住み慣れた地域で健康に安心してともに暮らせる環境づくり～いつまでもいきいきと暮らせる藍住町をめざして～」を基本理念に掲げ、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現を目指し、介護保険事業及び高齢者福祉施策の充実に努めてきました。

この度、令和 6（2024）年 3 月末をもって、現在の藍住町第 8 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画が終了することから、本町における介護保険事業に係る基本的事項を定め、適切な介護サービスの提供、地域支援事業の充実等を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、健康に暮らし続けられる体制づくりに向け、藍住町第 9 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

介護保険事業計画の制度改正の経過

| | |
|------------------|--|
| 第1期(平成 12～14 年度) | 介護保険制度の導入・老人保健福祉計画と一体策定 |
| 第2期(平成 15～17 年度) | 新予防給付、地域包括支援センターと地域支援事業、地域密着型サービスの導入 |
| 第3期(平成 18～20 年度) | 高齢者医療確保法施行 |
| 第4期(平成 21～23 年度) | 介護従事者の処遇改善を目的とした介護報酬改定 |
| 第5期(平成 24～26 年度) | 「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和 7(2025)年を目途に、医療介護総合確保推進法の施行 |
| 第6期(平成 27～29 年度) | 介護予防・日常生活支援総合事業の創設 |
| 第7期(平成 30～令和2年度) | 地域包括ケアシステムの推進及び介護保険制度の持続可能性の確保への取組 |
| 第8期(令和3～令和5年度) | 介護予防・健康づくりの推進(健康寿命の延伸)、介護現場の革新 |

2 計画の性格・位置付け

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく市町村老人福祉計画、介護保険法第 117 条に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定します。

また、本計画は、町政の最上位計画である総合計画をはじめ、関連する各分野の計画、国の法制度や指針、県の計画との整合を図りながら策定します。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6 (2024) 年度を初年度とし、令和 8 (2026) 年度を目標年度とする 3 か年とします。団塊の世代全員が後期高齢者となる令和 7 (2025) 年度及び団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、現役世代が急激に減少する令和 22(2040)年度を見据え、中長期的な視点に立った施策の展開を図る期間となります。

4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるよう、地理的条件や人口・交通事情等の社会的条件・介護サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて圏域を区分したものです。

本計画においても、第8期計画に引き続き、藍住町全体を1圏域と設定し、圏域内の様々な社会資源の連携による地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。

5 計画の策定方法と体制

(1) 高齢者実態調査の実施

高齢者の生活実態や介護サービスの利用意向など、生活実態やニーズ等を把握し、今後の介護保険事業、高齢者保健福祉施策を検討するために、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施しました。

(2) 藍住町第9期介護保険事業計画等策定委員会の開催

多様な意見を踏まえた計画となるよう、関係機関、関係団体、事業者、介護保険被保険者等で組織された「藍住町第9期介護保険事業計画等策定委員会」において、本計画の策定に当たっての意見交換及び審議を行います。

(3) パブリックコメントの実施

広く住民等から意見を聴取し、本計画に反映させるため、パブリックコメントを実施します。

(4) 庁内関連部署との協議・検討

関係各課との施策連携を図る必要性から、庁内関連部署と現状を踏まえた課題把握や今後の施策検討など計画策定について協議を行い、計画を作成します。

(5) 徳島県との意見調整

介護保険制度における介護給付等対象サービスは、広域的に提供されることや、介護保険施設は「徳島県介護保険事業支援計画」により福祉圏域ごとに整備されることから、徳島県との意見調整を行い、計画を策定します。

第2章 高齢者を取り巻く状況

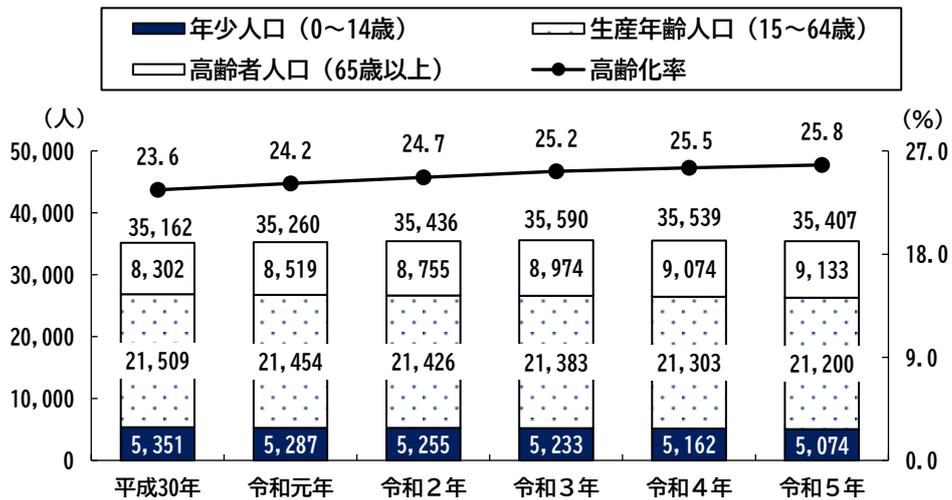
I 人口等の動向

(1) 総人口等の推移

本町の総人口は令和3年まで増加傾向にありますが、令和4年には減少へ転じています。また、高齢化率は増加傾向にあり、令和5年には25.8%となっています。

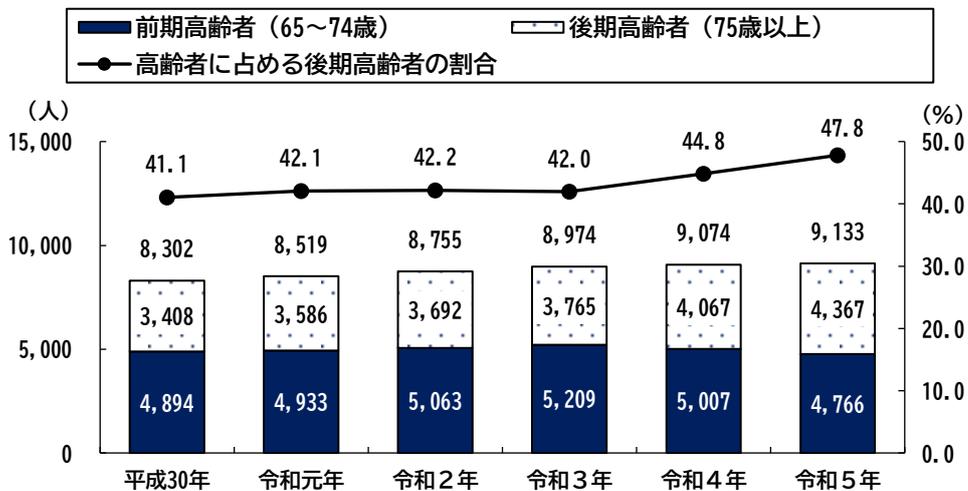
高齢者人口の推移をみると、平成29年から令和5年にかけて一貫して増加しており、令和5年で9,133人となっています。また、高齢者に占める後期高齢者の占める割合をみると、令和4年から令和5年にかけて3.0ポイント増加しています。

【総人口等の推移】



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

【高齢者人口の推移】

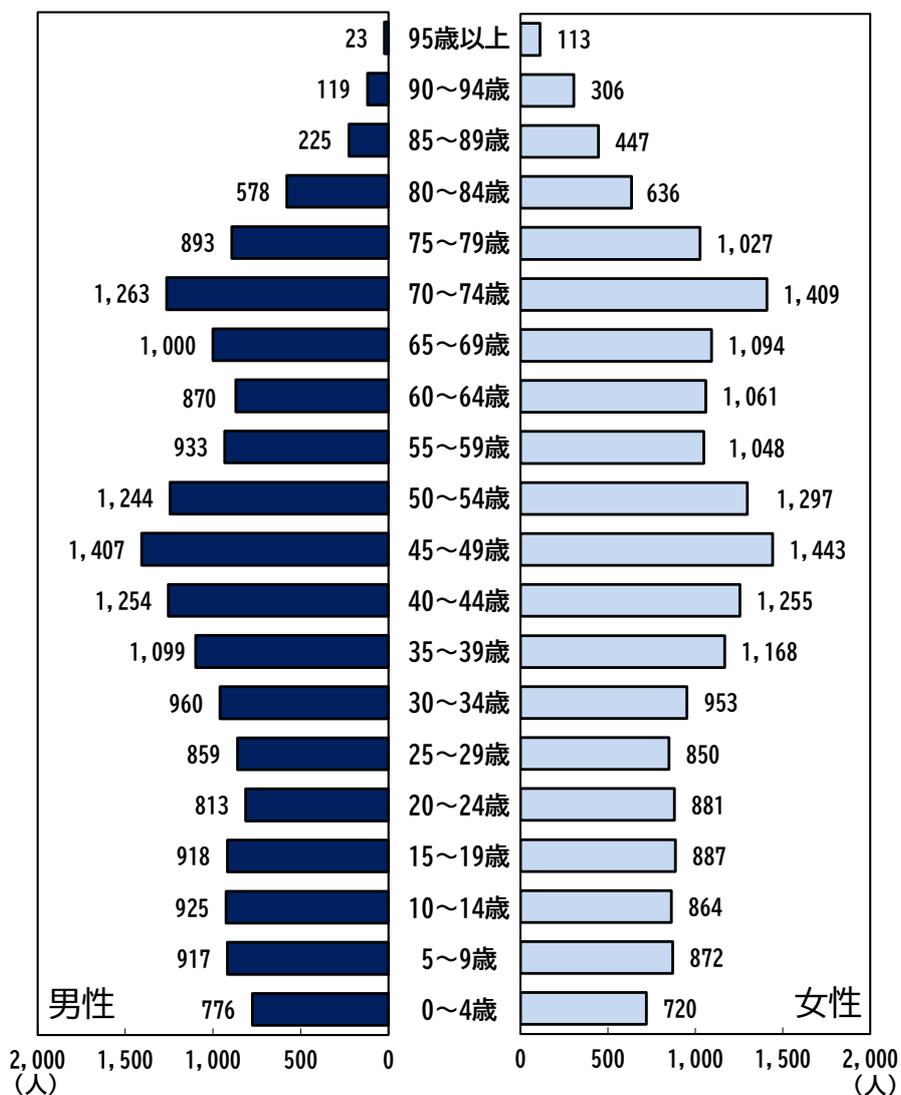


資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(2) 人口構造の状況

本町の人口構造を5歳階級別の人口ピラミッドで見ると、男女ともに45～49歳が最も多く、次いで70～74歳となっています。

【人口ピラミッド（令和5年9月末現在）】

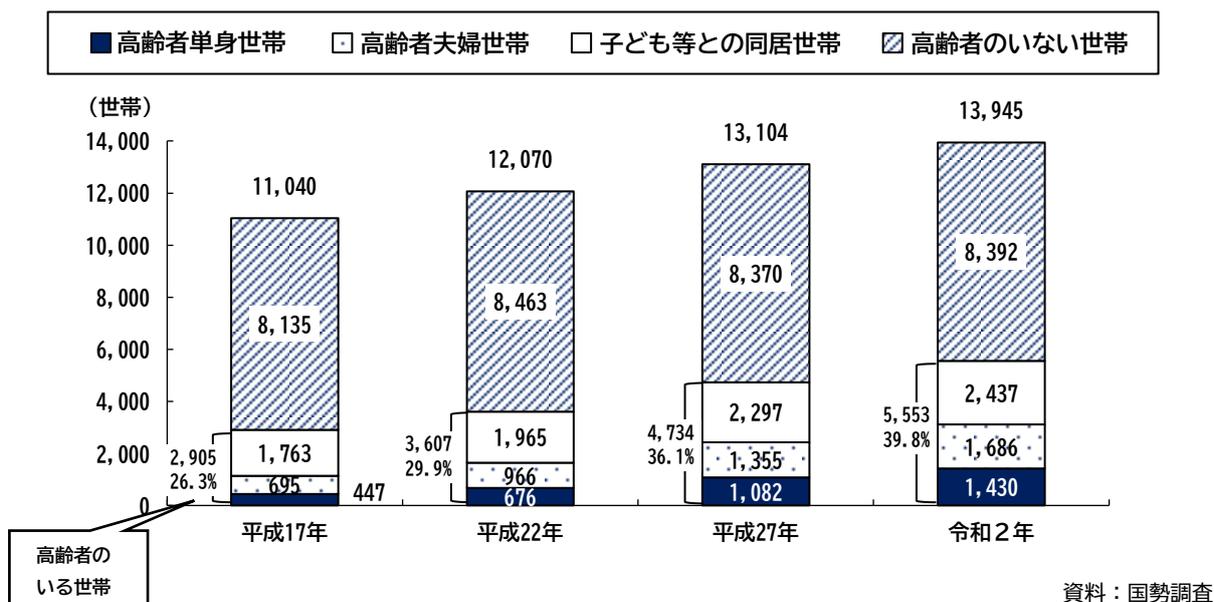


資料：住民基本台帳

(3) 高齢者世帯の状況

本町の一般世帯（施設等の世帯を除いた世帯）は、平成17年の11,040世帯から令和2年の13,945世帯へと増加しています。また、高齢者のいる世帯をみると、平成17年から令和2年にかけて2,648世帯の増加となっています。特に「高齢者単身世帯」の増加が顕著となっており、平成17年と令和2年を比べると、約3.2倍に増加しています。

【高齢者世帯の状況】



資料：国勢調査

(4) 高齢者の住まいの状況

高齢者の住まいの状況をみると、一般世帯では持ち家の構成比が68.1%と7割程度となっていますが、高齢者のいる世帯では86.3%となっており、8割を超えています。

【高齢者の住まいの状況】

単位：世帯、%

| 区分 | 持ち家 | 公営の借家 | 民営の借家 | その他 | 計 |
|-----------|-------|-------|-------|-----|--------|
| 一般世帯数 | 9,501 | 464 | 3,575 | 405 | 13,945 |
| (構成比) | 68.1 | 3.3 | 25.6 | 2.9 | 100.0 |
| 高齢者のいる世帯数 | 4,790 | 201 | 490 | 72 | 5,553 |
| (構成比) | 86.3 | 3.6 | 8.8 | 1.3 | 100.0 |

資料：令和2年国勢調査

(5) 高齢者の就業状況

高齢者の就業状況をみると、高齢者の就業人数は1,859人となっています。

業種別にみると、65歳以上就業人口に占める割合は、農業、林業(15.8%)が最も高く、次いで医療、福祉(13.6%)、卸売業、小売業(13.5%)、建設業(11.9%)などとなっています。また、農業、林業の就業者は全体の43.9%を65歳以上の高齢者が占めています。

【高齢者の就業状況】

単位：人、%

| 産業 | 業種 | 全就業人口 | | 65歳以上就業人口 | | |
|---------|-------------------|--------|-------------|-----------|-----------------|--------------------------|
| | | 人数 | 全就業人口に占める割合 | 人数 | 65歳以上就業人口に占める割合 | 業種別全就業人口に占める65歳以上就業人口の割合 |
| 総数 | | 15,607 | 100.0 | 1,859 | 100.0 | |
| 第一次 | 農業、林業 | 668 | 4.3 | 293 | 15.8 | 43.9 |
| | 漁業 | 6 | 0.04 | 1 | 0.1 | 16.7 |
| 第二次 | 鉱業、採石業、砂利採取業 | 5 | 0.03 | 0 | 0.0 | 0.0 |
| | 建設業 | 1,222 | 7.8 | 221 | 11.9 | 18.1 |
| | 製造業 | 2,780 | 17.8 | 156 | 8.4 | 5.6 |
| 第三次 | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 50 | 0.3 | 2 | 0.1 | 4.0 |
| | 情報通信業 | 191 | 1.2 | 4 | 0.2 | 2.1 |
| | 運輸業、郵便業 | 670 | 4.3 | 74 | 4.0 | 11.0 |
| | 卸売業、小売業 | 2,419 | 15.5 | 251 | 13.5 | 10.4 |
| | 金融業、保険業 | 285 | 1.8 | 16 | 0.9 | 5.6 |
| | 不動産業、物品賃貸業 | 237 | 1.5 | 63 | 3.4 | 26.6 |
| | 学術研究、専門・技術サービス業 | 428 | 2.7 | 58 | 3.1 | 13.6 |
| | 宿泊業、飲食サービス業 | 746 | 4.8 | 103 | 5.5 | 13.8 |
| | 生活関連サービス業、娯楽業 | 551 | 3.5 | 82 | 4.4 | 14.9 |
| | 教育、学習支援業 | 713 | 4.6 | 29 | 1.6 | 4.1 |
| | 医療、福祉 | 2,821 | 18.1 | 253 | 13.6 | 9.0 |
| | 複合サービス事業 | 125 | 0.8 | 3 | 0.2 | 2.4 |
| | サービス業(他に分類されないもの) | 826 | 5.3 | 160 | 8.6 | 19.4 |
| | 公務(他に分類されるものを除く) | 569 | 3.6 | 19 | 1.0 | 3.3 |
| 分類不能の産業 | 295 | 1.9 | 71 | 3.8 | 24.1 | |

資料：資料：令和2年国勢調査

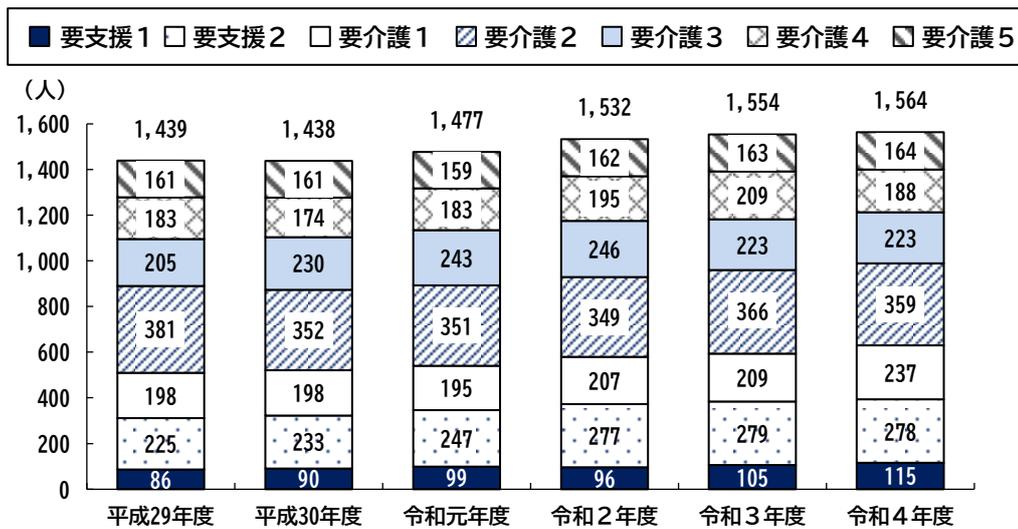
2 要介護認定者等の状況

(1) 要介護認定者等の状況

本町の要介護認定者等の推移をみると、平成30年度以降増加傾向にあり、令和4年度では1,564人となっています。

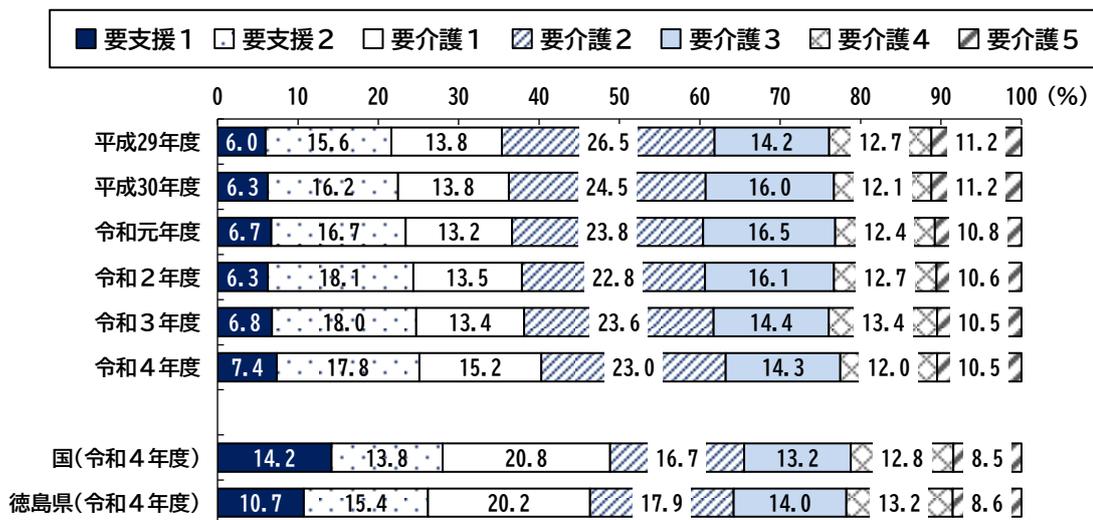
要介護度別の割合をみると、全国、県と比べて要支援1および要介護1は低く、要介護2は高い割合での推移となっています。

【要支援・要介護認定者の推移（第2号被保険者含む）】



資料：見える化システム（各年度3月末）

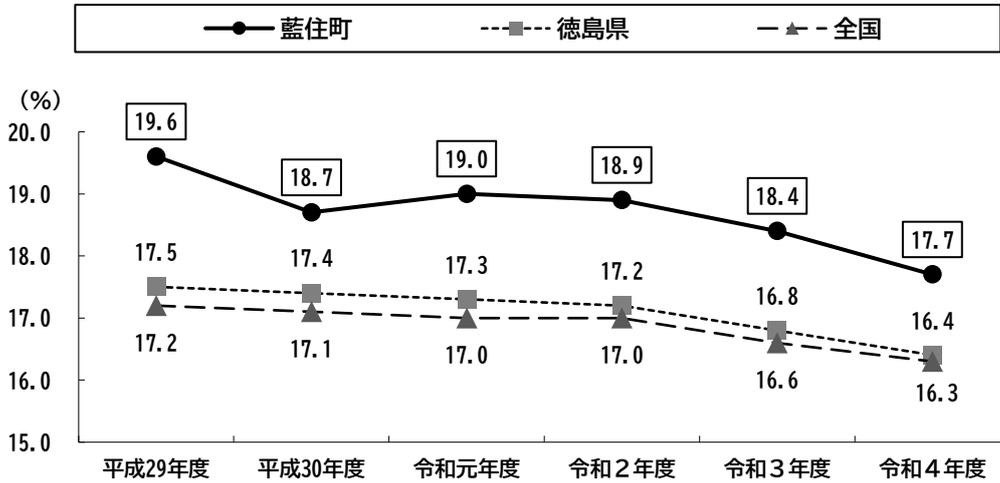
【要支援・要介護認定者構成比の推移（第2号被保険者含む）】



資料：見える化システム（各年度3月末）

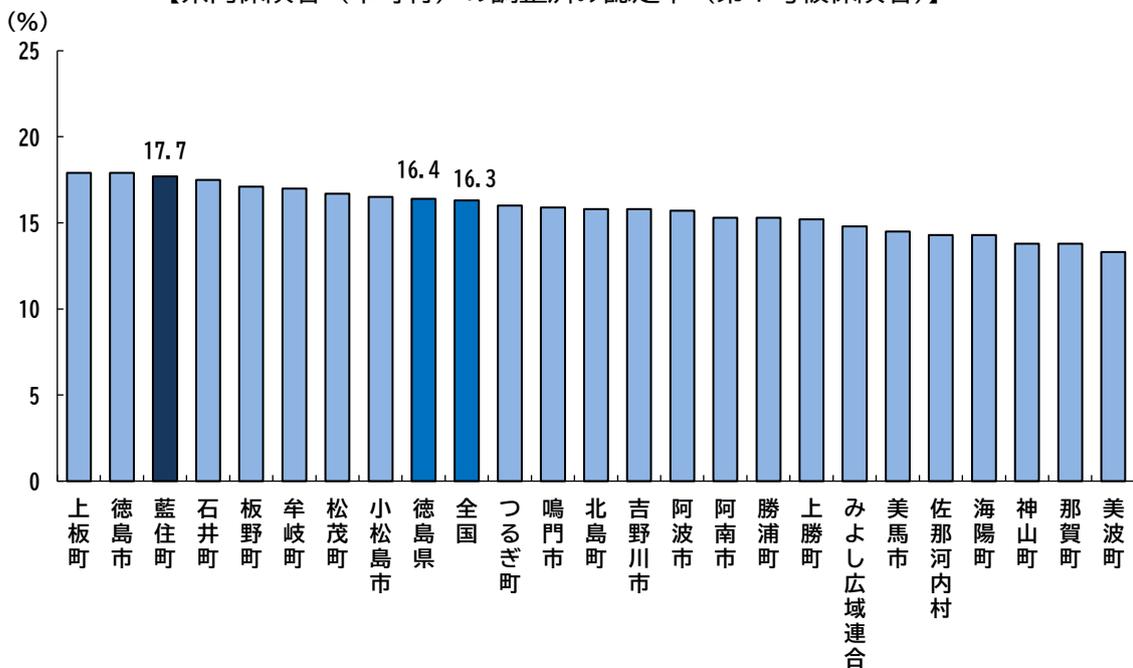
調整済み認定率をみると、全国、県を上回る数値での推移となっており、令和4年度では17.7%となっています。また、調整済み認定率を県内市町村および全国、県と比較すると、上板町及び徳島市に次いで第3位となっています。

【調整済み認定率（第1号被保険者）の推移】



資料：見える化システム（各年度3月末）

【県内保険者（市町村）の調整済み認定率（第1号被保険者）】



資料：見える化システム（令和5年3月末）

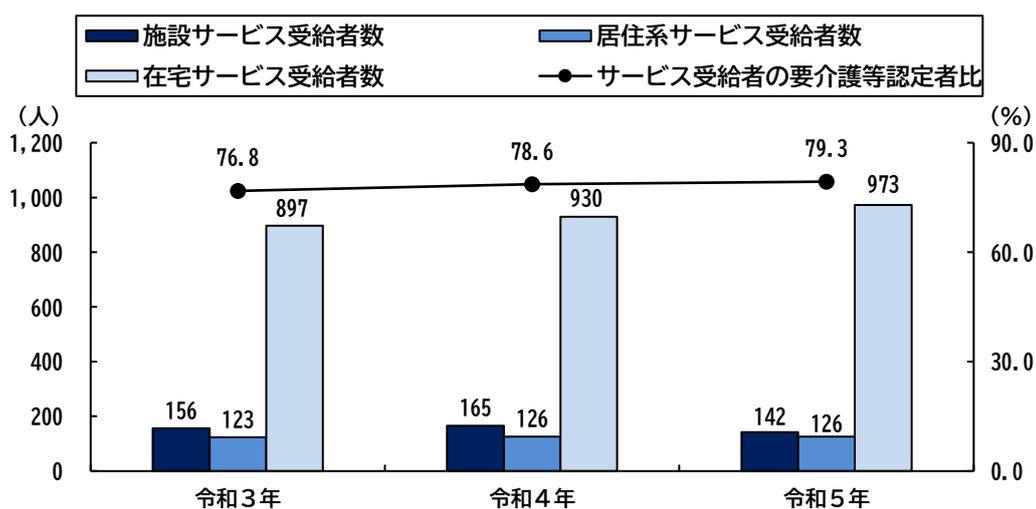
(2) 介護保険サービス受給者数の状況

介護保険サービス受給者数の状況を見ると、施設サービスは令和3年から令和4年にかけて増加していますが、令和5年には減少に転じています。居住系サービスは令和3年から令和5年にかけて、ほぼ横ばいの数値での推移となっています。在宅サービスは令和3年から令和5年にかけて一貫して増加しています。また、要介護認定者に対するサービス受給の割合は、令和5年で79.3%となっており、認定を受けているがサービスは未利用という人が20.7%となっています。

【介護保険サービス受給者数の状況（第2号被保険者を含む）】

単位：人、%

| 区分 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|------------------|-------|-------|-------|
| ①施設サービス | 156 | 165 | 142 |
| 要介護等認定者受給率 | 10.2 | 10.6 | 9.1 |
| ②居住系サービス | 123 | 126 | 126 |
| 要介護等認定者受給率 | 8.0 | 8.1 | 8.1 |
| ③在宅サービス | 897 | 930 | 973 |
| 要介護等認定者受給率 | 58.6 | 59.8 | 62.2 |
| サービス受給者数計(①+②+③) | 1,176 | 1,221 | 1,241 |
| 要介護等認定者受給率 | 76.8 | 78.6 | 79.3 |
| 要介護等認定者 | 1,532 | 1,554 | 1,564 |

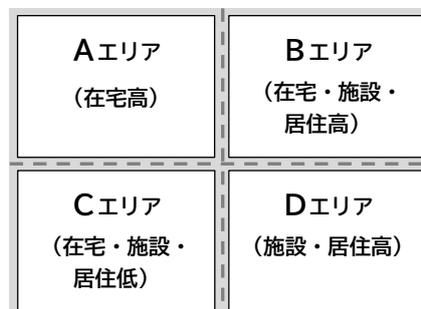


資料：見える化システム（各年3月末）

(3) 第1号被保険者1人当たり給付月額の様況

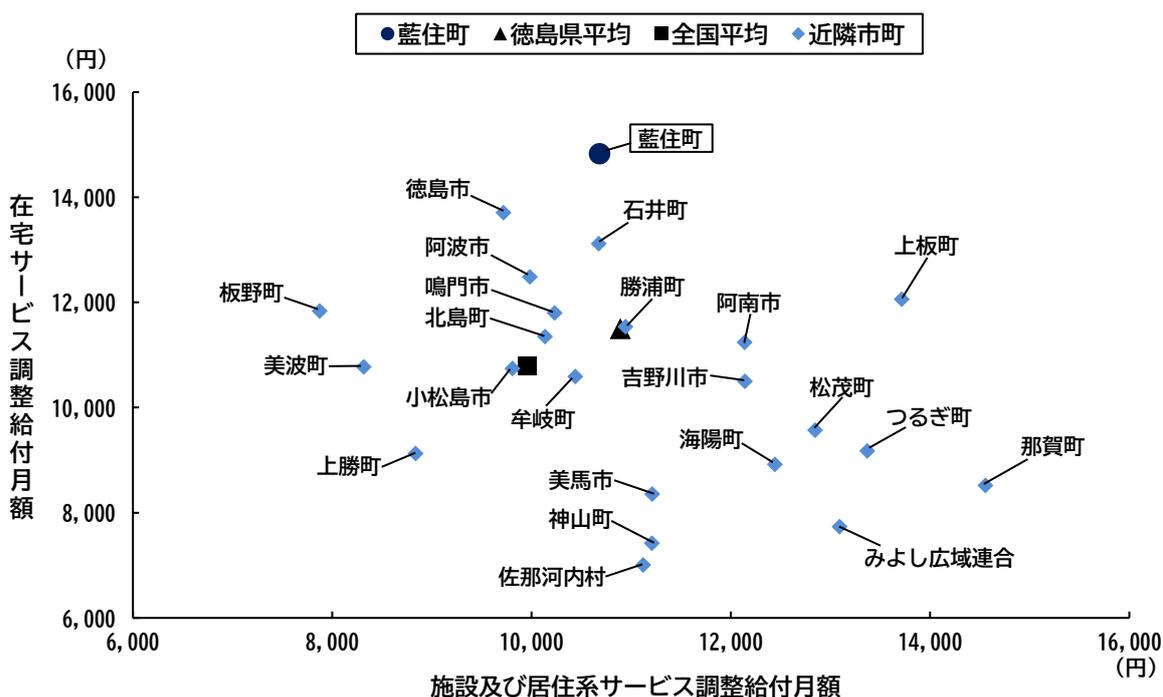
本町の給付特性を把握するため、調整済み第1号被保険者1人当たり給付月額を、在宅サービスと施設及び居住系サービスという軸で分け、散布図で分析しました。

全国平均を中心に右図のような4象限に区分すると、Aエリアは調整済みの在宅サービス給付月額が高い地域、Bエリアは在宅、施設及び居住系サービスともに調整済みの給付月額が高い地域、Cエリアは在宅、施設及び居住系サービスともに調整済みの給付月額が低い地域、Dエリアは調整済みの施設及び居住系サービス給付月額が高い地域となります。



本町は、在宅、施設及び居住系サービスともに調整済みの給付月額が高い地域（Bエリア）に分類されています。

【調整済み第1号被保険者1人当たり給付月額（在宅サービス・施設および居住系サービス）】



資料：資料：見える化システム（令和2年）

(4) 介護保険給付費の状況

令和3年度から令和4年度の介護給付費の状況をみると、対計画比では、介護医療院が138.3%から171.0%、特定施設入居者生活介護が97.0%から140.1%と大きく伸びています。

【介護保険給付費の状況（対計画比）】

単位：円、%

| | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|----------------------|----------------------|--------------|
| | 計画値 | 実績値 | 対計画比 | 計画値 | 実績値 | 対計画比 |
| ①施設サービス | 492,459,000 | 569,049,087 | 115.6 | 492,731,000 | 577,783,690 | 117.3 |
| 介護老人福祉施設 | 196,487,000 | 202,767,539 | 103.2 | 196,596,000 | 213,159,371 | 108.4 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 94,302,000 | 106,527,996 | 113.0 | 94,354,000 | 105,317,334 | 111.6 |
| 介護老人保健施設 | 163,563,000 | 211,607,120 | 129.4 | 163,653,000 | 208,209,091 | 127.2 |
| 介護医療院 | 29,865,000 | 41,292,540 | 138.3 | 29,882,000 | 51,097,894 | 171.0 |
| 介護療養型医療施設 | 8,242,000 | 6,853,892 | 83.2 | 8,246,000 | 0 | - |
| ②居住系サービス | 376,151,000 | 384,116,138 | 102.1 | 376,360,000 | 391,466,897 | 104.0 |
| 特定施設入居者生活介護 | 5,018,000 | 4,865,806 | 97.0 | 5,021,000 | 7,032,757 | 140.1 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - |
| 認知症対応型共同生活介護 | 371,133,000 | 379,250,332 | 102.2 | 371,339,000 | 384,434,140 | 103.5 |
| ③在宅サービス | 1,451,745,000 | 1,394,763,571 | 96.1 | 1,600,531,000 | 1,400,861,333 | 87.5 |
| 訪問介護 | 234,476,000 | 205,170,719 | 87.5 | 246,662,000 | 231,110,709 | 93.7 |
| 訪問入浴介護 | 9,800,000 | 5,387,756 | 55.0 | 11,617,000 | 4,481,924 | 38.6 |
| 訪問看護 | 36,309,000 | 41,150,616 | 113.3 | 37,739,000 | 48,820,020 | 129.4 |
| 訪問リハビリテーション | 44,694,000 | 35,967,250 | 80.5 | 46,631,000 | 35,757,865 | 76.7 |
| 居宅療養管理指導 | 30,570,000 | 30,476,705 | 99.7 | 32,334,000 | 34,833,876 | 107.7 |
| 通所介護 | 467,496,000 | 416,235,782 | 89.0 | 491,693,000 | 406,762,575 | 82.7 |
| 地域密着型通所介護 | 40,680,000 | 34,061,735 | 83.7 | 40,702,000 | 25,559,395 | 62.8 |
| 通所リハビリテーション | 190,682,000 | 178,136,870 | 93.4 | 199,489,000 | 196,374,254 | 98.4 |
| 短期入所生活介護 | 93,119,000 | 149,231,838 | 160.3 | 100,325,000 | 116,715,035 | 116.3 |
| 短期入所療養介護（老健） | 1,845,000 | 1,577,669 | 85.5 | 1,846,000 | 803,935 | 43.6 |
| 短期入所療養介護（病院等） | 0 | 312,975 | - | 0 | 1,170,612 | - |
| 短期入所療養介護（介護医療院） | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - |
| 福祉用具貸与 | 88,046,000 | 84,108,264 | 95.5 | 92,020,000 | 89,381,251 | 97.1 |
| 特定福祉用具販売 | 2,051,000 | 2,226,651 | 108.6 | 2,051,000 | 2,100,592 | 102.4 |
| 住宅改修 | 6,788,000 | 7,697,413 | 113.4 | 7,747,000 | 6,087,059 | 78.6 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 0 | 0 | - | 0 | 3,255,479 | - |
| 夜間対応型訪問介護 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - |
| 認知症対応型通所介護 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - |
| 小規模多機能型居宅介護 | 60,371,000 | 60,238,339 | 99.8 | 60,404,000 | 44,834,429 | 74.2 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 0 | 0 | - | 78,192,000 | 5,750,361 | 7.4 |
| 介護予防支援・居宅介護支援 | 144,818,000 | 142,782,989 | 98.6 | 151,079,000 | 147,061,962 | 97.3 |
| 介護給付計 | 2,320,355,000 | 2,347,928,796 | 101.2 | 2,469,622,000 | 2,370,111,920 | 96.0 |

資料：【実績値】厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3年、令和4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）
【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

3 高齢者等の見込み

(1) 総人口・高齢者人口の見込み

コーホート変化率法に基づく将来人口推計結果をみると、総人口は、令和5年の35,407人から、本計画の目標年度である令和8年には35,728人へと増加が見込まれています。65歳以上人口においても令和5年の9,133人から令和8年には9,444人へと増加が見込まれています。

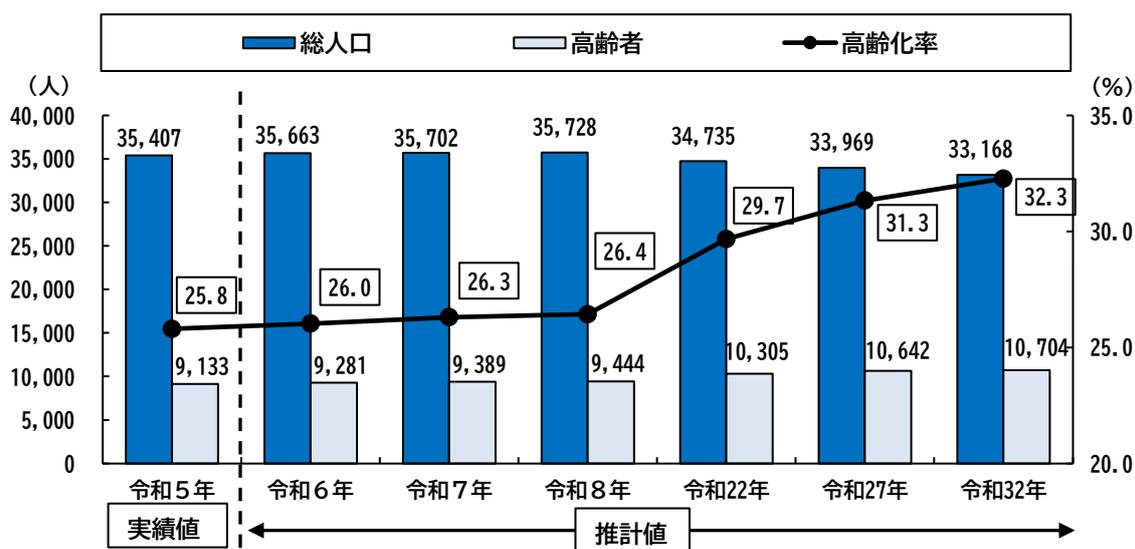
また、高齢化率をみると、令和5年の25.8%から令和8年には26.4%となることが予測されており、それ以降も上昇し続け令和32年には32.3%となる見込みです。

【将来人口推計結果】

単位：人、%

| | 実績値 令和5年 | 推計値 | | | | | |
|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 第9期 | | | 2040年 | 2045年 | 2050年 |
| | | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和22年 | 令和27年 | 令和32年 |
| 総人口 | 35,407 | 35,663 | 35,702 | 35,728 | 34,735 | 33,969 | 33,168 |
| 0～39歳 | 14,462 | 14,487 | 14,348 | 14,232 | 13,194 | 12,736 | 12,290 |
| 40～64歳 | 11,812 | 11,895 | 11,964 | 12,051 | 11,236 | 10,591 | 10,173 |
| 65歳以上 | 9,133 | 9,281 | 9,389 | 9,444 | 10,305 | 10,642 | 10,704 |
| 65～74歳 | 4,766 | 4,558 | 4,403 | 4,193 | 4,549 | 5,090 | 4,711 |
| 75～84歳 | 3,134 | 3,496 | 3,723 | 3,912 | 3,179 | 3,166 | 3,874 |
| 85歳以上 | 1,233 | 1,227 | 1,264 | 1,340 | 2,577 | 2,387 | 2,120 |
| 高齢化率 | 25.8 | 26.0 | 26.3 | 26.4 | 29.7 | 31.3 | 32.3 |

資料：実績は住民基本台帳（9月末現在）



(2) 要介護認定者等の見込み

将来人口推計結果に基づき、要介護度別・性別・年齢別出現率の実績及び伸びを勘案の上、要支援・要介護認定者数の推計結果をみると、認定者数は令和5年度の1,596人から、本計画の最終年度である令和8年度には1,722人へと増加が見込まれます。

【要支援・要介護認定者の見込み（第2号被保険者を含む）】

単位：人

| | 実績値 | 推計値 | | | | | | | | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 第9期 | | | | 2030年 | 2035年 | 2040年 | 2045年 | 2050年 |
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | 令和17年度 | 令和22年度 | 令和27年度 | 令和32年度 |
| 総数 | 1,596 | 1,633 | 1,673 | 1,722 | 1,988 | 2,314 | 2,457 | 2,392 | 2,304 | |
| 要支援1 | 112 | 125 | 132 | 137 | 156 | 171 | 164 | 156 | 160 | |
| 要支援2 | 304 | 307 | 315 | 321 | 391 | 441 | 444 | 427 | 419 | |
| 要介護1 | 228 | 231 | 238 | 246 | 288 | 336 | 340 | 325 | 317 | |
| 要介護2 | 363 | 365 | 372 | 387 | 438 | 521 | 560 | 541 | 515 | |
| 要介護3 | 239 | 233 | 238 | 246 | 281 | 332 | 365 | 359 | 340 | |
| 要介護4 | 182 | 194 | 197 | 200 | 225 | 259 | 295 | 296 | 284 | |
| 要介護5 | 168 | 178 | 181 | 185 | 209 | 254 | 289 | 288 | 269 | |
| うち第1号被保険者数 | 1,565 | 1,603 | 1,643 | 1,691 | 1,957 | 2,283 | 2,428 | 2,363 | 2,276 | |
| 要支援1 | 109 | 122 | 129 | 134 | 153 | 168 | 161 | 153 | 157 | |
| 要支援2 | 301 | 304 | 312 | 318 | 388 | 438 | 441 | 424 | 416 | |
| 要介護1 | 225 | 228 | 235 | 243 | 285 | 333 | 337 | 322 | 314 | |
| 要介護2 | 355 | 358 | 365 | 379 | 430 | 513 | 553 | 534 | 509 | |
| 要介護3 | 232 | 226 | 231 | 239 | 274 | 325 | 359 | 353 | 334 | |
| 要介護4 | 179 | 191 | 194 | 197 | 222 | 256 | 292 | 293 | 281 | |
| 要介護5 | 164 | 174 | 177 | 181 | 205 | 250 | 285 | 284 | 265 | |

※実績値は地域包括ケア「見える化システム（令和5（2023）年9月末現在）、推計値は地域包括ケア「見える化」システム将来推計機能により算出（実績値を基準に認定率を一定とした自然体推計）

4 高齢者実態調査結果の概要

本計画の策定に当たり、高齢者の生活実態や在宅生活での課題などを把握するために、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施しました。調査の実施方法は次のとおりです。

| | 介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査 | 在宅介護実態調査 |
|-------|---|--|
| 調査目的 | 要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、社会参加の状況などを把握することで、地域の抱える課題を特定することを目的に実施しました。 | 要介護認定者の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向け、介護サービスのあり方を検討し、計画に反映させることを目的に実施しました。 |
| 対象者 | 65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者及び在宅の要支援認定者 | 要介護認定者及び介護者の家族 (施設入所者は除く) |
| 調査方法 | 郵送法（郵送による配布・回収） | 郵送法（郵送による配布・回収） |
| 調査時期 | 令和4年11月～12月 | 令和4年11月～12月 |
| 配布数 | 1,498票（無作為抽出） | 593票 |
| 有効回収数 | 960票 | 318票 |
| 有効回収率 | 64.1% | 53.6% |

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、高齢者の要介護状態になるリスクの発生状況を把握するため、①運動器の機能低下、②転倒リスク、③閉じこもり傾向、④低栄養状態、⑤口腔機能低下、⑥認知機能の低下、⑦うつ傾向の7つの項目についてリスク評価を行い、その結果は次のとおりです。

① 運動器の機能低下

■リスク判定方法

以下の設問に対して5問中3問以上該当する場合は、運動器機能が低下している高齢者となります。

| 設問 | 選択肢 |
|------------------------------|------------------|
| 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか | できない |
| 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか | できない |
| 15分位続けて歩いていますか | できない |
| 過去1年間に転んだ経験はありますか | 何度もある／1度ある |
| 転倒に対する不安は大きいですか | とても不安である／やや不安である |

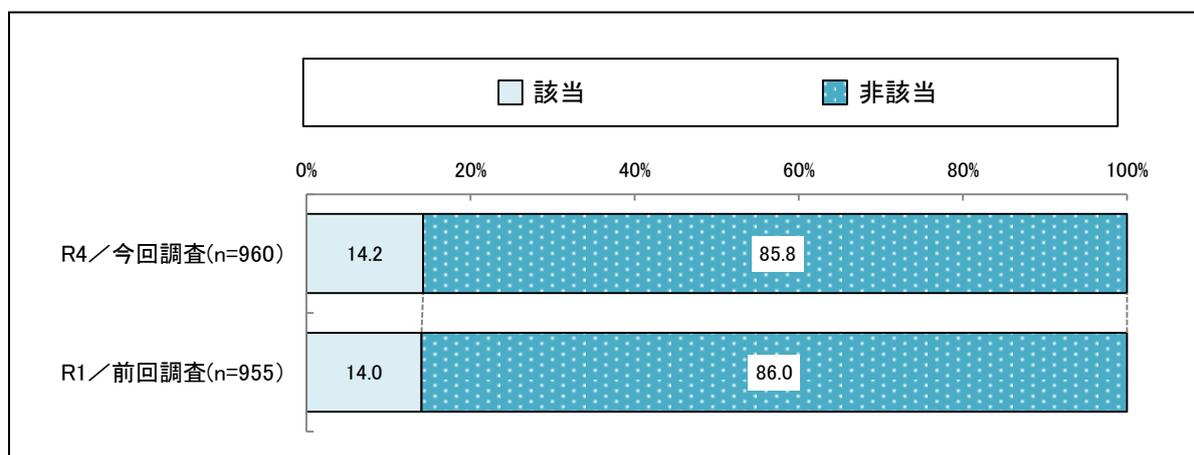
【全体の傾向】

運動器機能低下のリスク該当者の割合は14.2%となっています。前回調査と比較すると、該当者の割合が0.2ポイント増加しています。

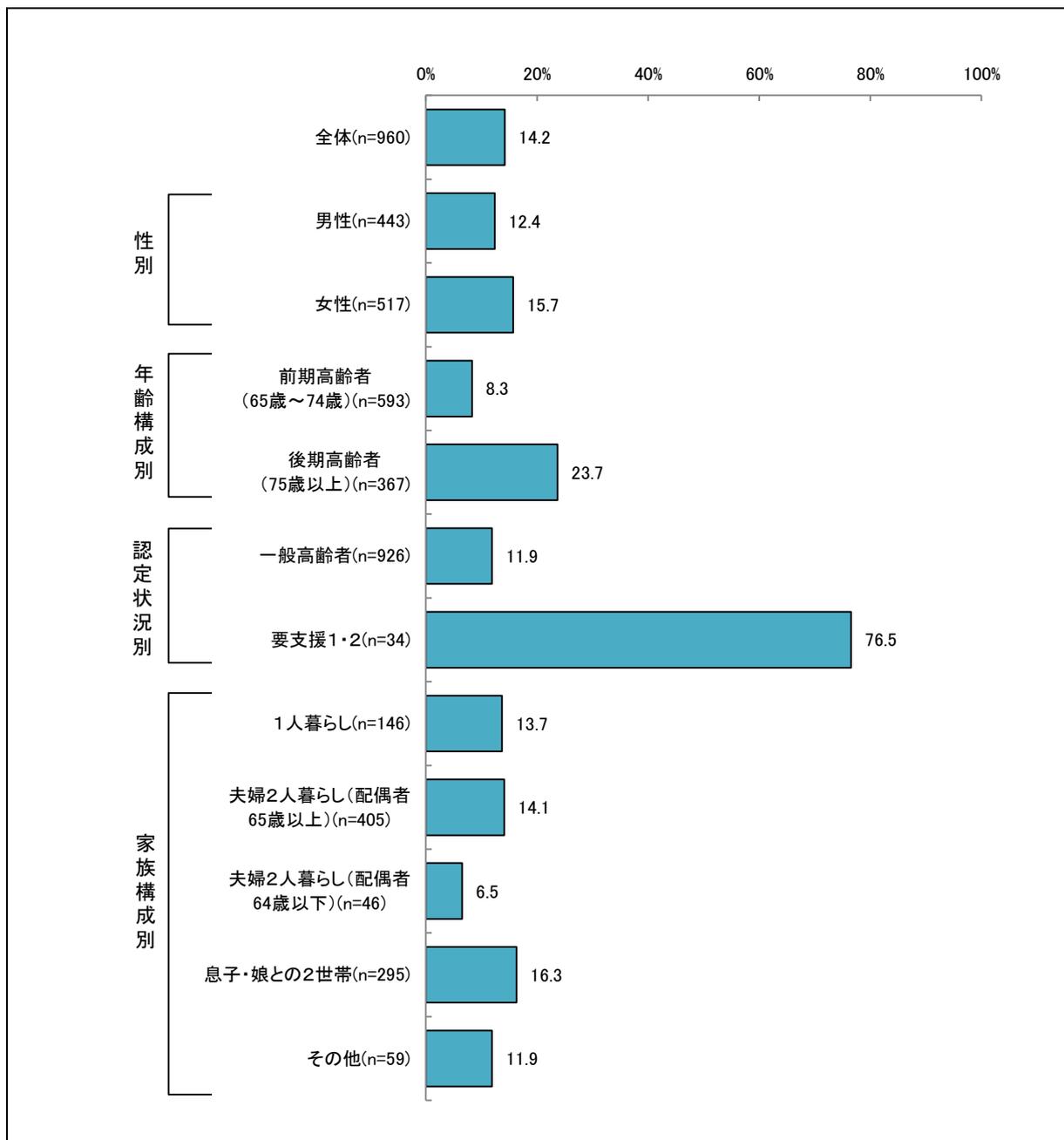
【属性別の傾向】

性別にみた該当者の割合は、女性が男性を3.3ポイント上回っています。年齢構成別にみた該当者の割合は、後期高齢者が、前期高齢者を15.4ポイント上回っています。認定状況別にみた該当者の割合は、一般高齢者と要支援で大差がついています。家族構成別にみた該当者の割合は、息子・娘との2世帯が最も高くなっています。

【運動器の機能低下の該当者の割合（全体、前回比較）】



【運動器の機能低下の該当者の割合（全体、性別、年齢構成別、認定状況別、家族構成別）】



② 転倒リスク

■ リスク判定方法

以下の設問に対して該当する場合は、転倒リスクのある高齢者となります。

| 設問 | 選択肢 |
|-------------------|------------|
| 過去1年間に転んだ経験はありますか | 何度もある／1度ある |

【全体の傾向】

転倒リスク該当者の割合は、「リスクあり」が31.6%となっています。

前回調査と比較すると、「リスクあり」の割合が0.3ポイント増加しています。

【属性別の傾向】

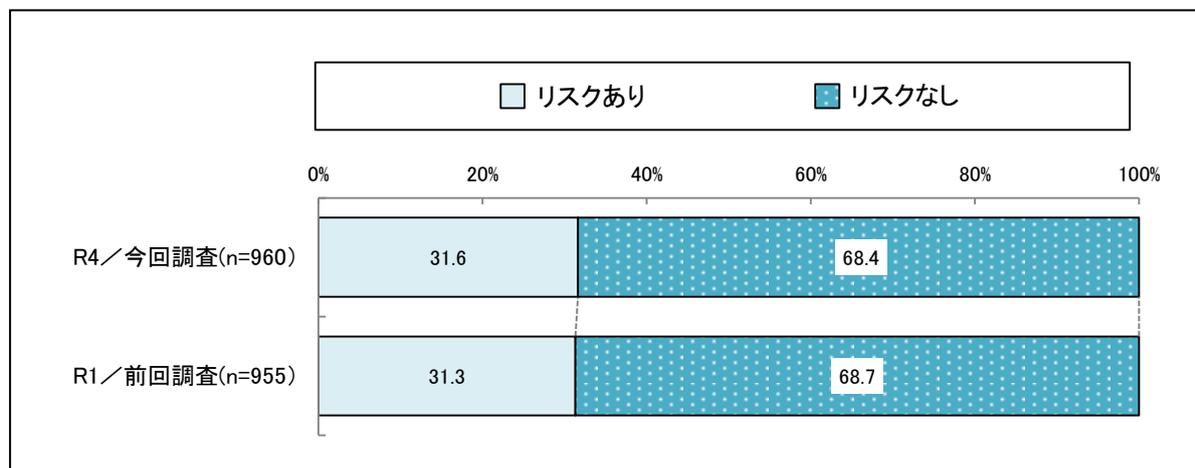
性別にみた該当者の割合は、男性が女性を0.5ポイント上回っています。

年齢構成別にみた該当者の割合は、後期高齢者が前期高齢者を8.5ポイント上回っています。

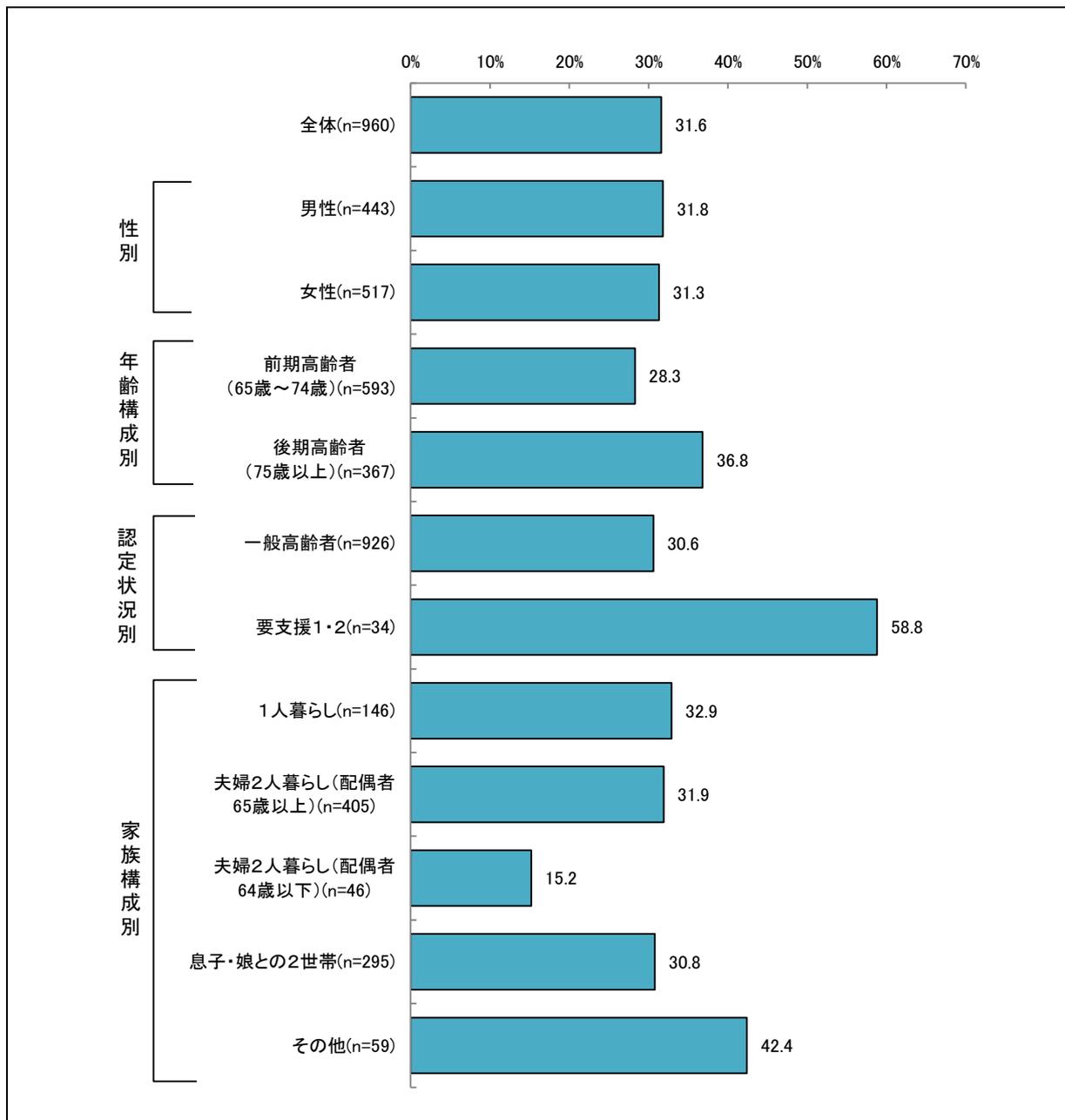
認定状況別にみた該当者の割合は、要支援が一般高齢者を28.2ポイント上回っています。

家族構成別にみた該当者の割合は、夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）が最も低く、それ以外の家族構成では3割を超えています。

【転倒リスクの該当者の割合（全体、前回比較）】



【転倒リスクの該当者の割合（全体、性別、年齢構成別、認定状況別、家族構成別）】



③ 閉じこもり傾向

■リスク判定方法

以下の設問に対して該当する場合は、閉じこもり傾向のある高齢者となります。

| 設問 | 選択肢 |
|-----------------|---------------|
| 週に1回以上は外出していますか | ほとんど外出しない／週1回 |

【全体の傾向】

閉じこもり傾向リスク該当者の割合は、15.1%となっています。

前回調査と比較すると、「リスクあり」の割合が2.2ポイント増加しています。

【属性別の傾向】

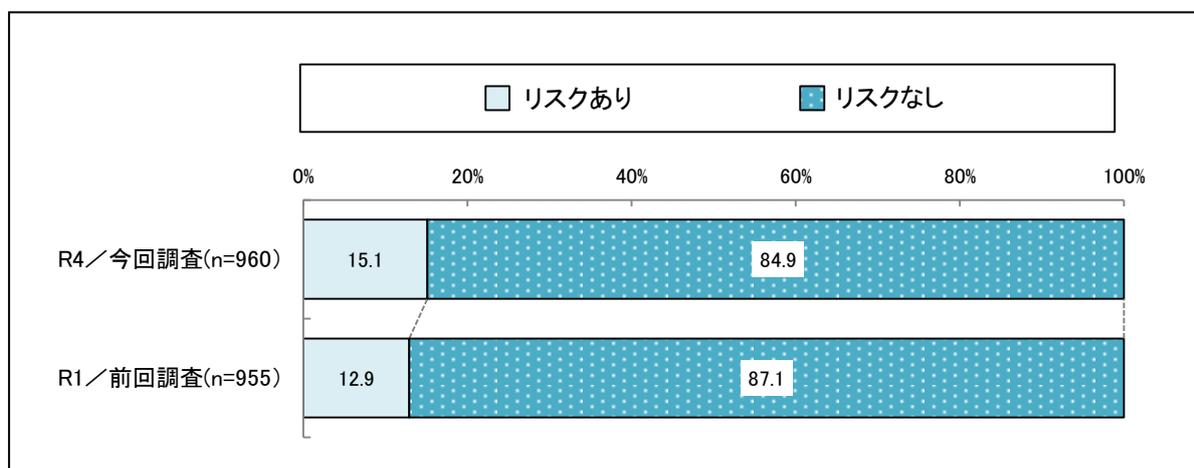
性別にみた該当者の割合は、女性が男性を0.8ポイント上回っています。

年齢構成別にみた該当者の割合は、後期高齢者が前期高齢者を8.2ポイント上回っています。

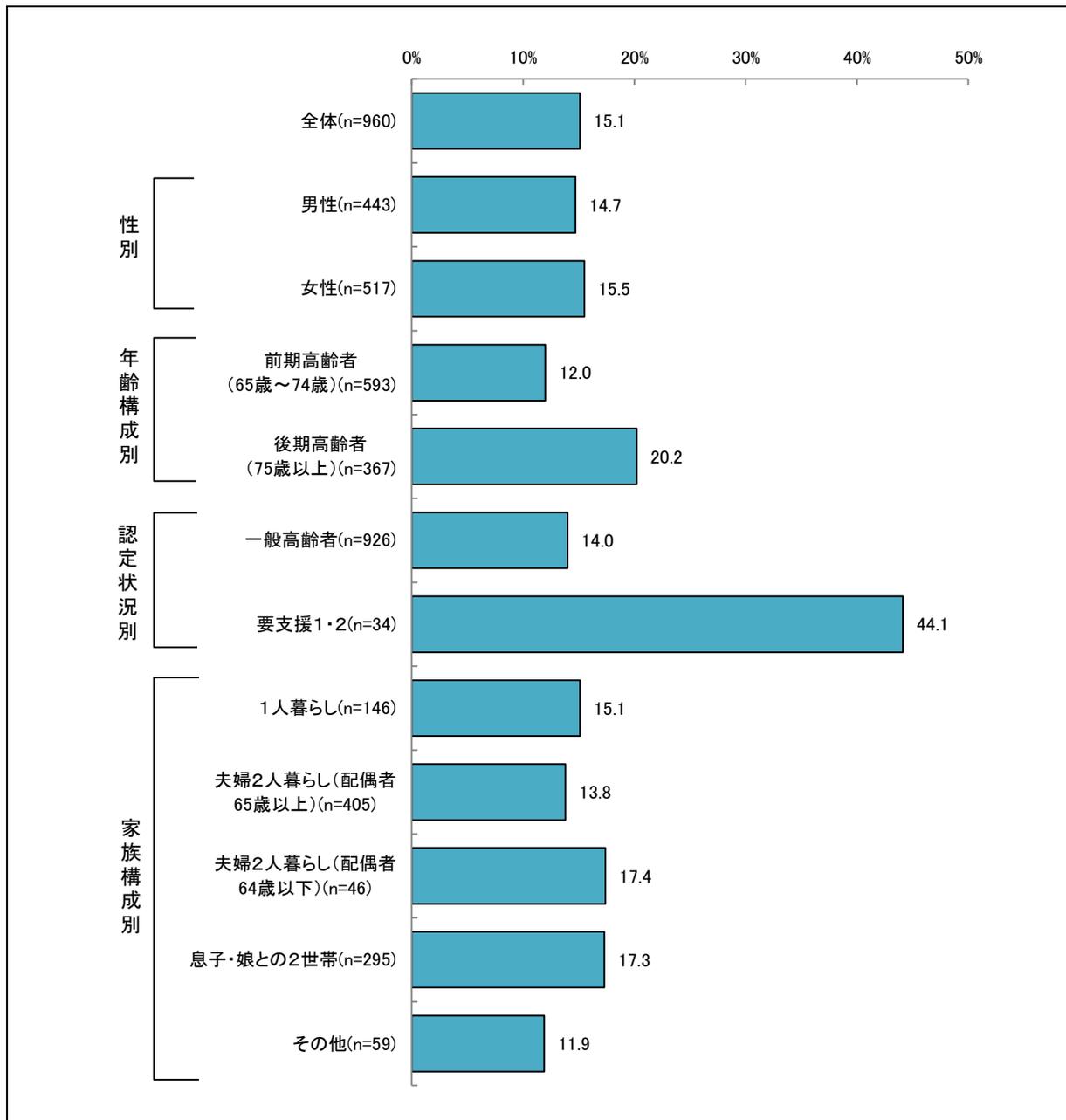
認定状況別にみた該当者の割合は、要支援が一般高齢者を30.1ポイント上回っています。

家族構成別にみた該当者の割合は、夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）が最も高くなっています。

【閉じこもり傾向の該当者の割合（全体、前回比較）】



【閉じこもり傾向の該当者の割合（全体、性別、年齢構成別、認定状況別、家族構成別）】



④ 低栄養状態

■リスク判定方法

以下の設問に対して2問中2問該当する場合は、低栄養状態にある高齢者となります。

| 設問 | 選択肢 |
|--------------------------------------|--------|
| 身長・体重から算出されるBMI：体重(kg)÷(身長(m)×身長(m)) | 18.5未満 |
| 6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか | はい |

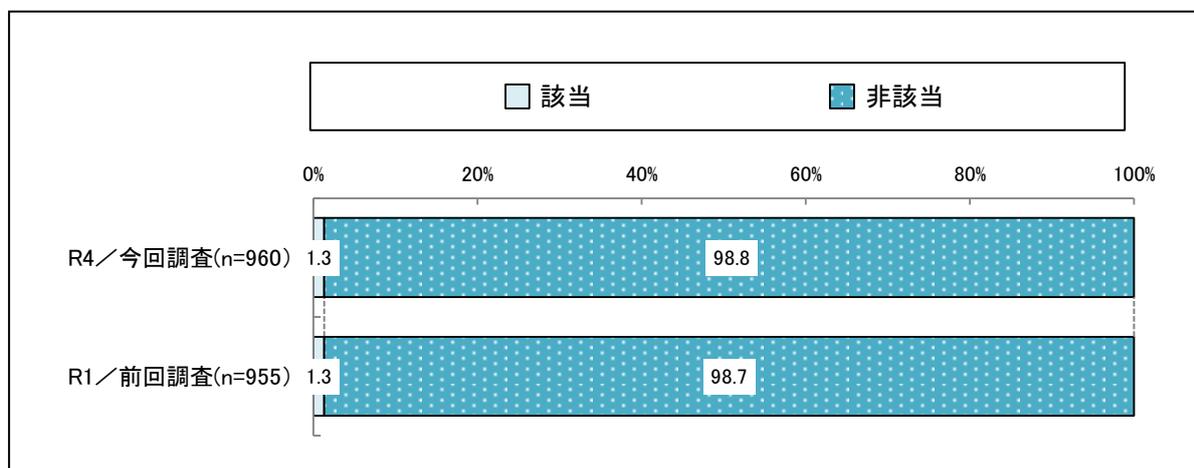
【全体の傾向】

低栄養状態のリスク該当者の割合は1.3%となっています。
前回調査と比較すると、該当者の割合に違いはみられません。

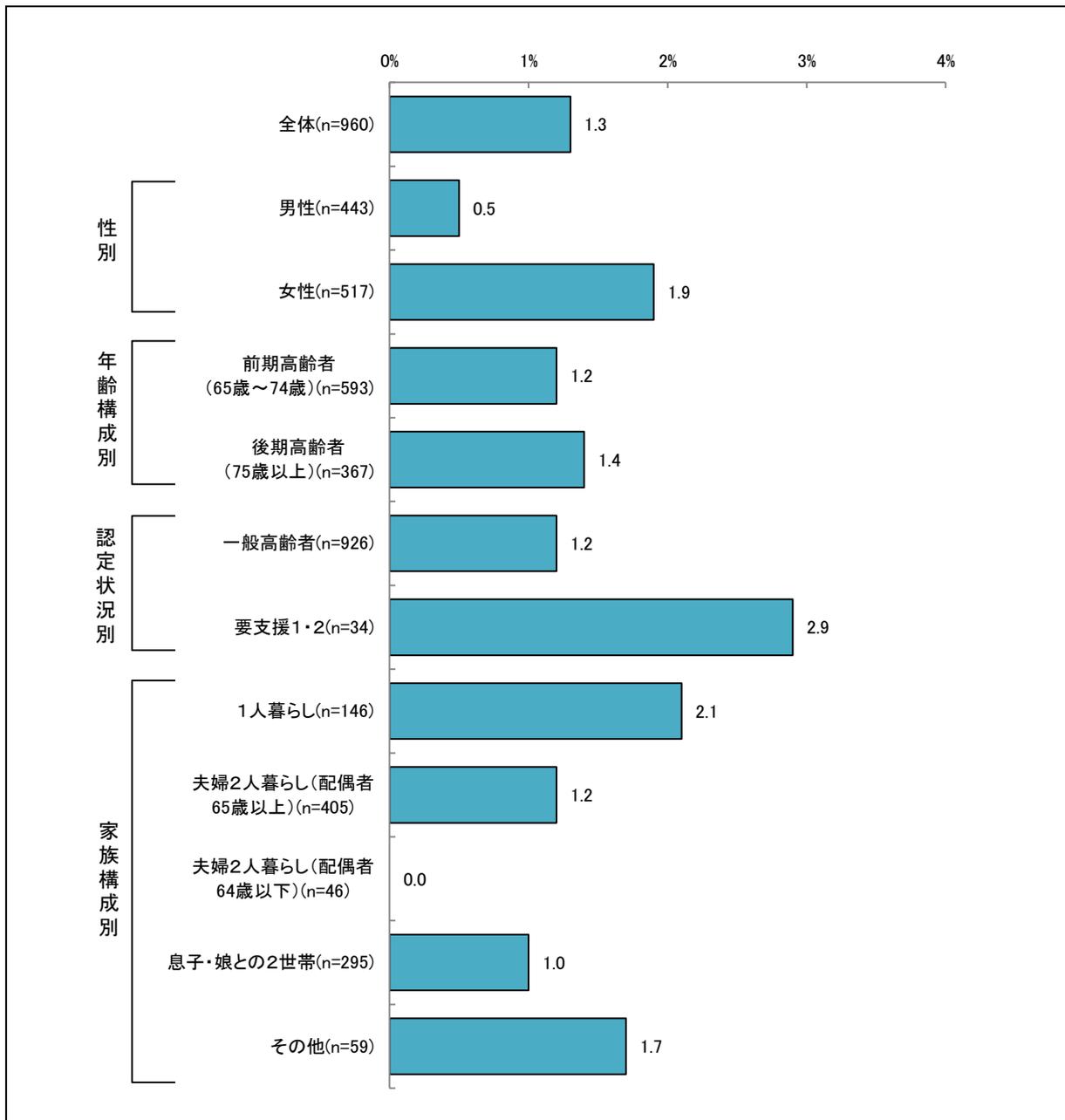
【属性別の傾向】

性別にみた該当者の割合は、女性が男性を1.4ポイント上回っています。
年齢構成別にみた該当者の割合は、後期高齢者が前期高齢者を0.2ポイント上回っています。
認定状況別にみた該当者の割合は、要支援が一般高齢者を1.7ポイント上回っています。
家族構成別にみた該当者の割合は、1人暮らしが最も高くなっています。一方、夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）では該当者はみられません。

【低栄養状態の該当者の割合（全体、前回比較）】



【低栄養状態の該当者の割合（全体、性別、年齢構成別、認定状況別、家族構成別）】



⑤ 口腔機能低下

■リスク判定方法

以下の設問に対して3問中2問該当する場合は、口腔機能の低下している高齢者となります。

| 設問 | 選択肢 |
|---------------------------------|-----|
| 【咀嚼機能低下】半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか | はい |
| 【嚥下機能低下】お茶や汁物等でむせることがありますか | はい |
| 【肺炎発症リスク】口の渇きが気になりますか | はい |

【全体の傾向】

口腔機能低下のリスク該当者の割合は26.0%となっています。

前回調査と比較すると、該当者の割合が0.8ポイント増加しています。

【属性別の傾向】

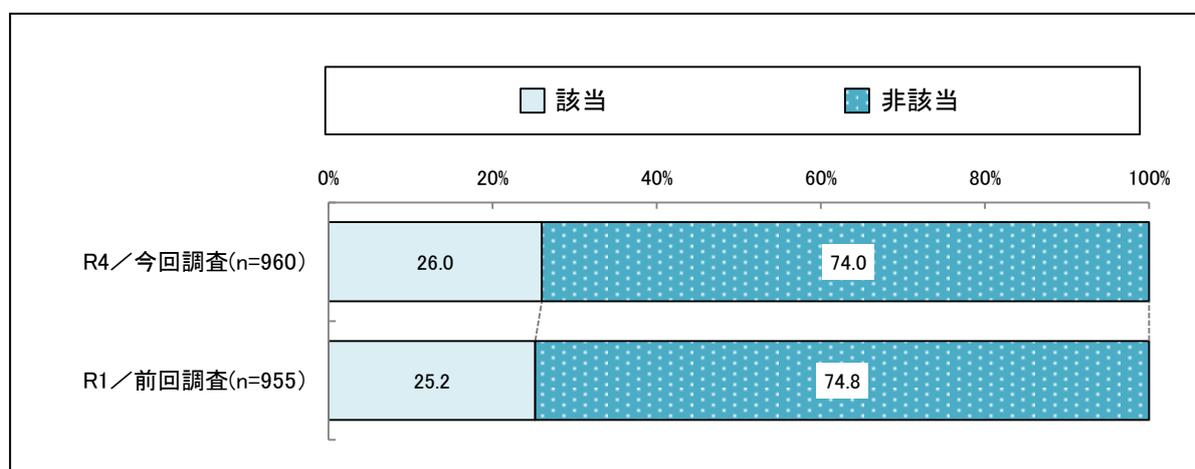
性別にみた該当者の割合は、女性が男性を1.0ポイント上回っています。

年齢構成別にみた該当者の割合は、後期高齢者が前期高齢者を9.5ポイント上回っています。

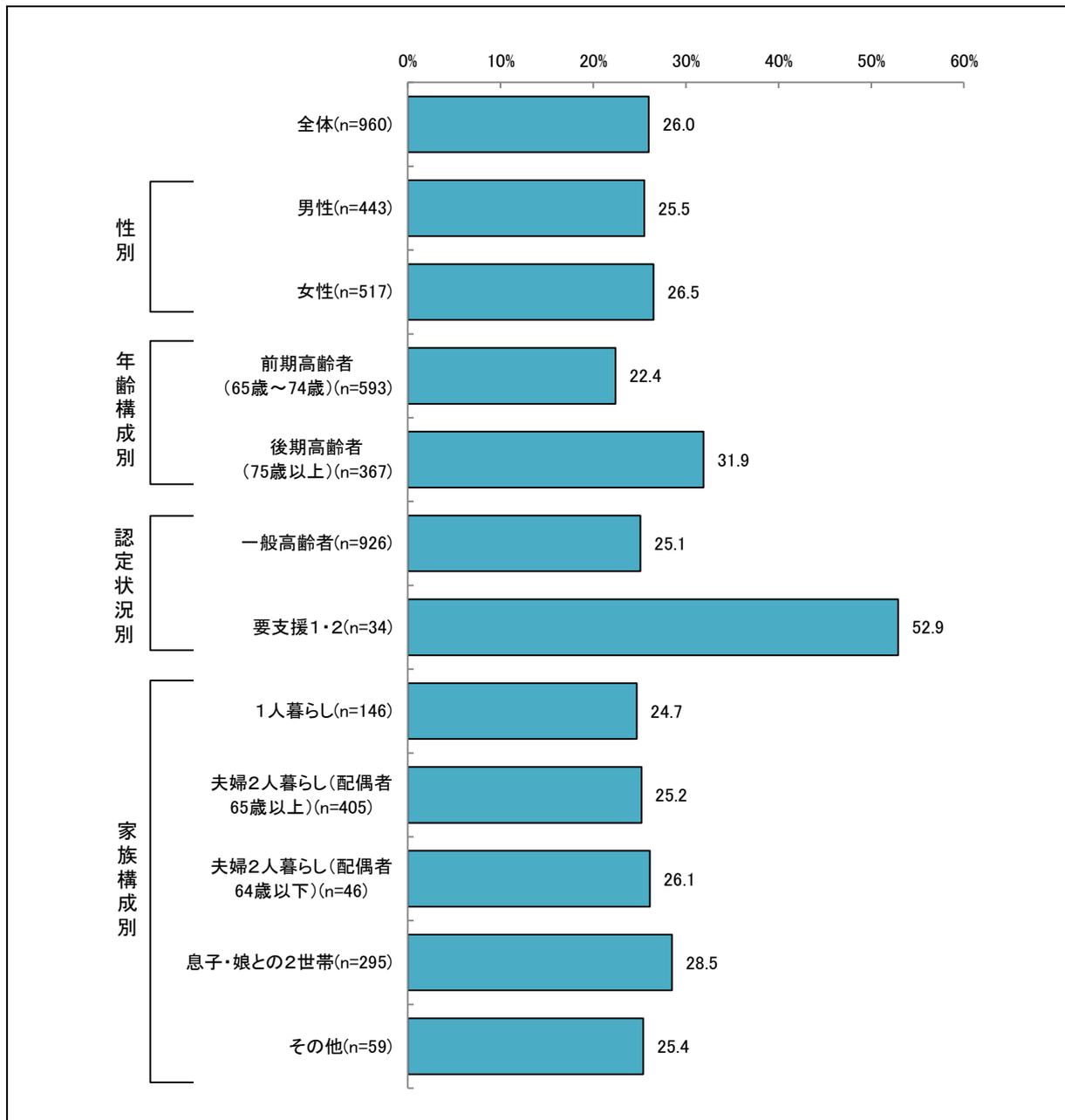
認定状況別にみた該当者の割合は、要支援が一般高齢者を27.8ポイント上回っています。

家族構成別にみた該当者の割合は、息子・娘との2世帯が最も高くなっています。

【口腔機能低下の該当者の割合（全体、前回比較）】



【口腔機能低下の該当者の割合（全体、性別、年齢構成別、認定状況別、家族構成別）】



⑥ 認知機能の低下

■リスク判定方法

以下の設問に対して該当する場合は、認知機能の低下がみられる高齢者となります。

| 設問 | 選択肢 |
|--------------|-----|
| 物忘れが多いと感じますか | はい |

【全体の傾向】

認知機能低下リスク該当者の割合は、43.1%になっています。

前回調査と比較すると、「リスクあり」の割合が6.8ポイント減少しています。

【属性別の傾向】

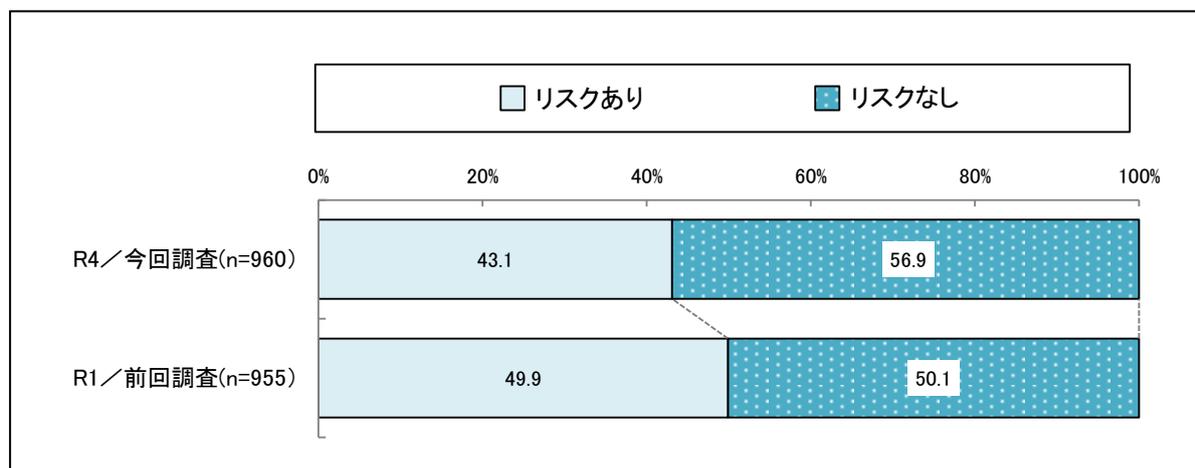
性別にみた該当者の割合は、女性が男性を3.0ポイント上回っています。

年齢構成別にみた該当者の割合は、後期高齢者が前期高齢者を9.5ポイント上回っています。

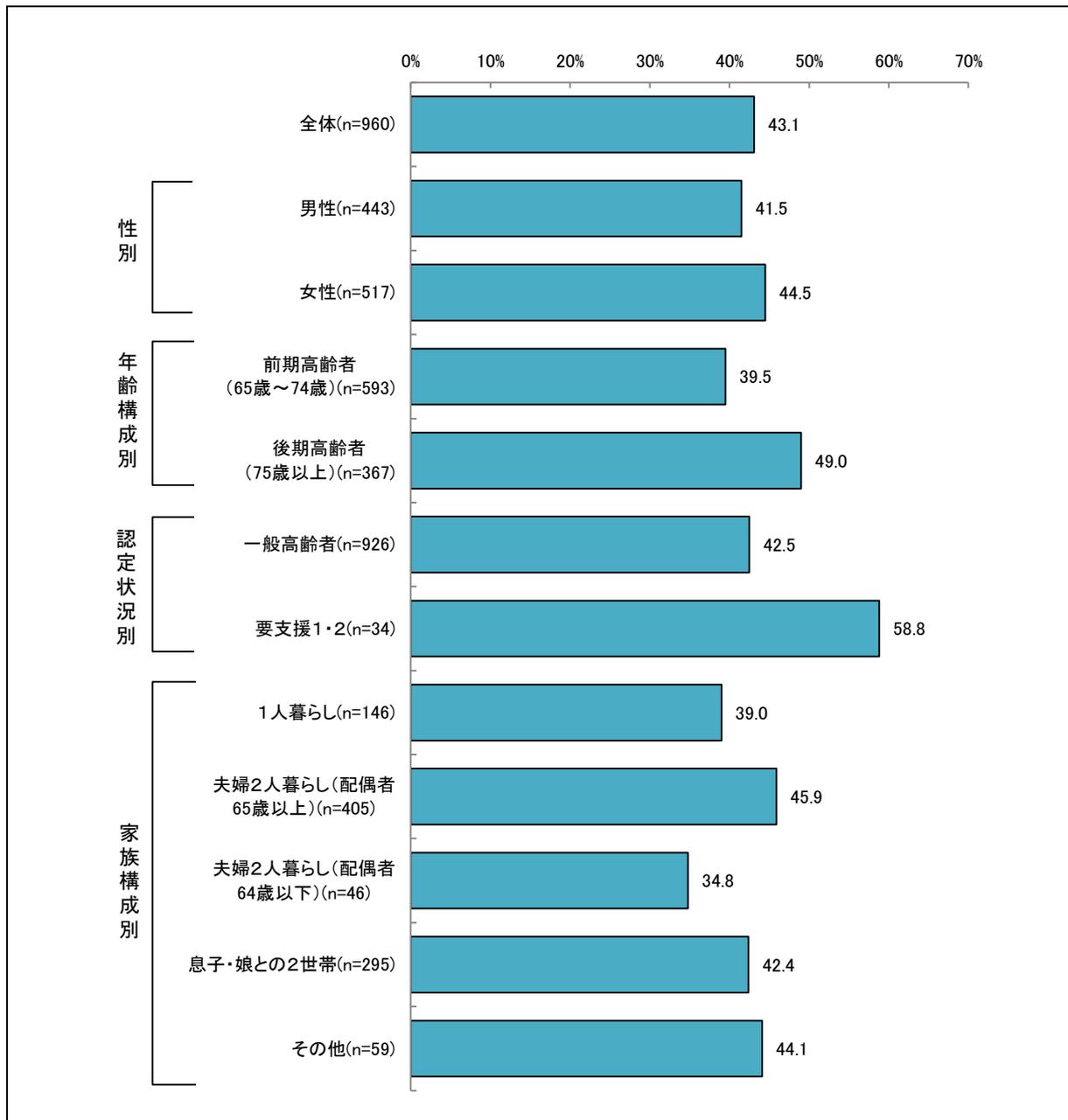
認定状況別にみた該当者の割合は、要支援が一般高齢者を16.3ポイント上回っています。

家族構成別にみた該当者の割合は、夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）が最も高くなっています。

【認知機能の低下の該当者の割合（全体、前回比較）】



【認知機能の低下の該当者の割合（全体、性別、年齢構成別、認定状況別、家族構成別）】



⑦ うつ傾向

■リスク判定方法

以下の設問に対して2問中いずれか1つでも該当する場合は、うつ傾向の高齢者となります。

| 設問 | 選択肢 |
|--|-----|
| この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか | はい |
| この1か月間、どうしても物事に対して興味がわからない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか | はい |

【全体の傾向】

うつ傾向リスク該当者の割合は、44.5%となっています。

前回調査と比較すると、「リスクあり」の割合が5.2ポイント増加しています。

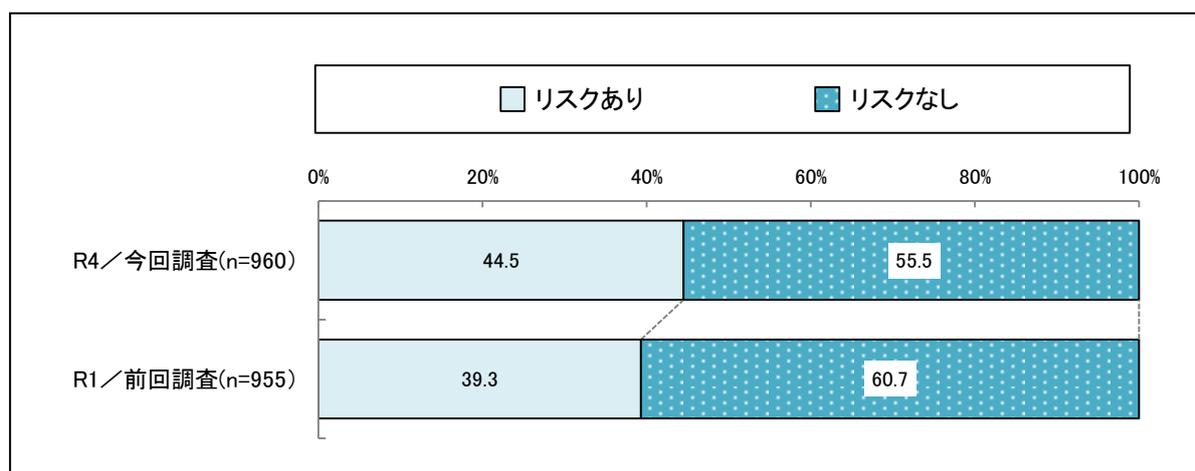
【属性別の傾向】

性別にみた該当者の割合は、女性が男性を5.9ポイント上回っています。

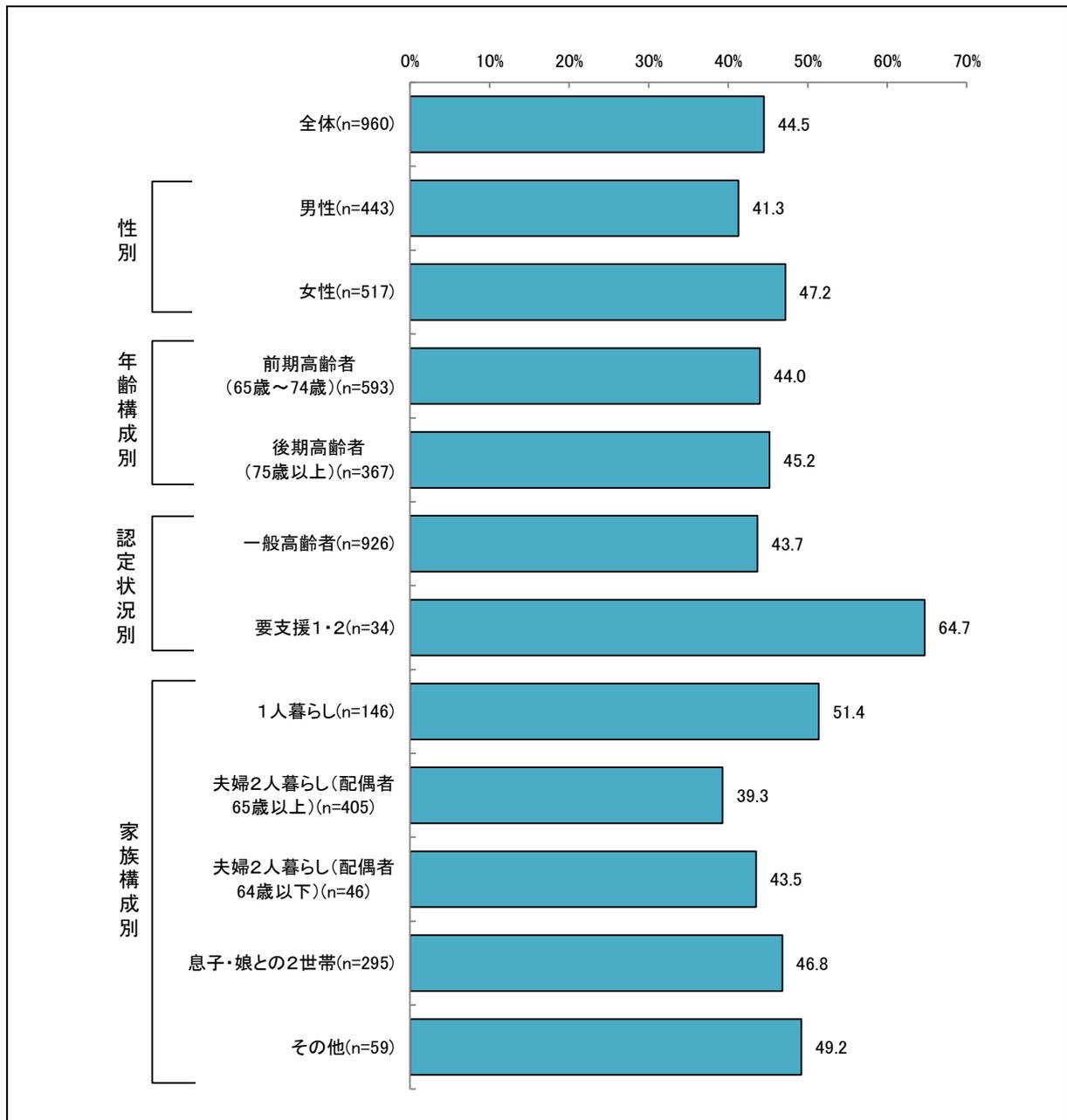
年齢構成別にみた該当者の割合は、後期高齢者が前期高齢者を1.2ポイント上回っています。

認定状況別にみた該当者の割合は、要支援が一般高齢者を21.0ポイント上回っています。
 家族構成別にみた該当者の割合は、1人暮らしが最も高くなっています。

【うつ傾向の該当者の割合（全体、前回比較）】



【うつ傾向の該当者の割合（全体、性別、年齢構成別、認定状況別、家族構成別）】



問 藍住町で実施している介護予防事業について、利用したい事業はありますか。

【全体の傾向】

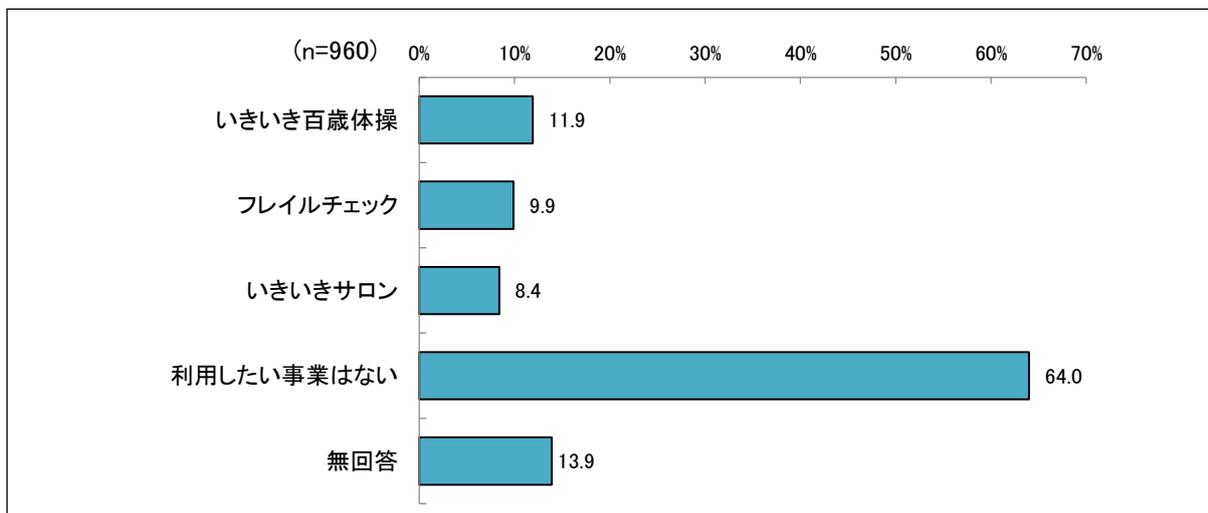
利用したい事業があるかどうかについてみると、「利用したい事業はない」が64.0%と最も多く、各事業の利用希望者は1割程度にとどまっています。

【属性別の傾向】

性別にみると、第2位が男性は「いきいきサロン」、女性は「いきいき百歳体操」となっています。また、各事業の利用希望者をみると、女性のほうが男性よりも多くなっています。

年齢構成別にみると、順位に違いはみられませんが、後期高齢者のほうが事業の利用希望者の割合を合計すると、やや多くなっています。

【藍住町で利用したい事業（全体／複数回答）】



【藍住町で利用したい事業（全体、性別、年齢構成別／複数回答）】

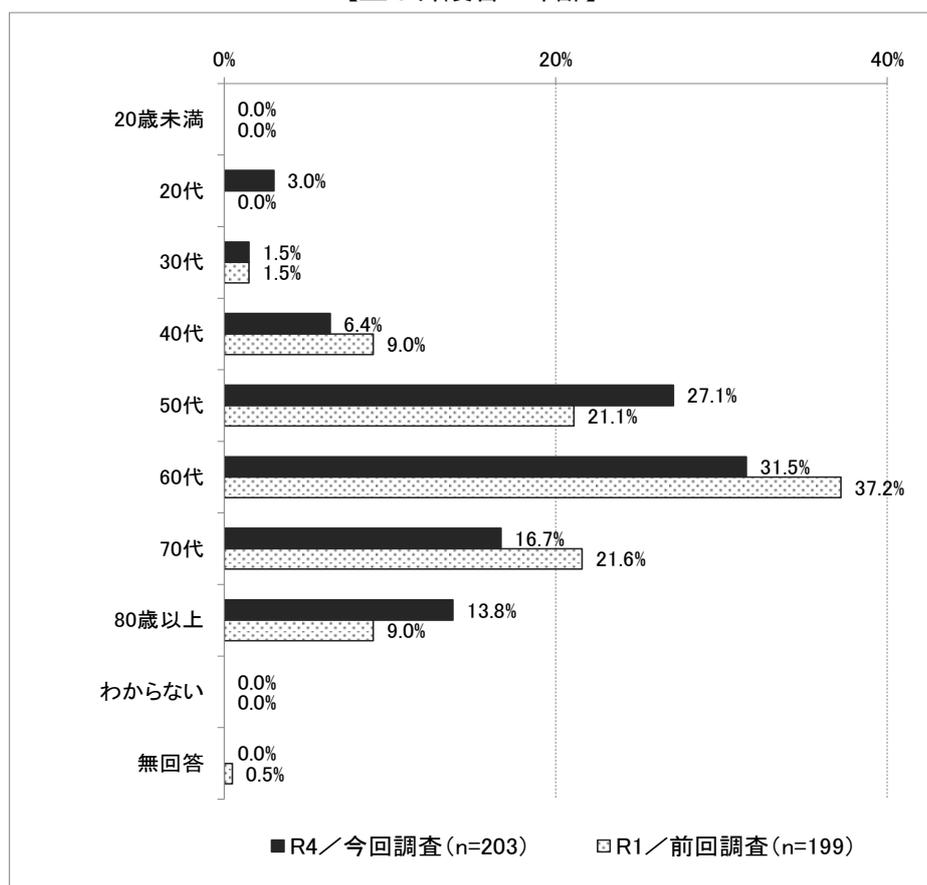
| | | 第1位 | 第2位 | 第3位 | 第4位 |
|-----------|-------------------------------|--------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 全体(n=960) | | 利用したい事業はない 64.0 | いきいき百歳体操 11.9 | フレイルチェック 9.9 | いきいきサロン 8.4 |
| 性別 | 男性(n=443) | 利用したい事業はない 73.4 | いきいきサロン 7.0 | いきいき百歳体操 6.3 | フレイルチェック 5.6 |
| | 女性(n=517) | 利用したい事業はない 55.9 | いきいき百歳体操 16.6 | フレイルチェック 13.5 | いきいきサロン 9.7 |
| 年齢構成別 | 前期高齢者 (65歳～74歳) (n=593) | 利用したい事業はない 68.8 | いきいき百歳体操 16.6 | フレイルチェック 9.1 | いきいきサロン 7.9 |
| | 後期高齢者 (75歳以上)(n=367) | 利用したい事業はない 56.1 | いきいき百歳体操 15.0 | フレイルチェック 11.2 | いきいきサロン 9.3 |

(2) 在宅介護実態調査結果

① 主な介護者の年齢

「60代」の割合が最も高く31.5%となっています。前回調査と比較すると、「20代」、「50代」、「80歳以上」の割合が増加しています。

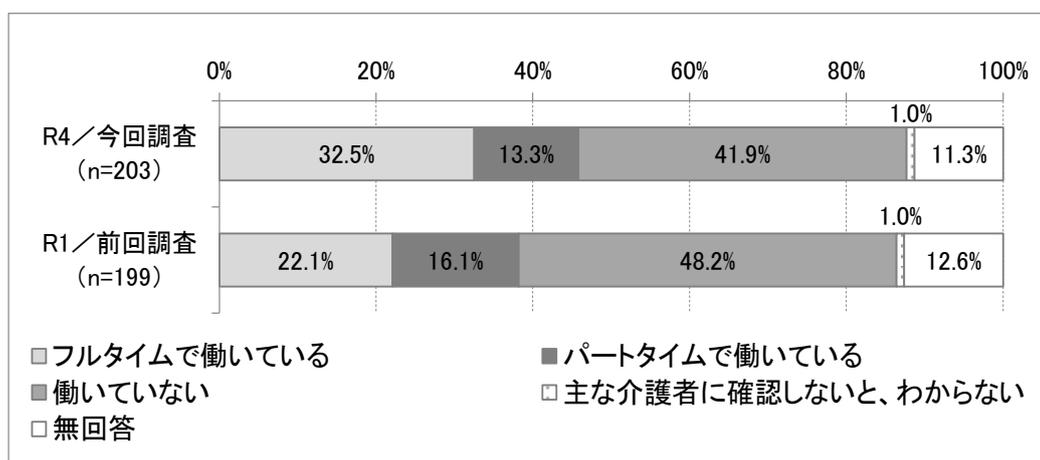
【主な介護者の年齢】



② 主な介護者の勤務形態

「働いていない」の割合が最も高く41.9%となっています。前回調査と比較すると、「フルタイムで働いている」の割合が増加しています。

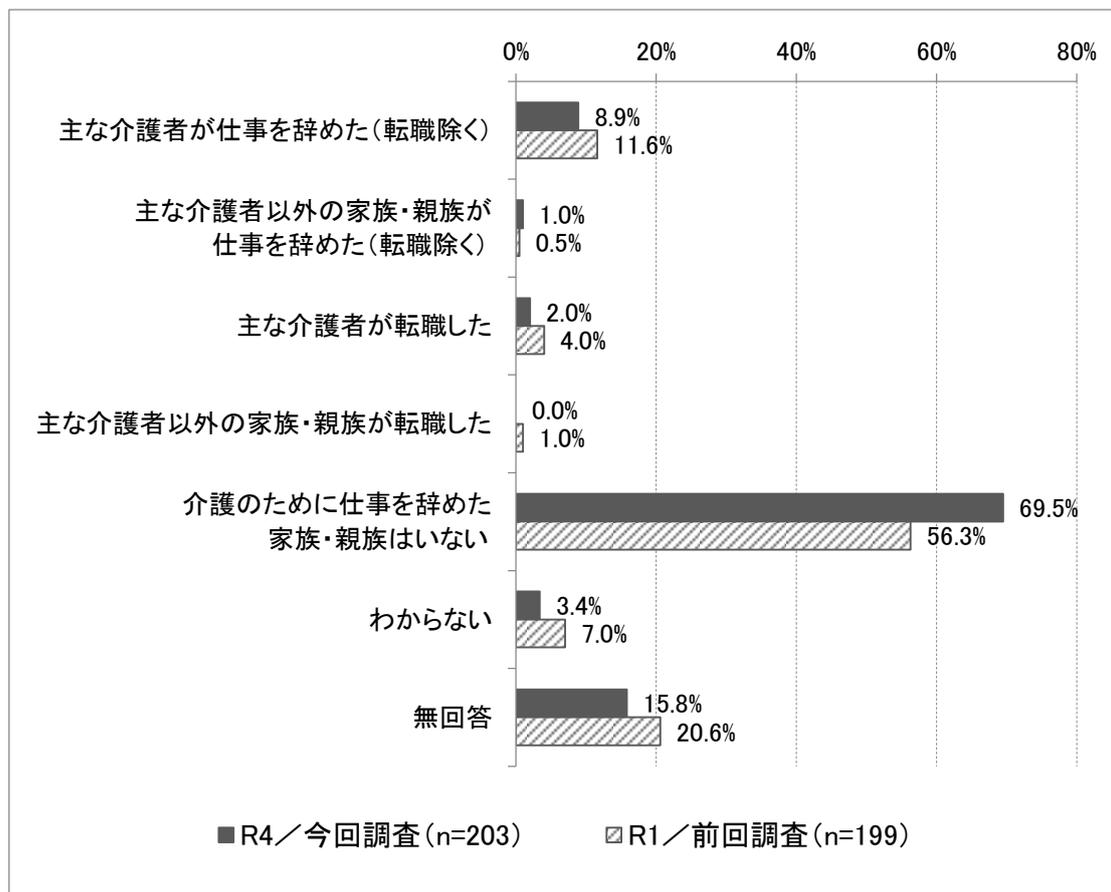
【主な介護者の勤務形態】



③ 介護のための離職の有無

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」の割合が最も高く69.5%となっています。次いで、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）（8.9%）」、「わからない（3.4%）」となっています。前回調査と比較すると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」の割合が増加しています。

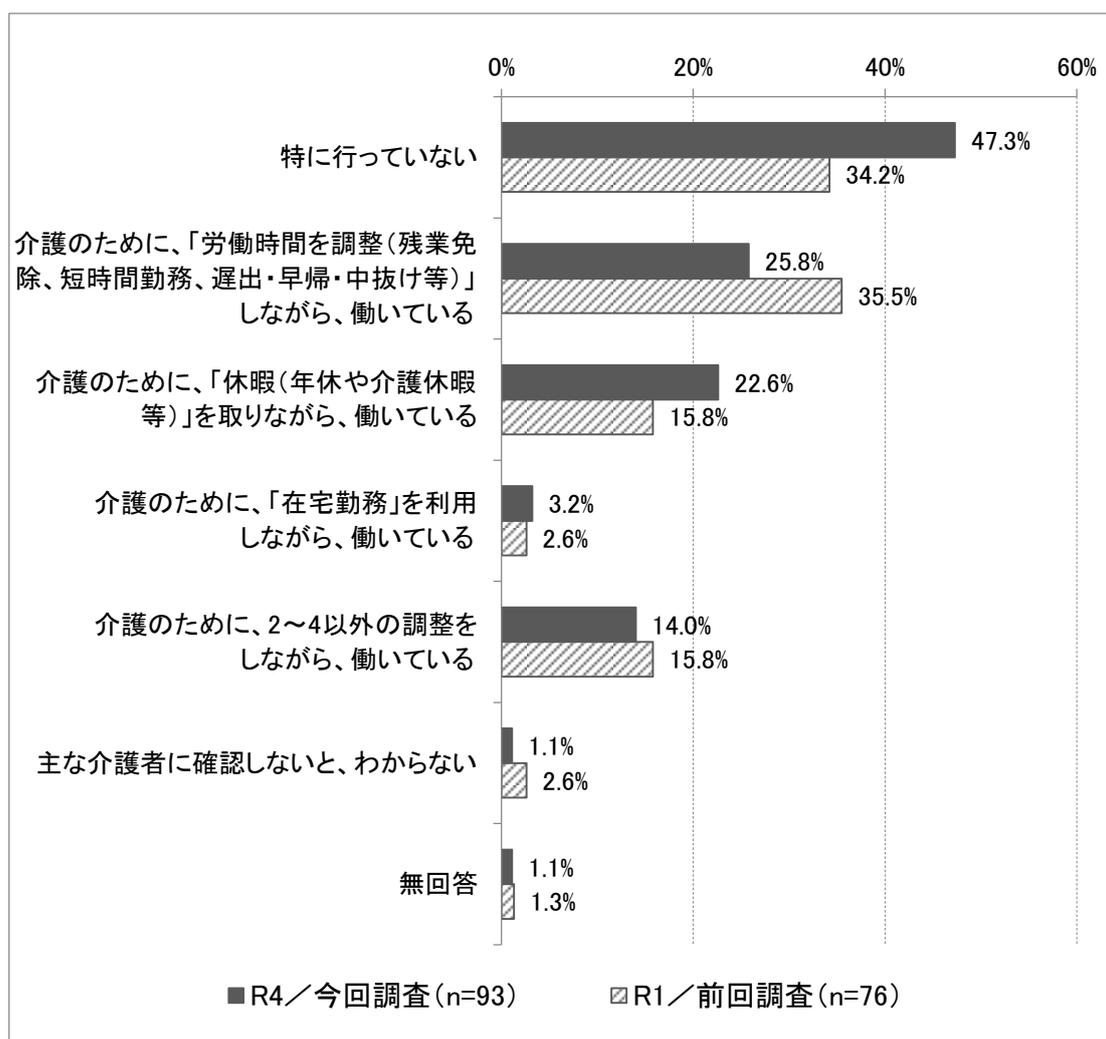
【介護のための離職の有無（複数回答）】



④ 主な介護者の方の働き方の調整の状況

「特に行っていない」の割合が最も高く47.3%となっています。次いで、「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら、働いている（25.8%）」、「介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている（22.6%）」となっています。前回調査と比較すると、「特に行っていない」、「介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている」、「介護のために、「在宅勤務」を利用しながら、働いている」の割合が増加しています。

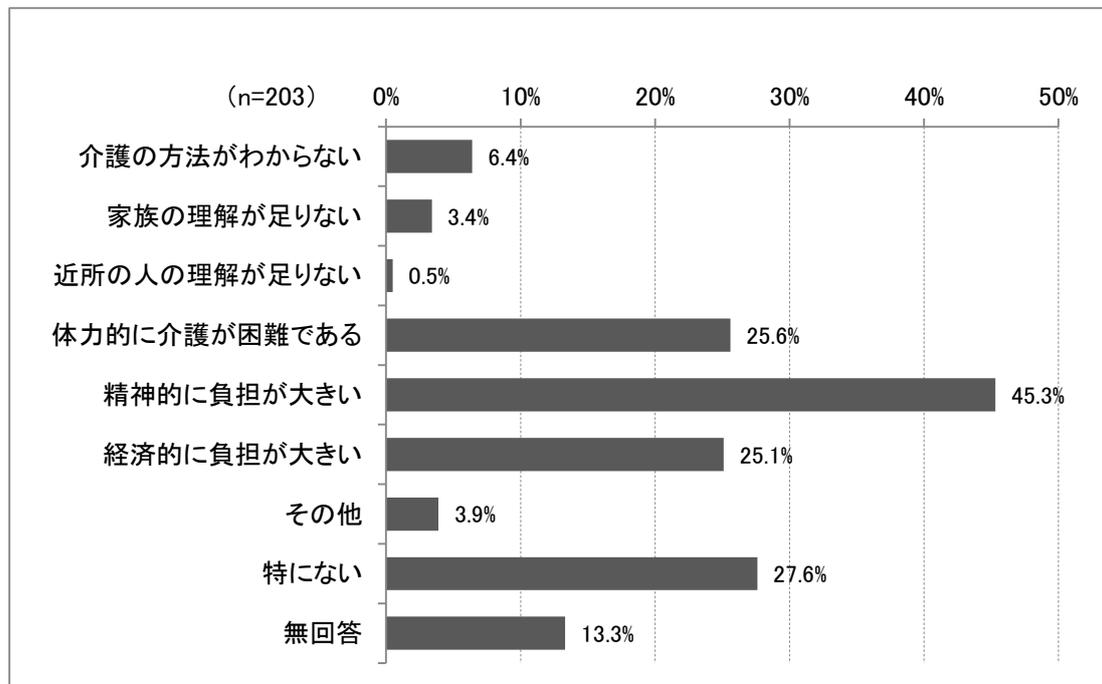
【主な介護者の働き方の調整状況（複数回答）】



⑤ 介護を行う上で困っていること

「精神的に負担が大きい」の割合が最も高く 45.3%となっています。次いで、「特にない (27.6%)」、「体力的に介護が困難である (25.6%)」となっています。

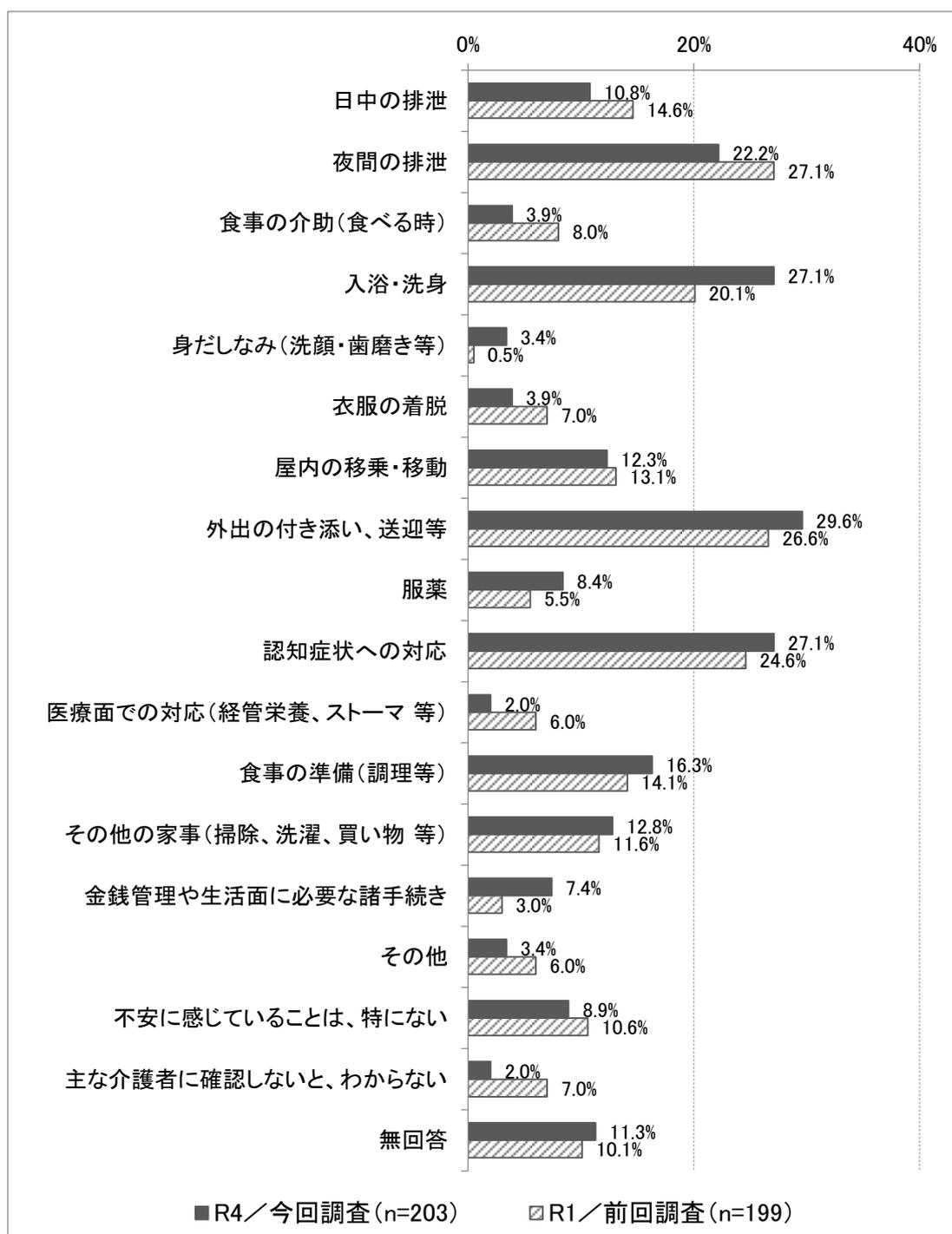
【介護を行う上で困っていること (複数回答)】



⑥ 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安を感じる介護

「外出の付き添い、送迎等」の割合が最も高く 29.6%となっています。次いで、「入浴・洗身 (27.1%)」、「認知症状への対応 (27.1%)」、「夜間の排泄 (22.2%)」となっています。前回調査と比較すると、「入浴・洗身」、「身だしなみ (洗顔・歯磨き等)」、「外出の付き添い、送迎等」、「服薬」、「認知症状への対応」、「食事の準備 (調理等)」、「その他の家事 (掃除、洗濯、買い物等)」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」の割合が増加しています。

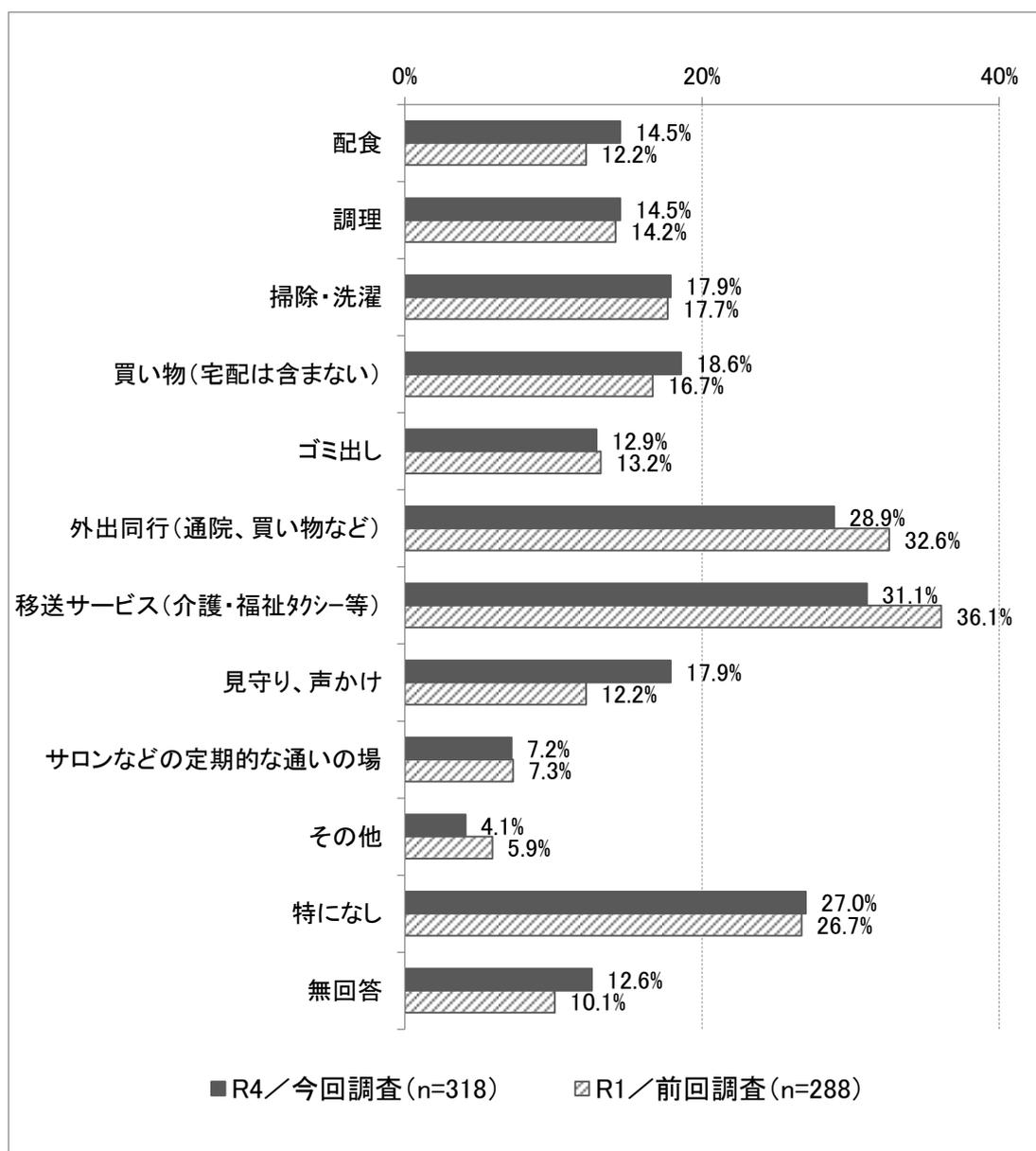
【今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安を感じる介護 (複数回答)】



⑦ 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス

「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が最も高く31.1%となっています。次いで、「外出同行（通院、買い物など）」（28.9%）、「特になし」（27.0%）となっています。前回調査と比較すると、「配食」、「調理」、「掃除・洗濯」、「買い物（宅配は含まない）」、「見守り、声かけ」、「特になし」の割合が増加しています。

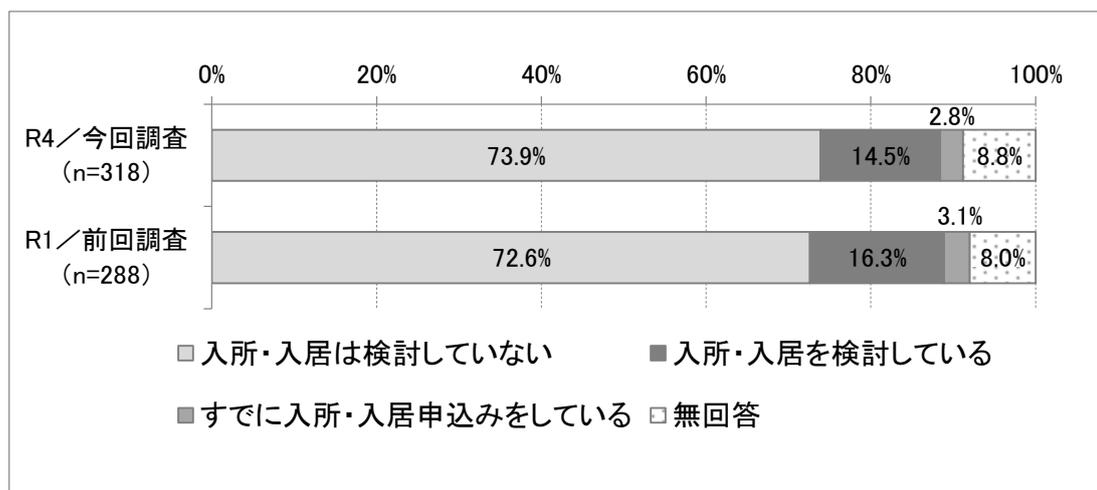
【在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス（複数回答）】



⑧ 施設等検討の状況

「入所・入居は検討していない」の割合が最も高く73.9%となっています。次いで、「入所・入居を検討している（14.5%）」、「すでに入所・入居申込みをしている（2.8%）」となっています。前回調査と比較すると、「入所・入居は検討していない」の割合が増加しています。

【施設等検討の状況】



第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

本町は県内では比較的若い世代の多い町ですが、将来人口推計結果をみると、高齢化率は令和5（2023）年の25.8%から、団塊の世代が75歳になる令和7（2025）年には26.3%、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年には29.7%になると見込まれます。一方で、支え手である生産年齢（15歳から64歳）人口は少なくなっていき、核家族化の進行や高齢者のみの世帯が増えるにつれて、家族や親族、又は地域の支え合い機能の低下などが懸念されます。

今後も高齢化が進み、高齢者の生活様式や意識・ニーズ等が更に多様化していく中で、高齢者が豊富な経験や知識・技術等を地域社会に生かすことができる環境づくりが求められています。

また、今後、要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住民や事業者等と連携・協働して、高齢者の地域生活を支える「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指し、着実に計画を推進していく必要があります。

さらに、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築きながら人と人が支え合う「地域共生社会」の実現が求められています。

このため、中長期的な地域社会の姿を見据えて、高齢者も他の世代とともに社会を支えていくという考え方を基本として、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超越して、地域や一人一人の人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える必要があります。

本計画では、高齢者の保健福祉をはじめとする諸施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図ることにより、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現を目指して、第8期計画に引き続き次の基本理念のもと、各種施策を推進します。

**誰もが住み慣れた地域で
健康に安心してともに暮らせる環境づくり
～いつまでもいきいきと暮らせる藍住町をめざして～**

2 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の5つの基本目標を設定します。

【基本目標1】介護予防・健康づくりの充実

高齢者がいつまでも健康で自立して暮らせるよう、生活支援サービスの充実とともに、自立生活の確保や要介護状態への移行の抑止、要介護状態の悪化を防止するなど、介護予防の取組を強化します。また、生活習慣病予防の観点で踏まえた保健事業と介護予防の一体的な取組を通じ、心身ともに自立した状態で健康的に日常生活を送れるよう、健康寿命の延伸を図ります。

【基本目標2】支え合いの地域づくり

住民同士が互いに支え合う「地域共生社会」を構築していくため、地域包括支援センターの機能強化や医療・介護の連携による地域包括ケアシステムの深化・推進とともに、多職種で構成される地域ケア会議を柱として、地域における課題解決に向けて、支え合いの地域づくりを進めます。

【基本目標3】認知症施策の推進

認知症に対する正しい理解の促進を図るため、認知症に関する知識の普及・啓発を図ります。また、地域の関係機関との連携を強化し、認知症の早期発見・早期対応に努めるとともに、認知症になっても、できる限り住み慣れた地域において本人の意思が尊重された環境で暮らし続けることができるよう、認知症の方やその家族のニーズに合わせ、切れ目のないサービスの適正な提供に努めます。

【基本目標4】安心・安全に暮らせる地域づくり

高齢者やその家族が、介護等により生活のあり方が変化しても、できる限り自宅や住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられるよう、高齢者の実情に合わせた住環境の整備や防災・防犯、交通安全等の対策を講じるほか、高齢者が自分らしく尊厳を持って生活していくための支援を行います。また、高齢者の生きがいづくりや社会参加に向けた取組を進めます。

【基本目標5】持続可能な介護保険制度の運営

高齢者等が、介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活を続けていくために、必要な方に過不足のない適切なサービスが提供されるよう、介護保険制度の円滑かつ適正な運営により、制度の安定した継続性の確保に努めます。

3 計画の体系

| 基本目標 | 主要施策 |
|------------------------------------|---|
| <p>【基本目標1】 介護予防・健康づくりの充実</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者生活支援サービスの充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実 (2) 生活支援の体制整備 2. 介護予防・健康づくりの推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般介護予防事業の充実 (2) 地域リハビリテーション活動支援事業の推進 (3) 交付金等を活用した独自事業の展開 (4) 生活習慣病予防の推進 (5) 自主的な健康づくりの推進 (6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 |
| <p>【基本目標2】 支え合いの地域づくり</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域包括ケア推進体制の充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進 2. 見守り支え合う地域づくりの推進 3. 在宅医療・介護連携の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 切れ目のない在宅医療・介護の実現 (2) 医療と介護情報基盤の整備 4. ヤングケアラーを含む介護者への支援 |
| <p>【基本目標3】 認知症施策の推進</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症への理解を深めるための普及啓発の推進 2. 認知症の方や関わる方への支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 認知症地域支援推進員の配置 (2) 認知症初期集中支援チームによる早期対応 (3) 認知症ケアパスの普及 (4) 若年性認知症施策の強化 (5) 認知症の方の介護者への支援 (6) 認知症の方を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進 |
| <p>【基本目標4】 安心・安全に暮らせる地域づくり</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全な暮らしの確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災体制の強化 (2) 緊急通報装置設置事業 (3) 交通安全対策の推進 (4) 消費者被害の防止 (5) 感染症に対する備え 2. 高齢者の住まい・生活環境の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅改造への支援 (2) 高齢者の住まいの確保 (3) 高齢者の利用に配慮した施設及び設備の充実 3. 高齢者の権利擁護 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者虐待防止対策の推進 (2) 成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の推進 4. 生きがいづくり・社会参加の促進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 多様な学習活動の推進 (2) 高齢者の交流・活動の場の確保 (3) 世代間交流機会の提供 (4) 老人クラブ活動の推進 (5) ボランティア・NPO等の活動支援 (6) 高齢者の就労の促進 |
| <p>【基本目標5】 持続可能な介護保険制度の運営</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 介護サービスの基盤整備と供給量の確保 2. 介護サービスの質的向上 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型サービス事業者の指定と指導監督 (2) 居宅介護支援事業所の指定と指導監督 (3) 福祉・介護人材の確保及び資質の向上 3. 介護保険制度の円滑な運営 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護保険制度の普及啓発 (2) 介護保険サービスに関する情報提供の推進 (3) 要支援・要介護認定の適正な実施 (4) 介護給付適正化の推進 (5) 業務効率化の推進 (6) 総合相談体制の充実 (7) 苦情相談窓口の充実 (8) 低所得者への配慮 |

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 介護予防・健康づくりの充実

1. 高齢者生活支援サービスの充実

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

介護予防・生活支援サービス事業では、地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメントを通じて、支援を必要とする高齢者の個々の状態に応じた介護予防・生活支援サービスの提供を図ります。

また、高齢者の増加に伴い、何らかの支援を必要とする高齢者の増加や高齢者ニーズの多様化が見込まれます。高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を可能な限り継続できるようにするためには、介護保険サービスだけではなく、インフォーマルサービスなど、多様な社会活動を活用することが重要と考えています。このことから、庁内関連部署、関係機関・団体等と連携を図りながら、高齢者の支援に資する取組を推進します。

(2) 生活支援の体制整備

日常的な生活支援を必要としている高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくことができるよう、地域の実情に応じた多様な活動主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を促進します。また、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できる活動の場や機会の確保に努め、介護予防や生きがいづくりにつながります。

本町では、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的に生活支援体制整備事業を実施しており、生活支援コーディネーター（1名）及び協議体（1）を設置しています。当該事業では、フレイルサポーターの養成と活動を推進しており、フレイル予防活動を各種行事や通いの場などで行っているほか、県内自治体が開催するフレイルサポーター養成講座の開催支援を行っています。また、高齢者が生活支援の担い手として活躍できる機会の確保と高齢者支援との両立が図られるよう、生活支援サポーター制度の実施に向けた取組を推進します。

2. 介護予防・健康づくりの推進

(1) 一般介護予防事業の充実

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していく地域づくりや高齢者の社会参加を促す取組を推進します。

本町では、一般介護予防事業の一環として徳島県理学療法士会と連携し、地域で「いきいき百歳体操」を実施しています。「いきいき百歳体操」とは、40分程度で行う簡単な筋力向上体操です。身体に過度の負担がかからないように、DVDを観ながら大半の時間を椅子に腰掛けた状態で行います。週1回程度の体操に取り組むことで、筋力・体力アップが期待できるほか、仲間づくりを通して、日常をより楽しく充実したものにすることが期待できることから、今後も教室数の増加を図るため、開催支援の方法について検討していきます。

後期高齢者の増加に伴い認定者の増加も見込まれる中、加齢に伴う心身の機能低下の予防や認知症の予防、口腔機能の向上など、介護予防に対する意識を高めるため、高齢者が興味や意欲を持って参加できるよう、周知方法や事業内容等を工夫しながら普及・啓発事業を実施していきます。

また、民間事業者と連携し、体力測定、血圧測定による効果検証を組み合わせた各種運動教室を開催するほか、フレイルサポーター及びトレーナー、保健センター、地域包括支援センターと連携したフレイルチェックを通いの場（老人憩の家等）で開催します。

【いきいき百歳体操の状況】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----|-------|-------|-------|
| 実施箇所数 | 目標 | 10か所 | 11か所 | 12か所 |
| | 実績 | 12か所 | 12か所 | 10か所 |
| 参加延べ人数 | 目標 | 160人 | 170人 | 180人 |
| | 実績 | 160人 | 127人 | 180人 |

※令和5年度の実績は見込み

【フレイルチェックの状況】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----|-------|-------|-------|
| 実施箇所数 | 目標 | 7か所 | 8か所 | 9か所 |
| | 実績 | 29か所 | 26か所 | 30か所 |
| 参加延べ人数 | 目標 | 50人 | 70人 | 90人 |
| | 実績 | 403人 | 391人 | 443人 |

※令和5年度の実績は見込み

【評価指標】

| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------|--------|---------|---------|---------|
| いきいき百歳体操 | 実施箇所数 | 11 箇所 | 12 箇所 | 13 箇所 |
| | 参加延べ人数 | 2,850 人 | 3,100 人 | 3,350 人 |
| フレイルチェック | 実施箇所数 | 31 箇所 | 32 箇所 | 33 箇所 |
| | 参加延べ人数 | 460 人 | 480 人 | 500 人 |

(2) 地域リハビリテーション活動支援事業の推進

地域における介護予防の取組の機能強化を図るため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議及び住民による通いの場等で、理学療法士などリハビリテーション専門職による助言が得られるように関係機関との連携等による体制づくりに取り組み、介護予防の強化を図ります。

【リハビリテーション提供体制（ストラクチャー指標）】

| | | | 全国 | 徳島県 | 藍住町 |
|-------|------------------|-------------------|--------|-------|-------|
| 理学療法士 | 従事者数 (認定者1万対) | 介護老人保健施設 | 12.04 | 14.72 | 14.29 |
| | | 通所リハビリテーション(老健) | 9.62 | 21.45 | 14.29 |
| | | 通所リハビリテーション(医療施設) | 7.76 | 8.41 | 7.14 |
| | | 合計 | 29.42 | 44.59 | 35.71 |
| | 従事者数 | 介護老人保健施設 | 7,564 | 70 | 2 |
| | | 通所リハビリテーション(老健) | 6,043 | 102 | 2 |
| | | 通所リハビリテーション(医療施設) | 4,873 | 40 | 1 |
| | | 合計 | 18,480 | 212 | 5 |
| 作業療法士 | 従事者数 (認定者1万対) | 介護老人保健施設 | 8.31 | 13.04 | 7.14 |
| | | 通所リハビリテーション(老健) | 3.44 | 9.25 | 14.29 |
| | | 通所リハビリテーション(医療施設) | 4.61 | 5.68 | 21.43 |
| | | 合計 | 16.35 | 27.97 | 42.86 |
| | 従事者数 | 介護老人保健施設 | 5,220 | 62 | 1 |
| | | 通所リハビリテーション(老健) | 2,159 | 44 | 2 |
| | | 通所リハビリテーション(医療施設) | 2,894 | 27 | 3 |
| | | 合計 | 10,273 | 133 | 6 |
| 言語聴覚士 | 従事者数 (認定者1万対) | 介護老人保健施設 | 1.72 | 0.42 | - |
| | | 通所リハビリテーション(老健) | 0.53 | 0.84 | - |
| | | 通所リハビリテーション(医療施設) | 0.81 | 0.00 | - |
| | | 合計 | 3.06 | 1.26 | - |
| | 従事者数 | 介護老人保健施設 | 1,080 | 2 | - |
| | | 通所リハビリテーション(老健) | 334 | 4 | - |
| | | 通所リハビリテーション(医療施設) | 509 | 0 | - |
| | | 合計 | 1,923 | 6 | - |

出典：地域包括ケア「見える化」システム（平成29年（2017年）時点）

【リハビリテーション専門職の状況】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|----|-------|-------|-------|
| 関与延べ件数 | 目標 | 11件 | 12件 | 13件 |
| | 実績 | 34件 | 23件 | 29件 |
| 介護予防事業への参加延べ人数 | 目標 | 11人 | 12人 | 13人 |
| | 実績 | 34人 | 29人 | 29人 |

※いきいき百歳体操、介護予防教室

※令和5年度の実績は見込み

【評価指標】

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------------------|-------|-------|-------|
| リハビリテーション専門職関与延べ件数 | 30件 | 30件 | 30件 |
| リハビリテーション専門職の介護予防事業への参加延べ人数 | 30人 | 30人 | 30人 |

※いきいき百歳体操、介護予防教室

(3) 交付金等を活用した独自事業の展開

独自事業の展開に当たっては、保険者機能強化推進交付金、介護保険者努力支援交付金等の交付金を活用することとしています。本町では、介護予防教室、認知症高齢者見守り事業のほか、高齢者の社会参加が促進されるよう、個人へのインセンティブ（動機付け）として、民間事業者と連携した健康ウォーキングポイント事業「ゆめわくわく歩（ポ）イント」を実施しており、これらの取組に交付金等を活用していきたいと考えています。

【健康ウォーキングポイント事業の状況】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|----|-------|-------|-------|
| 登録者数（年度末時点） | 実績 | 休止 | 490人 | 490人 |

※令和5年度の実績は見込み

(4) 生活習慣病予防の推進

① 健康相談・健康づくり講座

定期的に実施している健康相談や栄養相談は、住民が継続して利用しながら、健康管理を自らコントロールしていくことを目指しています。また、こころの健康相談は、相談することでこころの安定を図り、必要な時に医療受診につなぐ役割があります。相談件数は年々増加しています。

今後も、正しい健康知識の啓発や疾病予防、必要に応じて早期治療につなぐことで、住み慣れた地域で暮らすことができ、かつ、健康寿命の延伸につながるよう支援していきます。

【健康相談等の状況】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------|------|--------|--------|--------|
| 健康相談（定例日・他随時 相談含む） | 開催回数 | 151回 | 351回 | 400回 |
| | 参加人数 | 255人 | 432人 | 500人 |
| 栄養相談 | 開催回数 | 31回 | 70回 | 50回 |
| | 参加人数 | 31人 | 70人 | 100人 |
| こころの相談 | 開催回数 | 791回 | 952回 | 1,000回 |
| | 参加人数 | 1,411人 | 1,609人 | 1,750人 |
| 健康づくり講座・各種健康 教室 | 開催回数 | 12回 | 34回 | 40回 |
| | 参加人数 | 907人 | 911人 | 1,000人 |

※令和5年度の開催回数及び参加人数は見込み

② 訪問指導

生活習慣の改善や疾病予防について、対象者の状況に合わせた保健指導を保健師や管理栄養士が行っています。

今後も健康増進法に基づき、対象者の心身の状況や環境等に応じて、保健師や管理栄養士が必要な方を訪問し、指導を行います。また、健康寿命の延伸に向けて、生活習慣を含めた個人の行動と健康状態の改善を促す必要があります。今後も効果的な保健指導を実施できるよう、訪問や関係機関等との連携を図っていきます。

③ 健康診査・保健指導

日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の早期発見と重症化予防のために、特定健康診査を行っています。後期高齢者には、生活習慣病の重症化及びフレイル（加齢に伴う虚弱な状態）を予防するため、徳島県後期高齢者医療広域連合が主体となって健康診査を行っています。

また、健康診査の結果から生活習慣病の発症リスクが高く、食生活等の改善により予防効果が多く期待できる方に対して、保健師及び管理栄養士が生活習慣を見直すサポートをしています。未受診者対策が課題となっていることから、保健事業計画カレンダーや広報紙等で発症予防、重症化予防につながる健康診査の大切さや保健指導の必要性について啓発を行い、今後も健康診査の受診率の向上に努め、健康診査の結果に応じて、生活習慣の改善に向けた指導を行います。

【特定健康診査等の状況】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|----|--------|--------|--------|
| 特定健康診査受診者数 | 目標 | 1,550人 | 1,600人 | 1,650人 |
| | 実績 | 1,435人 | 1,499人 | 1,725人 |
| 特定健康診査受診率 | 目標 | 31.0% | 32.0% | 33.0% |
| | 実績 | 29.7% | 33.3% | 38.0% |
| 特定保健指導受診者数 | 目標 | 215人 | 222人 | 225人 |
| | 実績 | 111人 | 121人 | 124人 |
| 特定保健指導受診率 | 目標 | 73.0% | 74.0% | 75.0% |
| | 実績 | 70.7% | 64.7% | 69.0% |

※令和5年度の実績は見込み

④ がん検診

がんの予防・早期発見のために40歳以上（子宮頸がん検診は20歳以上、胃内視鏡検査・前立腺がん検診は50歳以上）の方を対象に、胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診・肝炎ウイルス検査の各種検診を継続して実施します。今後も、がん検診の必要性についての啓発や環境整備、受診勧奨の方法について検討し、受診率の向上に取り組めます。

【各種がん検診の状況】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|------|--------|--------|--------|
| 胃がん検診 | 受診者数 | 793人 | 653人 | 950人 |
| | 受診率 | 6.0% | 5.9% | 6.0% |
| 肺がん検診 | 受診者数 | 1,252人 | 1,260人 | 1,250人 |
| | 受診率 | 5.9% | 5.9% | 5.8% |
| 大腸がん検診 | 受診者数 | 1,546人 | 1,502人 | 1,500人 |
| | 受診率 | 7.3% | 7.1% | 7.0% |
| 子宮頸がん検診 | 受診者数 | 1,313人 | 1,149人 | 1,200人 |
| | 受診率 | 16.3% | 16.1% | 16.5% |
| 乳がん検診 | 受診者数 | 671人 | 626人 | 650人 |
| | 受診率 | 11.8% | 11.5% | 12.0% |

※令和5年度の受診者数及び受診率は見込み

⑤ 骨粗しょう症検診・歯周疾患検診

骨粗しょう症検診は、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の女性を対象に実施し、歯周疾患検診は40歳・50歳・60歳・70歳の節目検診として実施しています。これらは、介護予防としても重要であり、早期発見・早期治療を目的に実施しています。

発症のリスクとして、栄養・食生活、身体活動・運動などの生活習慣が大きく影響しており、若いころからの取組が重要なため、予防に関する情報提供を行っていきます。

また、受診者数が低い水準で推移しているため、周知方法等の見直しを行い、受診率の向上に努めます。

【骨粗しょう症検診・歯周疾患検診の状況】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------|----|-------|-------|-------|
| 骨粗しょう症検診 受診者数 | 実績 | 111人 | 86人 | 120人 |
| 歯周疾患検診 受診者数 | 実績 | 32人 | 31人 | 40人 |

※令和5年度の実績は見込み

(5) 自主的な健康づくりの推進

高齢期の健康を保持し、疾病や要介護状態となることを予防する主体は本人自身であることから、「健康あいずみ21」に基づき、定例会での学習や情報提供など健康に関する知識が地域に効果的に普及できるよう普及啓発活動を行い、住民の自主的な取組を支援します。

また、高齢者の急激な増加が見込まれる中、地域全体での健康づくりへの取組がますます重要になってきています。健康づくりに関する情報を広く普及できるように、健康づくり講座や各種イベント等あらゆる機会に情報提供を行うとともに、保健栄養推進員や食生活改善推進員が健康づくりの自己管理ができるように促しながら、地域へ広く普及できるように活動を支援していきます。

(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

保健事業及び介護予防事業における各実施主体が蓄積した情報とノウハウを活用した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を実施するためには、国保データシステム(KDBシステム)の活用による対象者の抽出・地域の健康課題の把握をはじめ、事業の企画・調整・分析・評価等を行う保健師等の医療専門職や地域において通いの場等への積極的な関与や個別訪問等を行う医療専門職の配置が必要です。

このため、疾病予防及び介護予防の推進が図られるよう、企画・調整等を担当する医療専門職を配置するとともに、事業実施の基本的方針等の策定のもと、健康な方を含めた全ての高齢者への働きかけのほか、疾病及び要介護状態となる危険度が高い方への働きかけを行う取組を展開します。

(1) 高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)

次の取組のうち、1つ以上を実施することとしています。

①低栄養防止・重症化予防

低栄養・筋量低下等による心身機能の低下の予防及び生活習慣病等の重症化予防等を行うため、医療専門職による立ち寄り型の相談、訪問相談・保健指導等。

②重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談、指導

重複・頻回受診者、重複投薬者、併用禁忌薬がある方及び多量投薬者に対する医療専門職による適正受診、適正服薬の促進のための訪問指導。

③健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続

健康状態が不明な高齢者及び閉じこもりの可能性があり、医療や介護サービス等につながっていない高齢者へのアウトリーチ支援による相談、指導。

(2) 通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)

次の取組を想定しています。

①フレイル予防の普及啓発活動及び運動・栄養・口腔等の健康教育、健康相談。

②後期高齢者の質問票等により、フレイル状態の高齢者等を把握し、低栄養、筋力低下等の状態に応じた保健指導及び生活機能向上を目的とした支援等。

③通いの場等での取組において把握した高齢者の状況に応じて、健診及び医療の受診勧奨、介護サービスの利用勧奨。

1. 地域包括ケア推進体制の充実

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

このため、地域包括支援センターには、多様なニーズに対応できるよう社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の3職種を配置しています。

近い将来、団塊の世代が後期高齢者となり、団塊の世代ジュニアが高齢者となることを踏まえると、高齢者ニーズは増加するとともに、複雑化、複合化することが想定され、地域包括支援センターの担う役割は更に増すものと考えています。

このことから、地域包括支援センターが地域包括ケアシステムを深化・推進する中核機関として機能するためには、業務負担の軽減を進めるとともに、体制の整備を図ることが重要となります。

また、地域の高齢者やその家族、介護・医療関係者、民生委員等からの各種相談に対応できるよう関係機関と連携した多面的な支援が行える体制整備のほか、地域包括支援センターの適切な運営、公平・中立性の確保が図られる取組が求められています。

このことから、地域包括支援センターの機能強化を図るため、本計画期間においては次の取組を推進します。

- ①地域包括支援センターが住民にとって身近な相談機関となるよう、あらゆる機会を通して地域包括支援センターを周知。
- ②専門職である3職種（社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員）の配置を継続。
- ③介護・医療関係者等の多職種との情報共有、介護支援専門員の事例検討など、多職種協働のネットワークづくりや課題解決に向けた取組。
- ④地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等による一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定対象を拡大。

(2) 地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進

地域包括ケアシステムの中核的役割を果たす地域包括支援センターの機能強化を進めるとともに、地域課題やニーズを把握し、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を進めるため、多職種連携による地域ケア会議の開催に努めます。

地域ケア会議とは、地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、高齢者に対する包括的ケアと自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの支援を検討するとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、更には本計画等への反映などの政策形成につなげることを目指すものです。地域ケア会議の推進によりケアマネジャーの資質向上、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図ることが重要となります。地域ケア個別会議は、1例ごとに丁寧に検証しながら支援の方向性を関係機関で共有できるため解決策を検討しやすいことから、「地域ケア個別会議」の開催を積み重ね、その積み重ねにより浮かび上がってきた地域課題を整理し、解決策を検討していきます。その過程で、政策的な対応が必要となる課題や資源開発などを検討する際は、「地域ケア推進会議」を開催します。

また、高齢者からのあらゆる相談を受け止め、適切な機関やサービスにつなげるとともに、高齢者の自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントについて理解を深めるための研修を行うなど、ケアマネジメント機能の充実を図ります。

【地域ケア会議・地域ケア個別会議の状況】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------|----|-------|-------|-------|
| 地域ケア会議 (個別会議除く) | 目標 | 1件 | 1件 | 2件 |
| | 実績 | 0件 | 0件 | 1件 |
| 地域ケア個別会議 | 目標 | 2件 | 3件 | 4件 |
| | 実績 | 2件 | 2件 | 3件 |

※令和5年度の実績は見込み

【評価指標】

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|-------|-------|-------|
| 地域ケア会議（個別会議除く） | 1件 | 1件 | 1件 |
| 地域ケア個別会議 | 4件 | 4件 | 4件 |

2. 見守り支え合う地域づくりの推進

サロンの開催や健康づくり活動、見守りなどの住民の自主的な活動を通じて、地域の支え合い活動を促進するとともに、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることから、高齢者が担い手としても活動していくことを推進していきます。

また、高齢者自身が健康づくり、介護予防の必要性を感じて取組を始めることが増えてきた一方で、支援の担い手の確保が課題となっています。

このため、住民主体の活動の充実を通じて、支援の対象と担い手を高齢者に限ることなく、関係部署との連携を図り、障がい者、子ども、子育て世代など、町全体に広く浸透させる取組を進め、「地域共生社会」の実現へとつなげていきます。

3. 在宅医療・介護連携の推進

(1) 切れ目のない在宅医療・介護の実現

在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護の両面からサポートを行うとともに、医療機関や介護事業所等の関係者の連携を推進する事業です。

これまでの取組により、医療と介護との多職種連携は強化されてきていますが、地域で暮らす高齢者を支える体制づくりは今後も更に推進していく必要があると考えており、安定した人材の確保と資質の向上が求められています。

在宅医療・介護連携を推進するためには、医師会等と協働しながら地域課題を共有することにより、地域の実情に応じた切れ目のない連携体制の構築に向けて取り組んでいくことが重要です。また、在宅療養者の生活の場で医療と介護を一体的に提供するためには、高齢者の心身の状況を把握した上で、医療と介護が主に共通する4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）を意識した取組が必要と考えています。これらの一環として、板野郡医師会では、終末期医療の構築を図るため、終末期医療の自主的な選択を表明する制度を取り入れており、本町としても本人の尊厳と家族の気持ちに寄り添う取組を支援していくこととしています。そのほか、認知症の方への対応やその家族へのケアも踏まえた取組も並行して推進することが重要と考えています。

このため、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、近隣自治体との連携、情報共有及び協力体制を維持し、本町の特性も視野に入れながら、地域包括ケアの充実を目指します。

■取組内容

- ①地域の医療・介護の資源の把握
- ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ④在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑤地域住民への普及・啓発
- ⑥医療・介護関係者の情報共有の支援、知識の習得等のための研修などの地域の実情に応じた医療・介護関係者の支援
- ⑦在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

■ 4つの場面における在宅医療と介護の提供体制の確保

| |
|--|
| ①日常の療養支援 相談業務を通じた療養者及びその家族への支援、また、認知症ケアパスを活用し、認知症の方への在宅支援に取り組みます。 |
| ②入退院支援 入退院支援における介護支援専門員とメディカルソーシャルワーカーとの連携、介護支援専門員事例検討会の開催、退院後における訪問看護体制の構築を図ります。 |
| ③急変時の対応 医師会との連携により、後方支援病院の確保を図ります。 |
| ④看取り 医師会との連携により、終末期における協力病院の確保、人生の最終段階における意思決定支援として医師会が進めている事前指定書の普及を図ります。 |

【多職種連携研修会の状況】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|----|-------|-------|-------|
| 実施回数 | 目標 | 2回 | 2回 | 2回 |
| | 実績 | 1回 | 2回 | 2回 |

※令和5年度の実績は見込み

【評価指標】

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|-------|-------|-------|
| 多職種連携研修会の実施回数 | 2回 | 2回 | 2回 |
| 多職種による検討会の実施回数 | 1回 | 1回 | 1回 |

(2) 医療と介護情報基盤の整備

医療情報及び介護情報を共有できる情報基盤の全国一元的な整備に伴い、医療・介護情報の標準化を進め、医療機関・介護事業所等の間で必要なときに必要な情報を共有・活用できる体制を構築します。

4. ヤングケアラー等を含む介護者への支援

家族介護者が地域の中で孤立することなく、また介護をしながら働き続けることができる社会を目指し、介護サービスや在宅生活の継続のために必要な情報、その他の情報提供を介護者に個別で対応しながら、既存の交流会や地域の社会資源も活用し、介護者の精神的な負担を軽減できるよう支援に取り組みます。

また、ヤングケアラーや8050問題等、高齢者を含めた複合的・複雑化する地域課題に対応するため、地域の関係団体や専門機関等と連携し、住民の抱える課題が深刻化する前に相談や支援につなげられるよう、包括的な相談支援体制を構築します。

1. 認知症への理解を深めるための普及啓発の推進

社会全体で認知症の方を支える基盤として、認知症に関する正しい知識と理解をもって、地域で認知症の方やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進し、かつ、認知症サポーターと家族のニーズをマッチングさせる仕組みづくりを進めます。

また、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員、地域包括支援センターなどの日頃の活動を通じて、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進を図ります。

2. 認知症の方や関わる方への支援

(1) 認知症地域支援推進員の配置

コーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、認知症の方ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や認知症に関する事業の企画調整等を行います。

また、認知症地域支援推進員が中心となり、認知症の方がその症状の全ての段階において必要な支援が適切に受けられるよう支援体制を整備します。

【認知症地域支援推進員の配置の状況】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|----|-------|-------|-------|
| 認知症地域支援推進員 | 目標 | 1人 | 1人 | 2人 |
| | 実績 | 1人 | 1人 | 1人 |

※令和5年度の実績は見込み

【評価指標】

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| 認知症地域支援推進員 | 2人 | 2人 | 2人 |

(2) 認知症初期集中支援チームによる早期対応

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを配置し、認知症初期集中支援チーム員と認知症地域支援推進員等が定期的に情報交換などの連携を図る機会を持ち、認知症の早期診断、早期対応に向けた効果的な運用方法を検討します。また、専門職チームが家庭訪問を行うことで、認知症の方やその家族を早期に支援することができるよう体制の整備を進めます。

【認知症初期集中支援チームの状況】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------|----|-------|-------|-------|
| 認知症初期集中支援チームによる対応件数 | 目標 | 5件 | 5件 | 5件 |
| | 実績 | 0件 | 0件 | 1件 |

※令和5年度の実績は見込み

【評価指標】

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|
| 認知症初期集中支援チームによる対応件数 | 5件 | 5件 | 5件 |

(3) 認知症ケアパスの普及

地域の実情に応じて、認知症の方やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、「いつ・どこで・どのような」支援を受ければよいか理解できるよう、「認知症ケアパス」(認知症の容態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れ)の普及を図ります。

また、認知症の方やその家族だけではなく、地域の民生委員等の身近な相談者にも認知症ケアパスを知ってもらい、相談窓口の周知を図ることで、本人や家族が必要とする適切な時期に相談につながるよう活用します。

(4) 若年性認知症施策の強化

若年性認知症の方は、医療機関を受診し相談機関へつながるまでに時間を要し、症状が進行してしまうことも少なくないため、適切な情報提供が必要です。就労や生活費、子どもの教育費等といった経済的な問題が大きく、また、主介護者が配偶者となる場合が多く、時に本人や配偶者の親等の介護とも重なり複数介護になる等の特徴があります。このため、居場所づくりや就労、社会参加支援等の多様な分野にわたる支援を総合的に行うことが求められています。

これらを踏まえ、認知症サポーターや認知症地域支援推進員の活動を充実させるとともに、若年性認知症の早期診断、早期対応につながるよう、認知症サポーター養成講座や出前講座等を通じて、若年性認知症に関する普及啓発や地域包括支援センターの機能強化に取り組めます。

(5) 認知症の方の介護者への支援

認知症の方の介護者への支援を行うことが、認知症の方の生活の質の改善にもつながるとの観点に立ち、介護者の精神的・身体的負担を軽減するための取組として、認知症初期集中支援チーム等による早期診断・早期対応を行っています。

また、地域包括支援センターなどの相談窓口において、認知症に関する相談・指導に対応するとともに、関係機関との連携を図り、初期の段階において、相談から適切なサービスへと円滑につながるための支援を行います。その一つとして、認知症の方と家族、地域の方がともに安心して過ごせる居場所づくりや介護者支援の充実を図るため、民間が実施している既存の認知症カフェとの連携や、地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員が関係機関との情報共有を積極的に図ることにより、家族支援活動を行います。

(6) 認知症の方を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

① 認知症高齢者見守り事業

認知症に対する理解を深め、認知症高齢者の見守りや介護者等を支援し、認知症の方やその家族にやさしいまちづくりを推進する事業です。

行方不明高齢者の早期発見のため、GPS端末機能のついた機器をレンタルする初期費用の一部助成や高齢者見守り安心シール交付事業など、消防署や近隣町と連携して、利用可能な認知症高齢者の見守り事業の周知拡大を図ります。

② 認知症サポーターの養成

社会全体で認知症の方を支える基盤として、地域で認知症の方やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進するとともに、認知症サポーターが地域の中で活躍する機会の充実を図り、認知症高齢者等の生活支援や社会参加支援・見守り体制の充実につながるよう取り組みます。

また、認知症サポーターによる「チームオレンジ」について、サポーターと対象者及びその家族のニーズをマッチングさせる仕組みの構築を推進します。

【認知症サポーターの状況】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|----|--------|--------|--------|
| 認知症サポーター養成延べ人数 | 目標 | 3,500人 | 3,700人 | 3,900人 |
| | 実績 | 3,346人 | 3,374人 | 3,404人 |

※令和5年度の実績は見込み

【評価指標】

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 認知症サポーター養成延べ人数 | 3,500人 | 3,600人 | 3,700人 |

1. 安全な暮らしの確保

(1) 防災体制の強化

災害時における救援・避難体制については、「藍住町地域防災計画」に基づき、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動を取ることが特に困難な高齢者や障がい者などの支援体制の構築を図るため、避難行動要支援者名簿の作成に取り組んでいます。

また、この名簿を基に自治会、民生委員、自主防災組織等の各関係機関が連携し、災害時に要支援者に対する避難誘導、安否確認などの支援が行える仕組みを地域住民とともに作り上げていくことが重要と考えています。このため、避難支援者、避難場所、避難方法等を定める個別避難計画書を作成し、登録者の増加に努めるとともに、今後更に内容を精査しながら、災害時に有効活用できるよう、登録に必要な避難支援者、災害時の被災リスクを検討し、優先度を判断していく必要があります。

さらに、各種防災訓練については、防災に関心が低い住民が参加しやすいように周知方法や内容を工夫し、自分の命は自分で守るという住民一人一人の防災意識を醸成し、本町全体の防災力向上を図ります。

(2) 緊急通報装置設置事業

支援の必要な60歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯の方・障がい者が、急病や災害などの緊急時に簡単な操作により、警備保障会社へ通報することができます。また、必要と認められた方が、警備保障会社と契約をされた場合、補助金を交付します。

装置の設置希望者がいた場合、地域包括支援センター職員が自宅を訪問し、福祉部局が開催するケア会議で要否の決定をしています。今後も、関係部署と密接な連携を図りながら、装置を必要とする方の事業利用につなげていきます。

【緊急通報装置の設置の状況】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|----|-------|-------|-------|
| 緊急通報装置の設置件数 | 実績 | 17件 | 13件 | 13件 |

※令和5年度の実績は見込み

(3) 交通安全対策の推進

町内の交通事故発生件数は微増傾向にあり、交通事故者に占める高齢者の割合が高いことから、警察等関係機関と連携し、地域住民の協力を得ながら、ドライバーに対する安全運転の啓発や高齢者安全運転標識の普及、福寿連合会での交通安全教室・高齢運転者講習の受講勧奨など、交通安全対策を強力に推進します。

さらに、高齢等の理由により身体機能が低下したと自覚された方、運転免許が不要になった方に対して、運転免許証の自主返納制度を周知徹底し、返納を促進します。

また、新たな町道を整備する際には、設計段階からユニバーサルデザインの考え方に基づいて計画し、誰もが安心・安全に利用できるよう整備に努めます。

(4) 消費者被害の防止

高齢者が被害者となる消費者問題が増加傾向にある中、本町では平成 31（2019）年 1 月に藍住町消費者見守りネットワークを設置し、関係機関・団体と連携を図っています。今後も消費生活センターを中心に、消費者見守りネットワークの連携を密に行い、消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を目指し、更なる消費生活の安定と向上を図っていきます。

また、消費生活センターでは、消費者被害に関する情報の把握に努めており、日常的に高齢者と関わる機会が多い地域の民生委員や介護支援専門員・訪問介護員等に対し、消費者被害に関する情報を的確に提供することで、消費者被害に関する情報を高齢者やその家族に伝えていく体制づくりを進めます。

(5) 感染症に対する備え

施設、事業所等で感染症が発生した場合においても、継続的に介護サービスが提供できるように関係機関や事業所等との連携を図り、国、県等の指針を踏まえながら介護サービスの継続に向けた支援を行います。

2. 高齢者の住まい・生活環境の整備

(1) 住宅改造への支援

本町では、介護保険制度の住宅改修・介護予防住宅改修とは別に、高齢者が在宅で自立した生活を送ることができるように、住宅を改造するために必要な費用の一部を助成しています。

今後も、制度の周知を図るとともに、該当者が円滑に申請手続きを行えるよう、体制整備を図ります。

(2) 高齢者の住まいの確保

地域生活の基盤となる居住の場について、事業者と連携しながら、高齢者のニーズや状況に合った多様な住まいの確保を図ります。

また、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等について、県と連携して情報を把握し、適切な利用につなげます。

① 生活支援ハウス

生活支援ハウスは、ひとり暮らしの高齢者等を対象として、家族による援助を受けることが困難で、高齢等のため自立して生活することに不安がある方に居住の場を提供するものです。

高齢者のひとり暮らしが増加していることにより、今後、入居を希望する方が増えることが見込まれます。適切な入居ができるよう、入居の必要性について十分に確認するとともに、必要な方に提供できるよう周知の徹底に努めます。

【生活支援ハウスの状況】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|----|-------|-------|-------|
| 入所者数 | 実績 | 6人 | 7人 | 7人 |
| 定数 | 実績 | 10人 | 10人 | 10人 |

※令和5年度の実績は見込み

| 名称 | 運営主体 | 定員 |
|-----------|--------------|-----|
| 生活支援ハウス 藍 | 社会福祉法人 凌雲福社会 | 10人 |

※令和5年11月1日現在

② ケアハウス

ケアハウスは軽費老人ホームの一種で、身体機能の低下や高齢等のため独立して生活するには不安がある方が、各種の在宅福祉サービスを活用しながら自立した生活ができるよう構造や設備が工夫された施設です。

町内には2施設あり、地域とのコミュニケーションを図るための交流事業を実施しています。本町では介護保険に関する窓口相談等において、必要に応じ施設の紹介、助言等を行っています。

【ケアハウス一覧】

| 名称 | 運営主体 | 定員 |
|---------------|----------------|-----|
| ケアハウスサンガーデン凌雲 | 社会福祉法人 凌雲福祉会 | 30人 |
| ケアハウス矢上 | 社会福祉法人 サンシティあい | 30人 |

※令和5年11月1日現在

※住所地特例施設に限る

③ 有料老人ホーム

有料老人ホームは、高齢者が食事の提供や健康管理、介護サービスなどを受けながら生活を送る施設で、介護付（介護専用型・混合型）、住宅型、健康型の3つのタイプがあり、民間事業者が整備運営を行います。

有料老人ホームの設置は県知事への届出が必要ですが、整備は民間事業者の参入意思に委ねられており、町内には9施設が整備されています。

【有料老人ホーム一覧】

| 名称 | 運営主体 | 定員 |
|-----------------------|-------------------|------|
| 有料老人ホームクリア藍住 | 株式会社クリア | 115人 |
| 有料老人ホーム高齢者サポートハウスまごの手 | 有限会社いずみソーシャル・サポート | 18人 |
| 有料老人ホームライフコンシェルジェ徳島 | 医療法人清樹会 | 76人 |
| イツモ藍住 | イツモスマイル株式会社 | 32人 |
| イツモ藍住南館 | イツモスマイル株式会社 | 40人 |
| 住宅型有料老人ホーム百華 | 有限会社華 | 18人 |
| 住宅型有料老人ホームのどか | 株式会社森介護事業所 | 24人 |
| 有料老人ホーム 蘭方 | 株式会社洋敬通商 | 40人 |
| 住宅型有料老人ホーム茶華 | 有限会社華 | 22人 |

※令和5年11月1日現在

※住所地特例施設に限る

④ サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」に基づき、高齢の単身者や夫婦のみの世帯を対象に介護や医療が連携し、サービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。町内には7施設が整備されています。

【サービス付き高齢者向け住宅一覧】

| 名称 | 運営主体 | 定員 |
|-------------------------------|-------------------|-----|
| ライフヴィライース徳島 | 医療法人清樹会 | 47人 |
| メディション凌雲 | 社会医療法人凌雲会 | 51人 |
| サービス付き高齢者向け住宅 みどり | 医療法人緑風会 | 20人 |
| サービス付き高齢者向け住宅 いつもここから | 有限会社いずみソーシャル・サポート | 20人 |
| サービス付き高齢者向け住宅 アルザス・ロレーヌ虹の橋 | 株式会社ウエルフェア虹の橋 | 72人 |
| サービス付き高齢者向け住宅 ゆうひな | 合同会社ライフサポートりあん | 10人 |
| リニエハイム藍住 | 株式会社リニエL | 9人 |

※令和5年11月1日現在

※住所地特例施設に限る

⑤ 住宅部局との連携

ケアハウス、県営住宅といった低所得者に配慮した住宅の情報を提供できるよう、住宅関係部局と連携して情報収集を行い、適切な情報発信を図ります。

（3）高齢者の利用に配慮した施設及び設備の充実

本町では総合文化ホール、藍の館の改修において、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行っています。今後も、施設の整備・改修においては、高齢者が安全かつ快適に暮らせる環境づくりを目指し、「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づいた公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進していきます。

3. 高齢者の権利擁護

(1) 高齢者虐待防止対策の推進

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、高齢者が尊厳を持ち、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、虐待を発生させない地域づくりを目指し、高齢者虐待防止の取組を推進します。

虐待の発生予防・早期発見には、地域住民をはじめ、保健や医療・福祉・介護サービスの従事者、行政関係者等が高齢者虐待についての認識を深めることが重要です。高齢者虐待に対する意識は高齢者に関わりのある専門職をはじめ、民生委員、地域住民にも少しずつ理解されてきているところです。

また、養護者による高齢者虐待の主な発生要因については、「介護疲れ・介護ストレス」「虐待者の障害・疾病」となっており、高齢者の特性や高齢者虐待に関する知識、理解への普及・啓発や通報相談窓口の周知等に努め、養護者への家族の不安や悩みを聞き、助言等を行う相談機能の強化、養護者を支える多職種連携がしやすいよう日頃から顔の見える関係づくり、関係団体・関係機関とのネットワークを構築し、早期発見・早期対応ができる体制強化を図ります。

さらに、高齢者虐待防止の取組においては、庁内関連部署と地域包括支援センターが中心となり、虐待事例に対して迅速かつ適切に対応、支援を行うことから、人材確保に努め、職員の専門性の一層の向上を図ります。

(2) 成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の推進

令和4年3月に「藍住町成年後見制度利用促進基本計画」を策定、4月には中核機関として社会福祉協議会内に「成年後見サポートセンター」を設置し、制度の周知・普及啓発、相談業務、申立支援、受任調整、後見人への支援を行っています。

高齢化、核家族化が進み、成年後見制度を必要とする方の増加が予測されることから、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、申立費用や成年後見人等への報酬費用が負担できない等の理由で、制度の利用が進まないといった事態に陥らないよう、制度の周知を行うことで申請手続の補助等の支援を推進します。

また、社会福祉協議会においては、日常生活自立支援事業として、日常生活に不安のある方の福祉サービスの利用や金銭管理・書類等の預かりなどを行い、必要に応じて成年後見制度への移行を進めるなど、地域において安心して自立した生活が送れるよう支援しています。

【成年後見制度等の状況】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------------|----|-------|-------|-------|
| 成年後見制度利用支援事業 町長申立件数 | 目標 | 3件 | 3件 | 3件 |
| | 実績 | 0件 | 2件 | 5件 |
| 日常生活自立支援事業 利用者数 | 実績 | 26人 | 26人 | 25人 |

※令和5年度の実績は見込み

【評価指標】

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|
| 成年後見制度利用支援事業 町長申立件数 | 6件 | 6件 | 6件 |

4. 生きがいつくり・社会参加の促進

(1) 多様な学習活動の推進

本町では、社会福祉協議会や教育委員会・文化協会等との連携を図りながら、シルバー大学や生涯学習講座等を開催しています。また、「あいずみスポーツクラブ」のシニア軽スポーツ教室には大勢の高齢者が参加し、多様な世代との交流が図られています。

高齢者が学習活動に参加し、知識や教養を高めることは高齢者自身の生きがいつくりにつながることから高齢者の学習意欲の高まりや多様化する学習ニーズに応えられるよう、講座・教室等の内容の充実を図ります。

(2) 高齢者の交流・活動の場の確保

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らすためには、自宅に閉じこもらずに地域に出て人とふれあうことが重要です。本町では老人憩いの家等において、高齢者の交流・活動の場を確保しています。

また、高齢者の交流、健康、社会参加を支える取組として、フレイル予防を目的としたフレイルサポーター及びフレイルトレーナーを養成し、いきいきサロンとの連携を進めます。

① ふれあい会

ひとり暮らし高齢者の孤立や閉じこもりの予防に努め、社会参加の機会や交流を促すつどいの場（ふれあい会）を展開している社会福祉協議会との連携を図ります。

② いきいきサロン

社会福祉協議会に委託して、町内の老人憩いの家等においていきいきサロンを開催しています。いきいきサロンでは、筋力アップの体操やゲーム・レクリエーション等、様々なプログラムを組んでいます。

今後は、参加の促進を図るとともに、自主的な運営や活動内容の充実に向けた支援を行います。

③ 高齢者の「通いの場」

「通いの場」とは、高齢者が日常的に地域住民とふれあい、みんなが、生きがいつくり、仲間づくりの輪を広げる場のことを言います。

町内には、「通いの場」として老人憩いの家等があり、おおむね 60 歳以上の人を対象に、教養の向上・レクリエーションや人との交流の場を提供しています。

一方で、各施設の老朽化が課題となっていることから、管理者と連携し、施設の修繕等を図ります。

(3) 世代間交流機会の提供

本町の文化と伝統を生かす様々な催し物が行われる「藍住ビッグフェスティバル」、健康づくりやボランティア意識と福祉の向上を目的とした「福祉・健康づくりの町フェスティバル」、町内の各地区推進協議会が実施している「健康づくり事業」などの行事に、多世代の住民参加と交流を促します。

今後も、多くの高齢者に社会参画と交流の場を提供し、世代間交流を通じた生きがいがづくりを支援します。

(4) 老人クラブ活動の推進

本町では、高齢者相互の交流やボランティア活動等を通じ、高齢者の積極的な地域活動や健康づくり・生きがいがづくりを進めるために、高齢者の自主的組織である老人クラブの育成と活動内容の充実を支援しています。

藍住町福寿連合会では、毎月2回開催する健康体操教室による会員の介護予防や健康増進、クラブ活動による趣味や生きがいがづくりを通して生活を豊かにする活動、近隣の神社や老人憩の家などでの除草作業、地域の子どもたちとの花壇の植替え作業などを通じた世代間交流、高齢者交通安全教室の開催など、社会活動の実践により地域福祉の更なる向上に努めてきました。

会員の減少や高齢化、男性会員や若年層の加入が希薄であるため、幅広い年齢層をサポートし、魅力ある老人クラブ運営ができるよう、様々な事業の企画と実践により、活動の拡充に努めていきます。

【老人クラブの状況】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|----|-------|-------|-------|
| 会員数 | 実績 | 699人 | 661人 | 648人 |

※令和5年度の実績は見込み

(5) ボランティア・NPO等の活動支援

ボランティア活動は、人々が同じ社会の一員として互いに助け合い、ともに生きる社会の実現を目指す自発的な活動です。また、ボランティア活動は、従来の奉仕活動のみならず、社会の一員として活動に参加することを通じて、生きがいを創造し実感する機会の場でもあります。

令和7（2025）年には、団塊の世代が75歳以上となり、ひとり暮らし高齢者世帯や夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれる中、全ての高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の実情に応じた取組が求められています。しかしながら、行政のみで地域における支援体制を構築することは困難であり、高齢者を支えるためには、地域住民、行政、関係機関、関係事業者等、高齢者に関わる全ての関係者が協働して取り組むことが重要と考えています。

このため、本町では社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携し、地域支援事業において、フレイルサポーター、認知症サポーターの養成を行っており、今後は、これらのサポーターがボランティアとして参画できる仕組みづくりが重要と考えています。また、これらに加え、生活支援に資する取組が求められていることから、引き続き、社会福祉協議会、地域包括支援センター、関係団体等と連携し、ボランティア活動の活性化を図るとともに、高齢者の社会参画を促す取組を推進します。

(6) 高齢者の就労の促進

県、関係機関、関係団体等と連携し、高齢者がこれまでに培った知識、経験、技能を発揮できる機会の確保や地域で暮らす元気な高齢者の就労意欲を高める取組を推進します。

1. 介護サービスの基盤整備と供給量の確保

介護保険制度において、高齢者自身によるサービスの種類やサービス事業者の選択が行われるようになるためには、需要と供給の均衡が重要です。

このことから、サービスニーズの把握や入所待機者の状況等を踏まえながら基盤整備の必要性を検討します。

2. 介護サービスの質的向上

(1) 地域密着型サービス事業者の指定と指導監督

地域密着型サービスの事業を運営するに当たって、事業者が遵守しなければならない基準について条例を定めています。本町がこのサービスの指定を行う場合は、人員、設備及び運営に関する基準に照らし、各指定申請事業者のサービス運営や内容について適切に審査を行い、適正な事業運営を行うことが可能と考えられる事業者の指定を行います。

令和5年10月末時点で、本町には地域密着型サービス事業所が13事業所あり、事業所ごとに3年に1回、運営指導を行っています。利用者の自立支援や尊厳の保持を念頭に置いた上で、制度管理の適正化と更なるサービスの質的向上に資する運営が担保されるよう、定期的な指導を行います。

また、利用者からの情報等から地域密着型サービス事業者の指定基準違反や不正請求等が疑われ、その確認や行政上の措置が必要であると認められる場合には、介護保険法に基づき監査を実施し、利用者が安心してサービスを受けられるように、地域密着型サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図り、適正なサービス提供と業務運営体制の確保に努めます。

(2) 居宅介護支援事業所の指定と指導監督

平成 30（2018）年 4 月から居宅介護支援事業者の指定権限が移譲され、居宅介護支援の事業を運営するに当たって、事業所が遵守しなければならない基準について条例を定めています。本町が指定を行う場合は、人員、設備及び運営に関する基準に照らし、指定申請事業者のサービスの運営や内容について審査を行い、適正な事業運営を行うことが可能と考えられる事業者を指定しています。

令和 5 年 10 月末時点で、本町には居宅介護支援事業所が 12 事業所（うち、1 事業所は休止中）あり、事業所ごとに 6 年に 1 回、運営指導を行っています。また、利用者からの情報等から居宅介護支援事業者の指定基準違反や不正請求等が疑われ、その確認や行政上の措置が必要であると認められる場合には、介護保険法に基づき監査を実施します。

今後も利用者が安心してサービスを受けられるように、定期的に運営指導を行い、居宅介護支援事業者のサービスの質の確保、向上を図り、適正なサービス提供と運営体制の適正化に努めます。

(3) 福祉・介護人材の確保及び資質の向上

国・県と連携し、処遇の改善や就労環境の整備、幅広い年齢層や他業種からの新規参入の促進、離職した人材の復職・再就職支援、介護の仕事の魅力向上など、関係機関や事業者等と連携し、福祉・介護人材の育成・確保を推進します。

また、サービス利用者の多様化するニーズに対応し、適切なサービス提供を確保していくため、地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員の資質向上や連携を図られるよう、事例検討会を実施します。

さらに、板野郡医師会と連携し、多職種間での研修を行い、情報共有を図るとともに、地域における課題の掘り起こしと改善に向けた取組を進めます。

3. 介護保険制度の円滑な運営

(1) 介護保険制度の普及啓発

介護保険サービスの利用の前提となる要介護等認定申請からサービスの利用方法、利用者負担や介護保険料等についてまとめたパンフレットを作成し、認定申請や相談に来庁された方に配布するとともに、パンフレットの縮小版（ハンドブック）を65歳到達者への通知に同封しています。また、町内の介護居宅支援事業所の一覧、介護保険施設サービス、地域密着型サービス、有料老人ホーム等の一覧を窓口で配布しています。

今後も広報紙やホームページ・パンフレットなどにより、介護保険制度に関する情報提供を積極的に行います。

(2) 介護保険サービスに関する情報提供の推進

決算状況の公表、介護保険パンフレットの作成、65歳到達者への通知など、介護保険事業に関する情報発信を行うほか、地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析、自立支援・介護予防等の取組状況をホームページ等で情報提供します。介護サービス事業者に対しては、国、県、町の方針に沿った事業運営が行わるよう、県とも連携しながら正確な情報提供に努めます。

(3) 要支援・要介護認定の適正な実施

要支援・要介護認定において、認定調査員は対象者と接する重要な役割を担っており、高度な経験と知識が求められます。このことから、認定調査員に対し、県や関係機関との連携のもと、研修を継続的に実施するとともに、民間講師による専門的な研修の実施の検討のほか、他市町村やその委託先法人の調査員の調査手法との比較検証を行うことで、認定調査員の資質及び専門知識の向上を図ります。

また、介護認定審査会委員に対しても、地域包括ケア「見える化」システムを活用し、他の保険者との比較検証を行い、その結果を共有するなど、これまで以上に公平性と適正性の高い審査環境の構築に努めます。

(4) 介護給付適正化の推進

介護給付の適正化については、「徳島県介護給付適正化計画」に沿って、①要支援・要介護認定の適正化、②ケアプラン等の点検（ケアプラン、住宅改修、福祉用具購入、貸与点検）、③縦覧点検・医療情報との突合の主要3事業を実施し、介護給付の適正化に努めます。

【介護給付適正化事業の状況】

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------|----|--------|--------|--------|
| 認定調査事後点検実施率 | 目標 | 100% | 100% | 100% |
| | 実績 | 100% | 100% | 100% |
| ケアプラン点検数 | 目標 | 80件 | 100件 | 150件 |
| | 実績 | 137件 | 105件 | 150件 |
| 住宅改修点検数 (訪問調査件数) | 目標 | 12件 | 12件 | 18件 |
| | 実績 | 2件 | 1件 | 2件 |
| 縦覧点検・医療情報突合回数 | 目標 | 12回 | 12回 | 12回 |
| | 実績 | 12回 | 12回 | 12回 |
| 介護給付費通知の発送数 | 目標 | 5,200件 | 5,250件 | 5,300件 |
| | 実績 | 5,296件 | 5,375件 | 5,400件 |

※令和5年度の実績は見込み

【評価指標】

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------|-------|-------|-------|
| 認定調査事後点検実施率 | 100% | 100% | 100% |
| ケアプラン点検数 | 152件 | 158件 | 164件 |
| 縦覧点検・医療情報突合回数 | 12回 | 12回 | 12回 |

(5) 業務効率化の推進

これまでも、指定申請の提出書類の削減、様式の統一、運営指導の標準化、ICTを活用した電子申請の拡充、県と連携した介護保険指定事業者等管理システムの導入など、手続等に伴う負担軽減と業務の効率化を図っており、今後も引き続き取組を推進し、申請者や事業者の文書負担の軽減及び業務の効率化に資する取組の検討を行います。

また、介護現場における業務仕分けや介護ロボット・ICTの活用等により、介護現場の革新と担い手不足の解消が図られるよう、国、県と連携しながら補助制度や先進事例の情報提供などを行います。

(6) 総合相談体制の充実

地域包括支援センターは、介護予防や在宅介護、生活支援等に関する総合的な相談窓口機能を有していることから、社会福祉士、保健師、(主任)介護支援専門員などの専門職が、行政機関、医療機関、介護支援事業者等と連携を図り、必要なサービスにつなげるための多面的な支援を行います。

また、令和7(2025)年には団塊の世代が後期高齢者となり、高齢者人口の増加に伴い、相談件数の増加や相談内容の複雑化が想定されるため、地域包括支援センターの安定した運営を基本とした人材確保と専門職の資質向上とともに、関係機関との連携強化を進めながら相談窓口機能の充実を図ります。

(7) 苦情相談窓口の充実

介護保険事業に関する苦情や相談については、サービス提供事業者、市町村、地域包括支援センター、県及び国保連合会が窓口となっています。

これらを踏まえ、本町においては介護保険室と地域包括支援センターが連携し、相談対応を行います。

(8) 低所得者への配慮

全ての高齢者が不安なく介護保険サービスを利用することができるよう、国及び県等の制度を活用して介護保険料やサービス利用料の負担軽減を図るほか、高額介護(予防)サービス費の給付など、低所得者の費用負担への配慮に努めます。

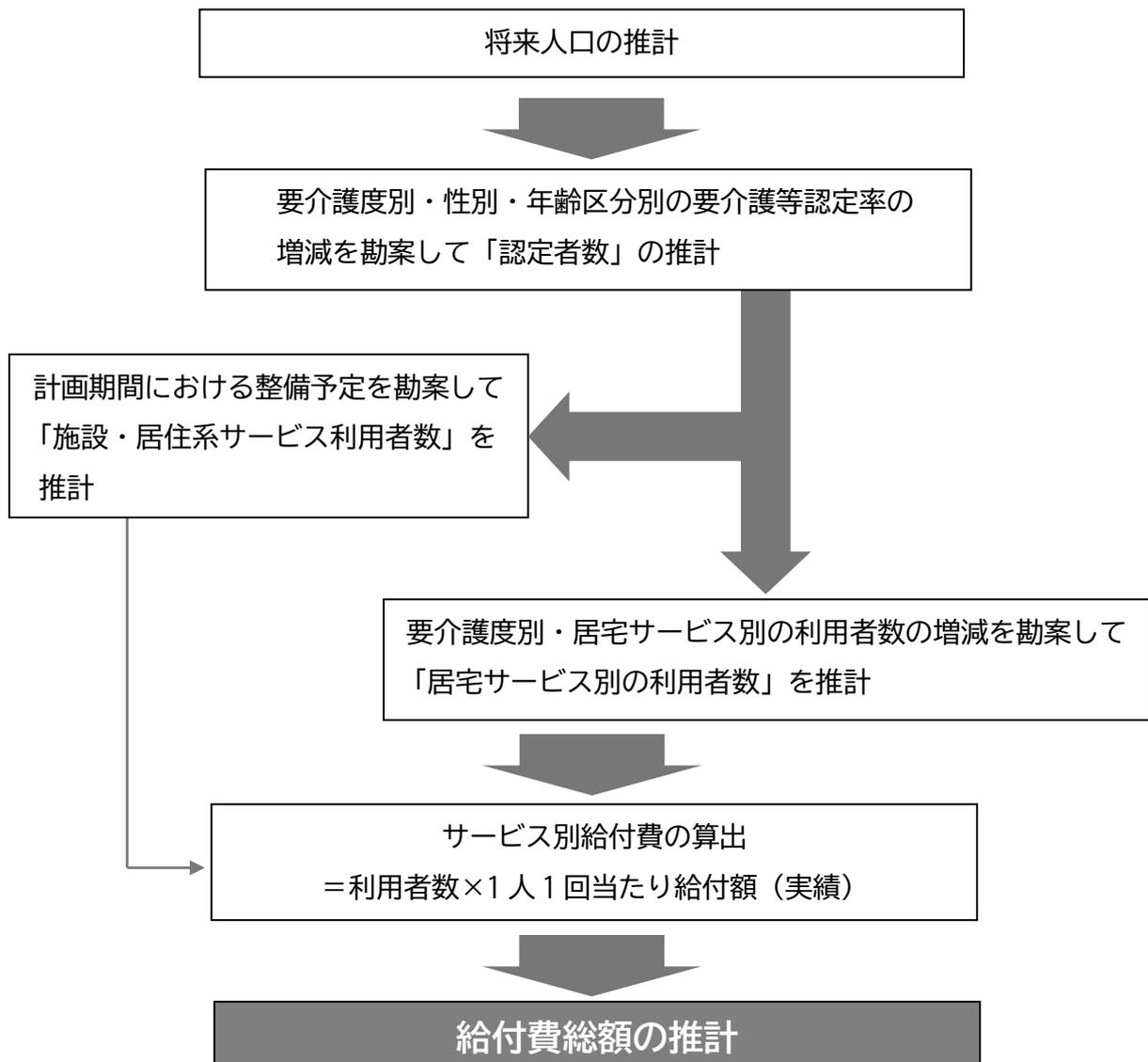
第5章 介護保険サービスの見込み・保険料

介護保険サービスの量の見込みは、下図の推計フローで見込みます。まず、「将来人口の推計値」に、実績の増減を勘案して見込んだ「要介護等認定率」を乗じて「認定者数」を見込みます。

認定者のうち「施設・居住系サービス」を利用する人数を見込むとともに、利用者数の増減を勘案して「居宅サービス別の利用者数」を見込みます。

施設・居住系サービス、居宅サービス別の利用者数に「1人1回当たり給付額（実績）」を乗じ、給付費総額を推計します。

量の見込みの推計フロー



I 介護保険事業の見込み量

(1) 居宅サービス

①訪問介護

訪問介護は、在宅で介護を受ける方に、ホームヘルパーによる入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行います。

要介護者が安心して在宅生活を維持し、かつ、家族の介護負担を軽減するためにも、訪問介護は重要なサービスの一つであるため、今後も利用の勧奨に努めるとともに、サービス内容の質の向上を図っていきます。

訪問介護の見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和 12 年度 | 令和 22 年度 | 令和 32 年度 |
|----------|---------------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|
| | | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 265,532 | 272,440 | 283,652 | 307,327 | 404,408 | 378,020 |
| | 利用人数 (人/月) | 334 | 342 | 356 | 395 | 507 | 472 |

②訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、在宅で介護を受ける方の家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護をします。利用者は重度の要介護者が中心となっています。

要介護（要支援）者が安心して在宅生活ができるよう、また家族の介護負担を軽減するためにも適切な供給体制を整えていきます。

訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護の見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和 12 年度 | 令和 22 年度 | 令和 32 年度 |
|----------|---------------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|
| | | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 5,139 | 5,145 | 5,474 | 5,474 | 7,596 | 7,025 |
| | 利用人数 (人/月) | 10 | 10 | 11 | 11 | 15 | 14 |
| 予防 給付 | 給付費 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用人数 (人/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

③訪問看護／介護予防訪問看護

訪問看護は、在宅で看護を受ける方に、看護師・保健師、理学療法士・作業療法士等の専門職が、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

医療を必要とする要介護（要支援）の高齢者が、住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を送るために、在宅医療と介護の連携強化は欠かせないものであり、在宅を中心とした地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療の提供体制を充実する観点から、事業者との連携を図りながら、サービスの質の向上に努めます。

訪問看護／介護予防訪問看護の見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和12年度 | 令和22年度 | 令和32年度 |
|----------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 55,748 | 56,909 | 59,557 | 64,247 | 85,161 | 79,140 |
| | 利用人数 (人/月) | 118 | 121 | 126 | 138 | 180 | 167 |
| 予防 給付 | 給付費 (千円) | 4,955 | 5,184 | 5,476 | 6,369 | 7,038 | 6,592 |
| | 利用人数 (人/月) | 21 | 22 | 23 | 27 | 30 | 28 |

④訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、在宅で介護を受け、心身の機能を元どおりに保てるよう、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションです。

家庭での日常生活能力の維持向上を図るために有効なサービスとして、ケアマネジャーへの研修等を通じて、サービスの必要性についての周知を図ります。

訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーションの見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和12年度 | 令和22年度 | 令和32年度 |
|----------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 36,058 | 37,616 | 38,644 | 43,733 | 54,651 | 51,029 |
| | 利用人数 (人/月) | 70 | 73 | 75 | 85 | 106 | 99 |
| 予防 給付 | 給付費 (千円) | 8,938 | 9,348 | 9,348 | 11,533 | 13,130 | 12,331 |
| | 利用人数 (人/月) | 24 | 25 | 25 | 31 | 35 | 33 |

⑤居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、通院が困難な利用者の在宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握の上、療養上の管理及び指導を行うものです。サービスは、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が訪問して行います。

利用者の介護度が進まないようにするためにも、訪問看護、居宅介護支援等との連携を図りながら、利用者本位の適切な利用が望まれるサービスであり、ケアマネジャーの研修やサービス内容の充実と普及啓発を図る必要があると考えられます。

在宅での生活が継続できるよう、医師・歯科医師等との連携を図り、サービス供給体制の維持と確立に努めます。

居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導の見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和12年度 | 令和22年度 | 令和32年度 |
|----------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 38,498 | 39,793 | 41,152 | 44,879 | 58,623 | 55,007 |
| | 利用人数 (人/月) | 281 | 290 | 300 | 330 | 428 | 401 |
| 予防 給付 | 給付費 (千円) | 818 | 819 | 819 | 968 | 1,116 | 1,042 |
| | 利用人数 (人/月) | 11 | 11 | 11 | 13 | 15 | 14 |

⑥通所介護

通所介護は、施設で入浴、食事の提供・介護、その他の日常生活上の世話、並びに機能訓練を行います。

高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を送るための基本的なサービスであり、特に、レスパイトケア（家族の介護負担軽減）の観点からも重要であるため、在宅を中心とした地域包括ケアシステムの構築に向け、事業者との連携を図りながら、サービスの質の向上に努めます。

通所介護の見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和12年度 | 令和22年度 | 令和32年度 |
|----------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 454,787 | 467,506 | 486,004 | 534,803 | 694,276 | 647,122 |
| | 利用人数 (人/月) | 345 | 354 | 368 | 409 | 525 | 488 |

⑦通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、介護老人保健施設、病院、診療所等に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションです。要介護1から要介護2の高齢者を中心に、在宅で自立した日常生活を送るための心身機能の維持・回復に欠かせないサービスであり、在宅を中心とした地域包括ケアの実現に向け、事業者との連携を図りながら、サービスの質の向上に努めます。

通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーションの見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和12年度 | 令和22年度 | 令和32年度 |
|----------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 167,386 | 172,638 | 180,996 | 201,813 | 256,503 | 237,213 |
| | 利用人数 (人/月) | 191 | 197 | 206 | 231 | 291 | 269 |
| 予防 給付 | 給付費 (千円) | 48,877 | 50,175 | 51,411 | 62,206 | 69,781 | 66,107 |
| | 利用人数 (人/月) | 112 | 115 | 118 | 142 | 158 | 150 |

⑧短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、介護老人福祉施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行い、要介護者・要支援者の心身機能の維持と、介護する家族の負担の軽減を目的としています。

今後は既存施設等との連携により、より充実したサービスが提供できるよう供給体制の適正な確保に努めます。

短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護の見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和12年度 | 令和22年度 | 令和32年度 |
|----------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 122,479 | 127,805 | 130,495 | 139,270 | 187,215 | 176,482 |
| | 利用人数 (人/月) | 57 | 59 | 60 | 65 | 87 | 82 |
| 予防 給付 | 給付費 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用人数 (人/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑨短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護は、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話をを行い、要介護者の心身機能の向上と、介護する家族の負担の軽減を目的としています。

今後は緊急ニーズに対応するためのネットワーク体制の構築や虐待ケースへの対応も含め、居宅介護を継続する上で有効な手段の一つとして当該サービスを位置付け、体制の維持・充実に努めます。

短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護の見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和 12 年度 | 令和 22 年度 | 令和 32 年度 |
|----------|---------------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|
| | | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 1,974 | 1,976 | 1,976 | 2,133 | 3,263 | 3,012 |
| | 利用人数 (人/月) | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| 予防 給付 | 給付費 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用人数 (人/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑩福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、心身の機能が低下し、日常生活を営むことに支障のある要介護者の生活上の便宜を図り、機能訓練や自立を助けるため、貸与するものです。その対象用具には、車いす・床ずれ防止用具・歩行器・つえ等があります。

高齢者が、住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を送るために、身体能力を最大限に活用できる生活環境の改善支援に欠かせないサービスであり、今後も利用者の心身の状況や環境の変化に応じ、適切な福祉用具の貸与が受けられるよう、ケアマネジャー等によるサポート体制の充実に努めます。

福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与の見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和 12 年度 | 令和 22 年度 | 令和 32 年度 |
|----------|---------------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|
| | | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 89,656 | 91,990 | 95,853 | 105,065 | 137,059 | 127,941 |
| | 利用人数 (人/月) | 561 | 576 | 600 | 665 | 856 | 797 |
| 予防 給付 | 給付費 (千円) | 10,970 | 11,326 | 11,608 | 13,920 | 15,597 | 14,759 |
| | 利用人数 (人/月) | 156 | 161 | 165 | 198 | 222 | 210 |

⑪特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

日常生活上の便宜や介護者の負担の軽減を図るため、利用者の心身の状況や希望等を踏まえた適切な用具の選定の援助、取付け、調整を行って、腰掛便座や入浴補助用具など、特定福祉用具を販売します。特定福祉用具は、貸与になじまない、入浴や排せつに用いる福祉用具で、厚生労働大臣が定めるものです。

今後とも要介護者・要支援者の日常生活におけるニーズや課題の把握から、心身の変化に応じた福祉用具の利用につながるよう、事業者に対する指導を図り、サービス供給体制の充実を図ります。

特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費の見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和 12 年度 | 令和 22 年度 | 令和 32 年度 |
|----------|---------------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|
| | | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 2,738 | 2,738 | 2,738 | 3,015 | 4,448 | 3,842 |
| | 利用人数 (人/月) | 8 | 8 | 8 | 9 | 13 | 11 |
| 予防 給付 | 給付費 (千円) | 283 | 283 | 283 | 283 | 283 | 283 |
| | 利用人数 (人/月) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

⑫住宅改修費／介護予防住宅改修費

居宅における安全で快適な生活のため、利用者が手すりの取付けや段差の解消など、居住する住宅の改修を行ったときに、必要な費用の一部を支給します。

高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を送るために、居宅内での自立的な移動や事故防止のほか、介護者の負担軽減などにつながる効果的なサービスであり、今後もより一層、保険者として事業者に対しての指導を強化し、給付の適正化を図ります。

住宅改修費／介護予防住宅改修費の見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和 12 年度 | 令和 22 年度 | 令和 32 年度 |
|----------|---------------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|
| | | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 6,001 | 6,001 | 6,001 | 6,001 | 8,211 | 6,888 |
| | 利用人数 (人/月) | 6 | 6 | 6 | 6 | 8 | 7 |
| 予防 給付 | 給付費 (千円) | 2,908 | 4,121 | 4,121 | 4,121 | 5,334 | 4,121 |
| | 利用人数 (人/月) | 3 | 4 | 4 | 4 | 5 | 4 |

⑬特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム入所者等に入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、要介護状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができることを目指すものです。

今後も既存施設との連携により、サービスの質の向上を図ります。

特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護の見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和 12 年度 | 令和 22 年度 | 令和 32 年度 |
|----------|---------------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|
| | | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 5,128 | 5,135 | 5,135 | 5,135 | 10,269 | 7,925 |
| | 利用人数 (人/月) | 2 | 2 | 2 | 2 | 4 | 3 |
| 予防 給付 | 給付費 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用人数 (人/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスのサービス事業者の指定は、地域密着型サービス事業を行う者の申請により、事業所ごとに市町村長が行うこととされています。

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスには次の9種類があります。

なお、第9期計画においては、新たなサービスの整備は見込んでいません。

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの種類

| サービス名称 | 要介護者の利用 | 要支援者の利用 | サービス内容 |
|------------------------------------|---------|---------|--|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | ○ | × | 日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的、または密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う。 |
| 夜間対応型訪問介護 | ○ | × | 夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護を実施。 |
| 地域密着型通所介護 | ○ | × | 日中、利用定員18人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービス。 |
| 認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護) | ○ | ○ | 認知症の人に対応したメニューで実施する通所介護(デイサービス)。 |
| 小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護) | ○ | ○ | 通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練(リハビリテーション)を行うサービス。 |
| 認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護) | ○ | ○ | これまで居宅サービスとして提供されてきたグループホーム。 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | ○ | × | 29人以下が入所できる小規模の介護専用型特定施設(有料老人ホーム等)。 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | ○ | × | 29人以下が入所できる小規模の特別養護老人ホーム。 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | ○ | × | 小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供する。 |

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、平成 24 年度から創設されたサービスで、訪問介護と訪問看護の密接な連携による短時間の定期的な巡回と随時のサービスが提供されることにより、24 時間安心して、包括的・効率的に在宅での生活維持を支援するサービスです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和 12 年度 | 令和 22 年度 | 令和 32 年度 |
|----------|---------------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|
| | | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 6,373 | 6,381 | 6,381 | 7,774 | 9,978 | 9,166 |
| | 利用人数 (人/月) | 5 | 5 | 5 | 6 | 8 | 7 |

②夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間の定期的な巡回訪問により、または通報を受けて、要介護者の居宅へ訪問し、排せつ等の介護その他日常生活上の支援を行うサービスです。

第 9 期計画期間中はサービスの利用を見込んでいません。

③地域密着型通所介護

小規模な通所介護事業所は、生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成 28 年度から地域密着型サービスに移行しました。

高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を送るための基本的なサービスであり、特に、レスパイトケア（家族の介護負担軽減）の観点からも重要であるため、在宅を中心とした地域包括ケアシステムの構築に向け、事業者との連携を図りながら、サービスの質の向上に努めます。

地域密着型通所介護の見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和 12 年度 | 令和 22 年度 | 令和 32 年度 |
|----------|---------------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|
| | | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 32,028 | 32,069 | 35,444 | 38,386 | 50,329 | 44,810 |
| | 利用人数 (人/月) | 30 | 30 | 33 | 36 | 47 | 42 |

④認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるものについて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものです。

第9期計画期間中はサービスの利用を見込んでいません。

⑤小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、サービスを複合的に提供し、家庭的な環境や地域住民との交流のもと、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

在宅を中心とした地域包括ケアシステムを担う、中核的なサービス拠点としての役割も期待されることから、適正に指定を行った事業者との連携を図りながら、地域住民への積極的な支援や「訪問」の提供を強化するなど、有効利用の促進を図ります。

小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護の見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和12年度 | 令和22年度 | 令和32年度 |
|----------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 52,643 | 55,918 | 59,036 | 64,225 | 82,046 | 76,857 |
| | 利用人数 (人/月) | 27 | 29 | 30 | 33 | 42 | 39 |
| 予防 給付 | 給付費 (千円) | 2,654 | 2,657 | 2,657 | 2,657 | 2,657 | 2,657 |
| | 利用人数 (人/月) | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

⑥認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症の状態にある高齢者が共同生活住居において、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができることを目指すものです。

今後は既存施設と連携を図りながら、サービス供給体制の維持、質の向上に努めます。

認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護の見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和 12 年度 | 令和 22 年度 | 令和 32 年度 |
|----------|---------------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|
| | | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 405,508 | 406,021 | 406,021 | 497,402 | 638,535 | 596,049 |
| | 利用人数 (人/月) | 124 | 124 | 124 | 152 | 195 | 182 |
| 予防 給付 | 給付費 (千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用人数 (人/月) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで、定員が29人以下の介護専用型特定施設に入居する利用者に対し、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話と機能訓練、療養上の世話を行います。

第9期計画期間中はサービスの利用を見込んでいません。

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うものです。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和 12 年度 | 令和 22 年度 | 令和 32 年度 |
|----------|---------------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|
| | | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 111,356 | 111,497 | 111,497 | 138,297 | 184,944 | 173,145 |
| | 利用人数 (人/月) | 29 | 29 | 29 | 36 | 48 | 45 |

⑨看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、「通い」、「泊まり」、「訪問介護」、「訪問看護」を複合的に提供し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を行います。

看護小規模多機能型居宅介護の見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和 12 年度 | 令和 22 年度 | 令和 32 年度 |
|----------|---------------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|
| | | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 28,709 | 30,957 | 33,168 | 33,168 | 35,379 | 35,379 |
| | 利用人数 (人/月) | 13 | 14 | 15 | 15 | 16 | 16 |

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行うことを目的とした施設です。

なお、介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む）については、限られた資源の中で、より入所の必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能を重視することとなるため、新たに入所する方については、原則要介護3以上の方に限定されています。

介護老人福祉施設の見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和12年度 | 令和22年度 | 令和32年度 |
|----------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 201,259 | 201,514 | 201,514 | 247,337 | 334,882 | 313,807 |
| | 利用人数 (人/月) | 58 | 58 | 58 | 71 | 96 | 90 |

②介護老人保健施設

介護老人保健施設は、要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を行うとともに、在宅生活への復帰を図ることを目的とした施設です。

病院での病状が安定し、社会的入院をされている方の受入れ先が課題となっている中、介護老人保健施設の役割が重要なものとなっています。在宅で介護を受けることが困難で、施設での介護が必要な重度の人や認知症の人が必要な介護を受けることができるよう、今後もバランスの取れたサービス提供を推進します。

介護老人保健施設の見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和12年度 | 令和22年度 | 令和32年度 |
|----------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 191,111 | 191,352 | 191,352 | 233,468 | 306,885 | 295,152 |
| | 利用人数 (人/月) | 50 | 50 | 50 | 61 | 80 | 77 |

③介護医療院

介護医療院は、慢性期の医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

介護医療院の見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和12年度 | 令和22年度 | 令和32年度 |
|----------|---------------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 60,184 | 60,260 | 60,260 | 72,252 | 103,907 | 94,901 |
| | 利用人数 (人/月) | 11 | 11 | 11 | 13 | 19 | 17 |

(4) 居宅介護支援／介護予防支援

居宅介護支援は、要介護者の心身の状況維持・向上を図るため、ケアマネジャーが、本人の心身の状況や生活環境、本人及び家族の希望をもとに居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、適切な介護サービスが受けられるよう、サービス事業者間の連絡調整を行います。

介護予防支援は、地域包括支援センターが要支援者の介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成し、これらが確実に提供されるようサービス提供機関等との連絡・調整などを行うものです。

今後も居宅介護支援・介護予防支援に携わるケアマネジャーの確保とともに、質の高いケアマネジメントが適切に提供できるよう、サービス事業者との連絡調整に努めます。また、適正なサービスの提供が行われるケアプランが作成されるよう、ケアプランチェックを行い、給付の適正化を図ります。

居宅介護支援／介護予防支援の見込み量

| 項目／年度 | | 計画数値 | | | 令和12年度 | 令和22年度 | 令和32年度 |
|----------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | | | |
| 介護 給付 | 給付費 (千円) | 145,888 | 149,870 | 155,976 | 173,518 | 221,873 | 207,196 |
| | 利用人数 (人/月) | 763 | 783 | 815 | 909 | 1,159 | 1,081 |
| 予防 給付 | 給付費 (千円) | 12,865 | 13,328 | 13,607 | 16,339 | 18,289 | 17,341 |
| | 利用人数 (人/月) | 231 | 239 | 244 | 293 | 328 | 311 |

2. サービス事業費の見込み

(1) サービス別給付費の見込み

介護給付費

(単位：千円)

| | 本計画期間 | | | 令和12年度 | 令和22年度 | 令和32年度 |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | | | |
| (1) 居宅サービス | 1,251,124 | 1,287,692 | 1,337,677 | 1,462,895 | 1,911,683 | 1,780,646 |
| 訪問介護 | 265,532 | 272,440 | 283,652 | 307,327 | 404,408 | 378,020 |
| 訪問入浴介護 | 5,139 | 5,145 | 5,474 | 5,474 | 7,596 | 7,025 |
| 訪問看護 | 55,748 | 56,909 | 59,557 | 64,247 | 85,161 | 79,140 |
| 訪問リハビリテーション | 36,058 | 37,616 | 38,644 | 43,733 | 54,651 | 51,029 |
| 居宅療養管理指導 | 38,498 | 39,793 | 41,152 | 44,879 | 58,623 | 55,007 |
| 通所介護 | 454,787 | 467,506 | 486,004 | 534,803 | 694,276 | 647,122 |
| 通所リハビリテーション | 167,386 | 172,638 | 180,996 | 201,813 | 256,503 | 237,213 |
| 短期入所生活介護 | 122,479 | 127,805 | 130,495 | 139,270 | 187,215 | 176,482 |
| 短期入所療養介護 | 1,974 | 1,976 | 1,976 | 2,133 | 3,263 | 3,012 |
| 福祉用具貸与 | 89,656 | 91,990 | 95,853 | 105,065 | 137,059 | 127,941 |
| 特定福祉用具購入費 | 2,738 | 2,738 | 2,738 | 3,015 | 4,448 | 3,842 |
| 住宅改修費 | 6,001 | 6,001 | 6,001 | 6,001 | 8,211 | 6,888 |
| 特定施設入居者生活介護 | 5,128 | 5,135 | 5,135 | 5,135 | 10,269 | 7,925 |
| (2) 地域密着型サービス | 636,617 | 642,843 | 651,547 | 779,252 | 1,001,211 | 935,406 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 6,373 | 6,381 | 6,381 | 7,774 | 9,978 | 9,166 |
| 夜間対応型訪問介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型通所介護 | 32,028 | 32,069 | 35,444 | 38,386 | 50,329 | 44,810 |
| 認知症対応型通所介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 52,643 | 55,918 | 59,036 | 64,225 | 82,046 | 76,857 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 405,508 | 406,021 | 406,021 | 497,402 | 638,535 | 596,049 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 111,356 | 111,497 | 111,497 | 138,297 | 184,944 | 173,145 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 28,709 | 30,957 | 33,168 | 33,168 | 35,379 | 35,379 |
| (3) 施設サービス | 452,554 | 453,126 | 453,126 | 553,057 | 745,674 | 703,860 |
| 介護老人福祉施設 | 201,259 | 201,514 | 201,514 | 247,337 | 334,882 | 313,807 |
| 介護老人保健施設 | 191,111 | 191,352 | 191,352 | 233,468 | 306,885 | 295,152 |
| 介護医療院 | 60,184 | 60,260 | 60,260 | 72,252 | 103,907 | 94,901 |
| (4) 居宅介護支援 | 145,888 | 149,870 | 155,976 | 173,518 | 221,873 | 207,196 |
| 介護給付費計 | 2,486,183 | 2,533,531 | 2,598,326 | 2,968,722 | 3,880,441 | 3,627,108 |

※千円未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

予防給付費

(単位：千円)

| | 本計画期間 | | | 令和12年度 | 令和22年度 | 令和32年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | | | |
| (1) 介護予防サービス | 77,749 | 81,256 | 83,066 | 99,400 | 112,279 | 105,235 |
| 介護予防訪問入浴介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問看護 | 4,955 | 5,184 | 5,476 | 6,369 | 7,038 | 6,592 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 8,938 | 9,348 | 9,348 | 11,533 | 13,130 | 12,331 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 818 | 819 | 819 | 968 | 1,116 | 1,042 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 48,877 | 50,175 | 51,411 | 62,206 | 69,781 | 66,107 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防短期入所療養介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 10,970 | 11,326 | 11,608 | 13,920 | 15,597 | 14,759 |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 283 | 283 | 283 | 283 | 283 | 283 |
| 介護予防住宅改修費 | 2,908 | 4,121 | 4,121 | 4,121 | 5,334 | 4,121 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 地域密着型介護予防サービス | 2,654 | 2,657 | 2,657 | 2,657 | 2,657 | 2,657 |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 2,654 | 2,657 | 2,657 | 2,657 | 2,657 | 2,657 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (3) 介護予防支援 | 12,865 | 13,328 | 13,607 | 16,339 | 18,289 | 17,341 |
| 予防給付費計 | 93,268 | 97,241 | 99,330 | 118,396 | 133,225 | 125,233 |

※千円未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

(2) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費

(単位：千円)

| | 本計画期間 | | | | 令和12年度 | 令和22年度 | 令和32年度 |
|-------------------------------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 合計 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | | | |
| 地域支援事業費 | 305,700 | 98,496 | 102,068 | 105,136 | 102,964 | 104,917 | 106,441 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 168,836 | 53,313 | 56,349 | 59,174 | 56,629 | 55,891 | 55,876 |
| 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費 | 109,012 | 35,988 | 36,415 | 36,609 | 37,264 | 39,954 | 41,493 |
| 包括的支援事業（社会保障充実分） | 27,852 | 9,195 | 9,304 | 9,353 | 9,071 | 9,071 | 9,071 |

※千円未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

(3) 標準給付費の見込み

標準給付費

(単位：千円)

| | 本計画期間 | | | | 令和12年度 | 令和22年度 | 令和32年度 |
|--------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 合計 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | | | |
| 標準給付費見込額 | 8,319,883 | 2,713,225 | 2,767,889 | 2,838,769 | 3,247,555 | 4,212,406 | 3,938,310 |
| 総給付費 | 7,907,879 | 2,579,451 | 2,630,772 | 2,697,656 | 3,087,118 | 4,013,666 | 3,752,341 |
| 特定入所者介護サービス費等 給付額（財政影響額調整後） | 176,080 | 57,188 | 58,588 | 60,304 | 68,564 | 84,739 | 79,462 |
| 高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後） | 197,992 | 64,304 | 65,880 | 67,809 | 76,943 | 95,095 | 89,173 |
| 高額医療合算介護サービス費等 給付額 | 25,519 | 8,263 | 8,510 | 8,746 | 10,044 | 12,477 | 11,661 |
| 算定対象審査支払手数料 | 12,412 | 4,019 | 4,139 | 4,254 | 4,885 | 6,069 | 5,672 |
| 審査支払手数料一件当たり 単価（円） | | 95 | 95 | 95 | 95 | 95 | 95 |
| 審査支払手数料支払件数 （件） | 130,653 | 42,307 | 43,569 | 44,777 | 51,426 | 63,881 | 59,703 |

※千円未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

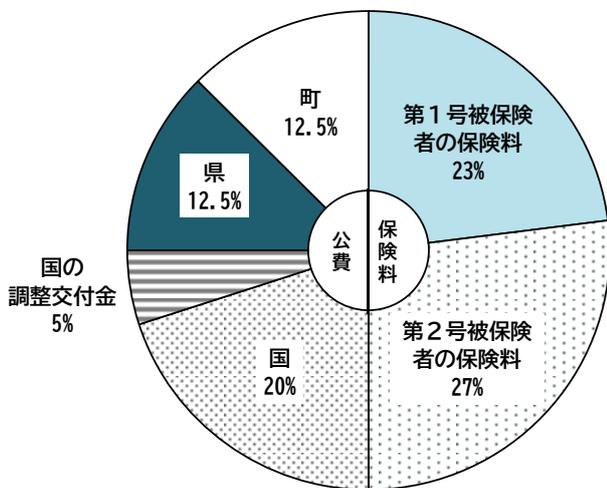
3 介護保険料基準額の設定

(1) 財源構成

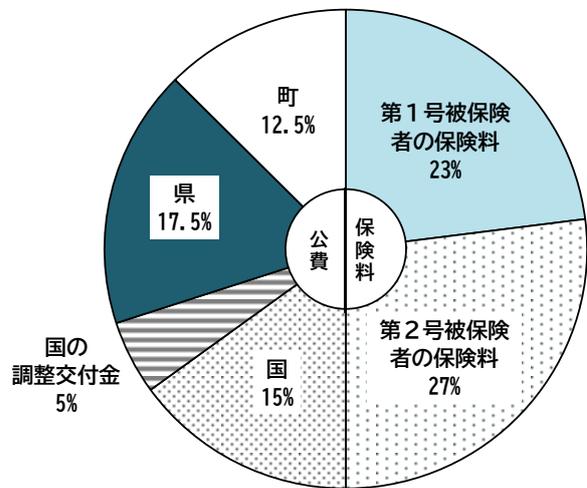
① 介護保険給付費の財源

介護保険事業に必要な法定サービスにかかる給付費は、サービス利用時の利用者負担を除き、50%を保険料、50%を公費で負担します。第9期計画期間（令和6年度から令和8年度）においては、第1号被保険者（65歳以上の方）に保険給付費の23%を保険料として負担していただきます。

居宅給付費の財源構成



施設等給付費の財源構成



※施設等給付費とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護にかかる給付費をさします。それ以外のサービスにかかる給付費は居宅給付費に含みます。

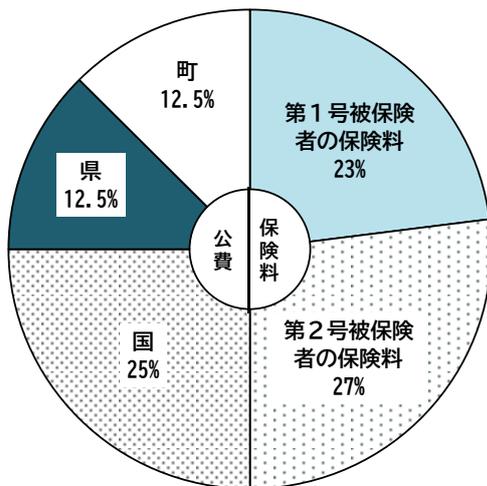
※公費のうち国の調整交付金は、市町村間の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり、第1号被保険者に占める後期高齢者の割合や所得分布の状況により変動する仕組みとなっており、調整交付金の交付率によって第1号被保険者の保険料の負担割合が変わります。

② 地域支援事業費の財源

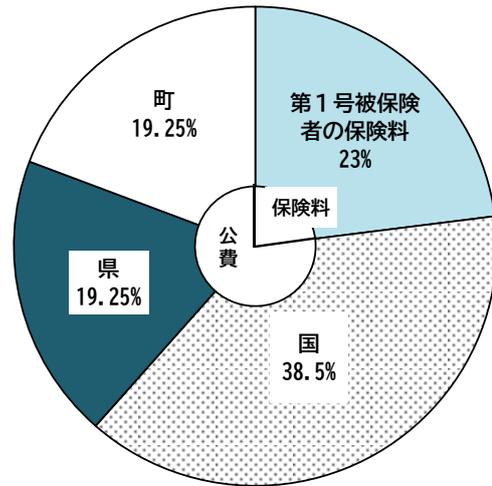
地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」に分かれています。

介護予防・日常生活支援総合事業の給付費については、介護給付と同様に、公費、第1号被保険者の保険料、第2号被保険者の保険料で構成されています。包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者を除いた費用負担となっています。

介護予防・日常生活支援総合事業費の財源構成



包括的支援事業・任意事業費の財源構成



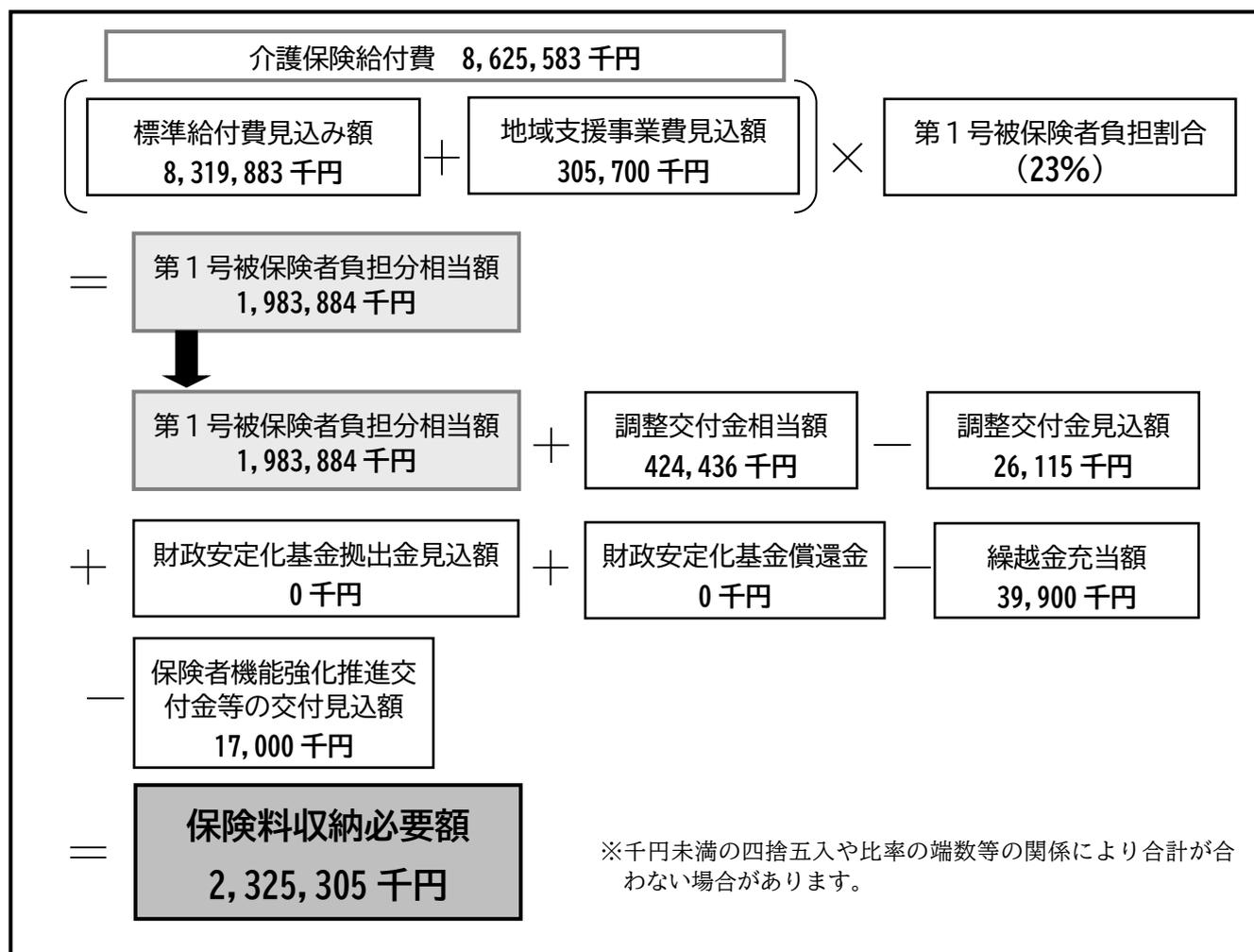
(2) 第1号被保険者保険料

① 保険料収納必要額の算定

保険料収納必要額は、今後3年間（令和6年度から令和8年度）の標準給付費及び地域支援事業費の合計額に対し、第1号被保険者の負担割合（23%）を乗じて算出した第1号被保険者負担分相当額に、調整交付金等を加減して算出します。

保険料収納必要額は本計画期間の3か年で約23.3億円となる見込みです。

保険料収納必要額の算定



※財政安定化基金

介護保険財政の悪化や赤字を穴埋めするために市町村が一般会計から繰入れを余儀なくされるというような事態を回避するため、市町村に対して資金交付や資金貸付を行うことを目的に、都道府県に設置された基金。

※保険者機能強化推進交付金

地域包括ケアシステム強化のため、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するために、創設された基金。国の評価指標に基づき評価点数に応じて保険者に配分され、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要取組を進めるための事業に活用されます。

② 保険料基準額の算定

保険料基準額は、前頁で算出した保険料収納必要額を、予定保険料収納率（99.5%）と所得段階別加入割合補正後被保険者数（3年間の合計数）で除して算出されます。

また、制度改正に伴い、所得段階は現行の9段階から13段階に移行します。

保険料基準月額：6,950円（年額83,400円）

基準額（月額）＝保険料収納必要額（2,325,305千円）÷予定保険料収納率（99.5%）
÷所得段階別加入割合補正後被保険者数（28,020人＝令和6～8年度の合計）÷12月

所得段階別対象者数の見込みと基準額に対する割合

| 所得段階 | 対象者 | 基準額に対する割合 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 合計 |
|-------------------|--|------------------|-------|-------|-------|--------|
| 第1段階 | ・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 0.455 (0.285) | 1,405 | 1,422 | 1,429 | 4,256 |
| 第2段階 | ・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人 | 0.685 (0.485) | 968 | 980 | 985 | 2,933 |
| 第3段階 | ・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人 | 0.690 (0.685) | 840 | 850 | 855 | 2,545 |
| 第4段階 | ・本人が住民税非課税(世帯で課税者あり)で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 0.900 | 894 | 904 | 909 | 2,707 |
| 第5段階 (基準額) | ・本人が住民税非課税(世帯で課税者あり)で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人 | 1.000 | 1,361 | 1,377 | 1,384 | 4,122 |
| 第6段階 | ・本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人 | 1.200 | 1,716 | 1,736 | 1,745 | 5,197 |
| 第7段階 | ・本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 | 1.300 | 1,149 | 1,162 | 1,168 | 3,479 |
| 第8段階 | ・本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 | 1.500 | 495 | 501 | 503 | 1,499 |
| 第9段階 | ・本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人 | 1.700 | 187 | 189 | 190 | 566 |
| 第10段階 | ・本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人 | 1.900 | 75 | 76 | 77 | 228 |
| 第11段階 | ・本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人 | 2.100 | 49 | 50 | 50 | 149 |
| 第12段階 | ・本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人 | 2.300 | 24 | 24 | 24 | 72 |
| 第13段階 | ・本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が720万円以上 | 2.400 | 120 | 122 | 124 | 366 |
| 合計 | | | 9,283 | 9,393 | 9,443 | 28,119 |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数 | | | 9,249 | 9,359 | 9,411 | 28,020 |

※住民税非課税世帯（第1段階～第3段階）の保険料について、公費により（ ）内の保険料率への軽減を行います。

③ 所得段階別保険料

第9期計画期間における第1号被保険者の所得段階別保険料は、次のとおりです。

第1号被保険者の所得段階別介護保険料

| 所得段階 | 対象者 | | 基準額に対する割合 | 保険料(年額) |
|-----------|--------------------------------|--|-----------|----------|
| 第1段階 | 本人が住民税非課税 | ・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 0.285 | 23,760円 |
| 第2段階 | | ・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人 | 0.485 | 40,440円 |
| 第3段階 | | ・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人 | 0.685 | 57,120円 |
| 第4段階 | 世帯課税 | ・本人が住民税非課税(世帯で課税者あり)で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 0.900 | 75,000円 |
| 第5段階(基準額) | | ・本人が住民税非課税(世帯で課税者あり)で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人 | 1.000 | 83,400円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税 | ・本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人 | 1.200 | 100,080円 |
| 第7段階 | | ・本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 | 1.300 | 108,360円 |
| 第8段階 | | ・本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 | 1.500 | 125,040円 |
| 第9段階 | | ・本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人 | 1.700 | 141,720円 |
| 第10段階 | | ・本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人 | 1.900 | 158,400円 |
| 第11段階 | | ・本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人 | 2.100 | 175,080円 |
| 第12段階 | | ・本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人 | 2.300 | 191,760円 |
| 第13段階 | ・本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が720万円以上の人 | 2.400 | 200,160円 | |

第6章 計画推進に向けて

I 計画の推進体制について

(1) 住民、地域、行政等の連携

高齢者福祉の取組を推進する上で、住民・関係団体等の理解と参加が不可欠です。

この計画の実施状況等に係る情報を住民に分かりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、住民の参加と協力が得られる体制の整備と、活動者・団体との連携を図ります。

(2) 住民意識の啓発と地域福祉の推進

高齢者が社会の進展に寄与してきたことを次の世代が受け継ぎ、発展させ、更に次の世代につないでいくためには、一人一人の意識改革が必要です。また、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる人が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現するためには、一人一人の意識啓発が不可欠です。

このため、地域の将来を担う子どもたちが福祉について正しく理解するための福祉教育や、地域の人々が福祉に対する意識を高め、福祉活動に積極的に参画できるよう、地域福祉の理念に基づき、地域全体で社会福祉を支えていく仕組みの構築を目指します。

(3) 広報体制の充実

介護保険サービス、健康づくり、介護予防、保健事業、福祉事業、地域福祉活動等様々なサービスや制度を含めた情報について、広報紙、パンフレット、町ホームページ等の多様な媒体や各種事業を活用した広報活動を行い、住民への周知を図ります。介護保険の実施状況については、地域包括ケア「見える化」システムを活用して、積極的に情報提供を行います。

また、広報活動においては、拡大文字や図などを用いて、可能な限り分かりやすい資料の作成を行い、障がい者などにも配慮した情報提供と周知に努めます。

2 計画の進捗管理について

地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のためには、地域課題の分析と対応が必要であり、保険者機能を抜本的に強化していく必要があることから、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組である「地域マネジメント」を推進していく必要があります。

具体的には、①地域包括ケア「見える化」システムなどを活用し、地域の実態把握・課題分析を行い、②実態把握・課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成し、③この計画に基づき、地域の介護資源の発掘や基盤整備・多職種連携の推進・効率的なサービス提供も含め、自立支援や介護予防に向けた様々な取組を推進して、④これらの取組の実績を評価した上で、計画について必要な見直しを行う、というPDCAサイクルを繰り返し行うことが重要です。

このため、年度ごとに目標に対する進捗状況の把握や点検・評価を行うとともに、その課題への対応方策について協議を行います。

資料編

I 藍住町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

藍住町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく介護保険事業の円滑な運営を確保し、介護サービスの基盤整備を計画的に進めるための基本となる計画（以下「計画」という。）を策定するため、藍住町介護保険事業計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画を策定するための基本事項の検討及び総合調整に関すること。
- (2) 計画案の作成に関すること。
- (3) 藍住町高齢者保健福祉計画の見直し及び作成に関すること。
- (4) その他計画の策定に当たって必要と認められること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、介護保険に関し見識を有する者のうちから、町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は策定委員会の会務を統括し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

(部会)

第6条 策定委員会は、必要に応じ部会を設置することができる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償金)

第8条 委員に予算の範囲内で報償金を支払うことができる。

2 前項に規定する報償金の額は、町長が別に定める。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、健康推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 第9期藍住町介護保険事業計画等策定委員会

| 期間 | 審議内容 |
|------------------------|---|
| 令和5年6月1日 ～令和6年3月31日 | (1) 介護保険事業の状況 (2) 高齢者実態調査結果 (3) 藍住町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（骨子案） (4) 藍住町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（素案） (5) パブリックコメントの結果報告 (6) 藍住町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（最終案） |

3 用語解説

あ行

●インフォーマルサービス

家族をはじめ、近隣や地域社会、NPOやボランティアが行う援助活動で、公的なサービス以外のものを指します。

●NPO (Non-Profit Organization)

非営利組織を表す言葉で、政府・自治体や私企業とは独立した存在として、住民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体です。

か行

●介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等からの相談に応じて、その人の心身の状況に応じて適切な介護サービスを利用できるよう市町村、サービス提供事業者等との連絡調整を行う職種で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識、技術を有する人のことをいいます。

●介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来介護予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、市町村が地域の実情に応じて実施する地域支援事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限生かしつつ、既存の介護保険事業所のほかNPOやボランティア等による多様なサービスを総合的に提供する仕組みとして、介護保険法の中に位置付けられたものです。訪問型・通所型サービス等からなる介護予防・生活支援サービス事業や、介護予防普及啓発事業等からなる一般介護予防事業などのサービスがあります。

●協議体

地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりを目的とし、定期的な情報共有・連携を強化する場。

●居宅サービス計画（ケアプラン）

要介護者等が、介護サービスを適切に利用できるように、心身の状況、生活環境、サービス利用の意向等を勘案して、サービスの種類、内容、時間及び事業者を定めた計画のことをいいます。

●ケアマネジメント

要介護者等に対して、地域の様々な社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスを行う手法のことをいいます。

●健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。平均寿命が「何年生きられるか」という指標であるのに対し、「自立して健康に暮らす」という生活の質を捉えた指標です。

●権利擁護

高齢や障がいなどのため自分で判断することが不十分な人に代わって、援助者が代理として財産管理や契約行為などの権利を行使し、本人の不利益とならないよう支援することをいいます。

●コーホート変化率法

「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことをいいます。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

| |
|----|
| さ行 |
|----|

●社会福祉協議会

社会福祉・保健衛生・その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加・協力により、地域福祉を推進するため、社会福祉法に基づき設置されている組織のことで、市町村、都道府県及び中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されています。

●社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された、ソーシャルワーク専門職のことをいいます。専門的知識と技術をもって、日常生活に支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行います。

●主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）

介護支援専門員（ケアマネジャー）であって、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対するケアプラン作成技術の指導など、地域包括的ケアマネジメントの中核的な役割を担う専門職で、一定の研修を終了した人のことをいいます。

●生涯学習

自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意志に基づき、自己に適した手段・方法で生涯を通じて行う学習のことをいいます。職業的なものから趣味的、社会的なものまで広い範囲のものを生涯学習と呼ぶことができます。

●生活支援コーディネーター

生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備とその充実を目的に、①資源開発、②ネットワークの構築、③ニーズと取組のマッチングといったコーディネート機能を担います。

| |
|----|
| た行 |
|----|

●団塊の世代

戦後の主に昭和22（1947）年～昭和24（1949）年生まれの世代のことで、この世代の出生数・出生率は以後のどの世代よりも高くなっています。

●地域共生社会

制度・分野ごとに『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

●地域包括ケアシステム

重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、生活上の安全・安心・健康を確保するために住まいや医療・介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での支援体制をいいます。

●地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されています。

●地域マネジメント

地域の実態把握・課題分析を通じて、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成・実行し、評価と計画の見直しを繰り返し行うことで、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組です。

●中核機関

専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局等、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関。

な行

●認知症ケアパス

認知症と疑われる症状が発生したときから、生活をする上で色々な支障が出てくる進行状況に合わせて、本人と家族がどのような医療や介護サービスを受ければよいか、標準的なサービス提供の流れをわかりやすく示したものです。

●認知症サポーター

認知症について理解し、認知症の人や家族を見守る人で、90分間の「認知症サポーター養成講座」を受ければ誰でもサポーターになれます。オレンジ色のリストバンドがサポーターの印です。

●認知症初期集中支援チーム

認知症の方やその家族を対象に家庭を訪問し、初期段階におけるアセスメントの実施、認知症の症状や病気の進行に沿った対応方法の説明、在宅ケアの提供、家族に対する助言などを行い、一定期間、集中的に本人や家族に関わるチームです。

●認知症地域支援推進員

認知症の方が、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症関係機関（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等）と、地域で認知症の方を支援する関係者（介護サービス従業者、認知症サポーター等）との連携の構築や、地域における認知症の方とその家族への支援体制の構築などの役割を担います。

は行

●8050問題

80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題。

●バリアフリー

道路や建築物の入口の段差などの解消や、読みやすい大きな文字・点字での表示など、高齢者、障がいのある人などの社会参加や自立を困難にしている物理的、社会的、制度的、情報的な障壁（バリア）を除去し、全ての人が暮らしやすくする概念をいいます。

●PDCAサイクル

計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結び付け、その結果を次の計画に生かすプロセスのことです。

や行

●ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話・介護などを日常的に行っている子どものことです。

●ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無などに関わらず、できるだけ多くの人が利用できるようにデザインすることです。

藍住町

第9期介護保険事業計画

及び高齢者福祉計画

令和6年3月

発行：藍住町 健康推進課 介護保険室

〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前5番地1